

**第6期科学技術・イノベーション基本計画に向けた
科研費の改善・充実について**

令和3年1月21日

科学技術・学術審議会

学術分科会研究費部会

目次

はじめに	1
1. 第9期研究費部会において今後の検討課題とされたことへの対応	3
(1) 「新学術領域研究」の見直し	3
(2) 応募件数の増加への対応	4
(3) 新たな審査方式の検証及び検証結果を踏まえた見直し	6
2. 短期的に取組が求められること	8
(1) 科研費における種目のバランスと将来的に目指す予算規模について	8
①種目のバランスについて	
②将来的に目指す予算規模について	
(2) 若手研究者支援の改善・充実について	13
①「若手研究」における応募資格の経過措置について	
②「若手研究」の改善	
③「基盤研究(B)」における若手研究者の応募課題を優先的に採択できる仕組みについて	
④「若手研究」における独立基盤形成支援(試行)の改善	
(3) 国際共同研究の改善・充実について	18
①「国際共同研究強化(A)」の改善	
②「帰国発展研究」の改善	
③国際共同研究を推進するための改善	
(4) 大型種目の公募スケジュールの前倒しについて	22
3. 中長期的に検討すべきこと	25
(1) 科研費において対象とする研究者の範囲と必要とされる金額設定	25
(2) 若手研究者支援の改善・充実	27
(3) 新興・融合研究を推進するための制度の改善・充実	28
(4) 科研費における個人研究とグループ研究の在り方	29
(5) 戦略的創造研究推進事業等との連携	30

<別紙>

1	研究者が支える科研費制度－研究者には3つの「責務」がある－	31
2	新しい審査システムに関するアンケートについて (令和2年1月29日独立行政法人日本学術振興会)	32
3	<試算1>種目の性格、現状を考慮しつつ全体の新規採択率を30%とした場合	44
4	<試算2>試算1を踏まえ、更に配分額を充実した場合	45
5	<試算3>試算1を踏まえ、更に研究者数の増加を考慮した場合	46
6	経過措置を廃止した場合の応募件数の減少に関する試算	47
7	プロジェクト雇用の若手研究者の専従緩和による応募件数の増加に関する試算	48
8	独立基盤形成支援(試行)のアンケートについて (平成31年4月15日独立行政法人日本学術振興会)	50
9	「国際共同研究強化(A)」の改善について (令和2年5月28日独立行政法人日本学術振興会)	65

<参考資料>

1	第10期科学技術・学術審議会学術分科会研究費部会委員名簿	88
2	科研費改革に関する作業部会の設置について(平成31年4月3日第10期 科学技術・学術審議会学術分科会研究費部会、科学研究費補助金審査部会)	89
3	第10期科学技術・学術審議会学術分科会研究費部会・科学研究費補助金審査部会 科研費改革に関する作業部会委員名簿	97
4	第10期研究費部会及び科研費改革に関する作業部会における審議状況	98
5	「学術変革領域研究」について(令和元年10月23日科学技術・学術審議会 学術分科会研究費部会)	101
6	科研費改革推進タスクフォースにおける議論のまとめ(改訂版) (平成31年(2019年)3月15日独立行政法人日本学術振興会)	107
7	「研究力強化・若手研究者支援総合パッケージ」(令和2年1月23日 総合科学 技術・イノベーション会議)	148

はじめに

○科学研究費助成事業（以下「科研費」という。）は、人文学・社会科学から自然科学までの全ての分野にわたり、研究者個人の自由な発想に基づく独創的・先駆的な「学術研究」を支援する我が国唯一の競争的研究費であり、全ての研究活動の基盤となる「学術研究」を幅広く支えることにより、科学の発展の種をまき芽を育てる上で、大きな役割を果たしている。また、科研費は、現在 10 万件を超える応募について、毎年 7,000 名以上の研究者が審査委員として参画し、公正で透明性の高い審査システムを支えていることが重要な特徴として挙げられる。

○第 10 期科学技術・学術審議会学術分科会研究費部会（以下「本部会」という。）においては、第 9 期研究費部会において科研費に係る「今後の検討課題」とされた 4 つの課題^(※)について、主に審議・検討を行ってきた。また、それらに関する具体的な方策については、平成 31 年 4 月 3 日に本部会及び科学研究費補助金審査部会（以下「審査部会」という。）の下に、前期と同様、「科研費改革に関する作業部会」（以下「作業部会」という。）を設置し、日本学術振興会（以下「振興会」という。）とも連携して詳細な検討を行った。

※（1）「新学術領域研究」の見直し

（2）応募件数の増加への対応

（3）新たな審査方式の検証及び検証結果を踏まえた見直し

（4）科研費を中心とした学術研究を支える研究費制度の総合的な観点からの検討

○4 つの課題のうち、「（1）新学術領域研究の見直し」、「（2）応募件数の増加への対応」及び「（3）新たな審査方式の検証及び検証結果を踏まえた見直し」については、本部会で令和 2 年 6 月 30 日に取りまとめた「第 6 期科学技術基本計画に向けた科研費の改善・充実について（中間まとめ）」（以下「中間まとめ」という。）において、「1. 第 9 期研究費部会において今後の検討課題とされたことへの対応」に整理しており、既に文部科学省及び振興会において適切に対応しているもの、今後継続的な検討・対応が必要なものも含まれている。

○また、「（4）科研費を中心とした学術研究を支える研究費制度の総合的な観点からの検討」については、本部会において、令和元年 11 月から令和 2 年 2 月までの間に、3 回にわたる関連事業等の有識者との意見交換とそれを踏まえた総合的な議論を集中的に行い、科研費における今後の検討事項や、各事業及び大学等に期待すること等について、令和 2 年 3 月 31 日に「第 10 期研究費部会における関連事業等の有識者との意見交換のまとめ」（以下「意見交換のまとめ」という。）として取りまとめた。

○なお、意見交換のまとめにおいて科研費における今後の検討事項とされたことのうち、令和 3 年度の概算要求や制度改善等への反映が期待されることは、中間まとめの「2. 短期的に取組が求められること」として整理し、その多くは令和 2 年度及び 3 年度公募

等に反映されたところである。また、第 11 期研究費部会の期間中に具体的な検証や方向性・選択肢の整理を行うことを目指すことは「3. 中長期的に検討すべきこと」に整理していた。

- 中間まとめの公表後、新型コロナウイルス感染症の感染拡大がもたらした世界の変容に対応すべく、令和 2 年 9 月 30 日に科学技術・学術審議会学術分科会及び情報委員会の合同提言として「コロナ新時代に向けた今後の学術研究及び情報科学技術の振興方策について（提言）」¹が取りまとめられた。その中で、「不測の事態においても研究を継続するためのレジリエンスの確保」の一つとして、「科研費の全研究種目の基金化」の推進が求められたところである。
- また、コロナ禍により、各研究機関において情報科学技術を活用した遠隔での活動が急速に拡大しつつある中、国は各分野の特性を踏まえつつ、「研究のデジタル・トランスフォーメーション（DX）」²を進めることが必要とされている。今後、多様な学術情報のデジタル化や研究の遠隔化・スマート化の進展とともに、ビッグデータの活用を通じた異分野領域との融合、新たな学術領域や革新的な成果の創出なども期待される。
- 本報告書においては、中間まとめ以降の科研費を巡る様々な状況の変化等を踏まえた更新を行うとともに、第 11 期研究費部会において「3. 中長期的に検討すべきこと」について検討に当たっての留意点等を付すこととする。

¹ 「コロナ新時代に向けた今後の学術研究及び情報科学技術の振興方策について（提言）」
https://www.mext.go.jp/content/20201105-mxt_sinkou01-000010450_001.pdf

² 上記報告書では、「研究の DX」をネットワーク・計算資源等の情報システム基盤の整備・高度化、データや学術情報のデジタル基盤の整備・高度化、研究施設・設備の遠隔化・スマート化等を推進することにより、多様な研究形態や、効果的・効率的な研究プロセスの実現、更には、データ駆動型研究や AI 駆動型研究をはじめとする情報科学技術を活用した新たな科学的手法の進展等を促進することと定義している。

1. 第9期研究費部会において今後の検討課題とされたことへの対応

(1) 「新学術領域研究」の見直し

(検討経過)

- 「新学術領域研究」は、既存の研究分野の枠に収まらない新興・融合領域や異分野連携などの意欲的な研究を適切に見出し支援するために、従来の「特定領域研究」と「学術創成研究費」を発展的に見直し、学術の水準の向上・強化につながる新たな研究領域や革新的・挑戦的な学術研究の発展を促すことを目的として、平成20年度に新設した種目である。
- 本種目においては、第6期研究費部会がアンケート調査や審査部会の意見聴取の結果等を踏まえて、平成24年7月25日に取りまとめた「科学研究費助成事業（科研費）の在り方について（審議まとめ その2）」に示された方向性に沿って、公募研究の重複制限、設定要件の見直し等の措置を講じている。
- その後、平成26年8月27日に科学技術・学術審議会学術分科会がまとめた「我が国の学術研究の振興と科研費改革について（第7期研究費部会における審議の報告（中間まとめ）」において、大規模科研費（特別推進研究、新学術領域研究）については、グローバル化を踏まえた審査や評価の改善の検討、また大型研究の枠組みの中で次世代の研究者を育成する仕組みや、ボトムアップで育った有望な研究テーマを伸ばし、国際プレゼンスを戦略的に上げていくような仕組みの検討が必要と指摘された。
- さらに、平成28年12月20日に第8期研究費部会がまとめた「科研費による挑戦的な研究に対する支援強化について」において、本種目については、平成28年2月24日に審査部会がまとめた「科学研究費助成事業「新学術領域研究（研究領域提案型）」の成果・課題について」を踏まえ、現行種目の意義・効果を十分確保しつつ、先行実施する「挑戦的研究」の効果等を見極めながら、将来的な在り方を検討することが必要であるとされた。
- このため、第9期研究費部会では、平成29年4月に作業部会を設置し、「新学術領域研究」の見直しに関する検討に着手した。作業部会では、「領域型研究」への支援について、「基盤研究」等、他の種目では代替・補償しがたいものを明確にし、そもそも「領域型研究」による支援が必要か否かを原点に立ち返って、振興会や研究者等の意見も聴取しながら検討を行った。

(「学術変革領域研究」の創設)

- これらの検討結果を踏まえ、本部会では、審査部会の意見も聴取しつつ、「新学術領域研究」を発展的に見直し、新たな領域研究の創設に向けた議論を行った。そして、令和元年10月23日、次代の学術の担い手となる研究者の参画を得つつ、多様な研究グループによる有機的な連携の下、様々な視点から、これまでの学術の体系や方向を大きく変革・転換させることを先導することなどを目的とする「学術変革領域研究」を創設することとし、その目的・対象、審査時期・審査方式、評価時期・評価方

法、他の種目との重複制限等をまとめた「「学術変革領域研究」について」を取りまとめた。

(振興会への審査・評価業務の移管)

- 上記の「「学術変革領域研究」について」において、「学術変革領域研究」の審査・評価業務の振興会への移管については、「文部科学省で審査を少なくとも2回程度実施し、(B)の応募状況等を踏まえ、審査方法等の改善を図った後に振興会に移管することを想定。」、また、「移管に当たっては、振興会の学術システム研究センターにおける業務の増加が見込まれることから、十分な体制の強化が必要である」とされている。
- 「学術変革領域研究」の移管をスムーズに行うためには、現在、振興会が行っている大型種目（「特別推進研究」及び「基盤研究（S）」）の公募スケジュールを前倒しする必要があると考えられるが、令和2年3月下旬以降、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を受け、振興会は一部審査を中断せざるを得なかったため、令和2年度の審査スケジュールは例年よりも遅れた（詳細は「2. 短期的に取組が求められること（4）大型種目の公募スケジュールの前倒しについて」参照）。
- このため、「学術変革領域研究」の審査・評価業務の振興会への移管時期については、大型種目の公募スケジュールの前倒しの時期と合わせて、新型コロナウイルス感染症の収束状況等も勘案し、改めて検討する必要があると考えられる。

(2) 応募件数の増加への対応

(現状等)

- 応募件数増加への対応については、第9期研究費部会が平成31年1月25日に取りまとめた「第9期研究費部会における審議のまとめ」において、「今後、科研費制度の趣旨を踏まえた応募動向の十分な検証を行い、応募資格の見直しや審査方式改善の是非も含む制度全体を俯瞰した実効性のある方策を検討していく必要がある。」とされている。
- 近年、大学や研究機関等による基盤的経費の通減等を背景として、基盤的経費と競争的研究費によるデュアルサポートシステムが変容する中、これまで基盤的経費が担ってきた自由なボトムアップ型の研究についても、科研費に依存しようとする傾向が強まり、平成28年度には、主要研究種目の応募件数が初めて10万件を超え、とりわけ「基盤研究（C）」が著しく伸びている。
- なお、令和元年度には主要種目の応募件数が約2,000件減少している。また、令和2年度には、平成23年度以降増加の一途を辿っていた「基盤研究（C）」の応募件数が800件ほど減少するとともに、重複応募制限のルール変更などにより種目毎の応募動向にはこれまでにない変化が見られる。
- 応募件数の増加を科研費へのニーズの高まりと解して肯定的に受け入れることもできるが、審査負担の増加は極めて重大な課題であるため、平成31年度助成（平成30

年9月公募)の公募要領においては、一部研究機関において科研費の応募・採択状況等が、研究者個人や組織の評価指標として用いられている状況がみられることから、各研究機関に対し、研究者の自由な発想に基づく研究課題の応募という趣旨を逸脱しないよう注意喚起がなされている。

- 今後も応募件数が増加の一途を辿れば、審査委員の審査負担の増加により、公平・公正な審査に支障を来しかねないことから、平成29年度から作業部会と振興会に設けられた科研費改革推進タスクフォースを中心に検討を重ね、平成31年3月15日には、振興会が「科研費改革推進タスクフォースにおける議論のまとめ(改訂版)」(以下「議論のまとめ(改訂版)」という。)を取りまとめた。

(議論のまとめ(改訂版)の要旨)

- 応募件数については、平成10~30年度で約7万5千件から約10万3千件と増加し、最近5年間でも毎年約2,000件程度増加している。また、研究種目別では「基盤研究(C)」に増加が集中しており、組織別では国立大学よりも私立大学において高い伸び率を示し、研究分野別では、医歯薬学、人文学、社会科学、複合領域(※)において増加が強く表れている。(※平成29年度までの「系・分野・分科細目表」の分野区分)
- 科研費の予算額が横ばいの中で、応募件数が増加したために採択率の低下等の結果に至っている事実に対して、単に国が政策目標として設定した採択率を維持するための形式的な是正措置として応募制限を考えることは、科研費の基本理念に反することである。
- 応募件数増大の背景として、大学評価や個人評価などに科研費の採択実績が利用されること、また、国立大学における基盤的経費の逡減などが考えられることから、教育と研究に対する国家の投資、国立大学法人運営費交付金などの大学政策と研究費制度全体を含めた包括的な議論が必要である。

- また、令和元年9月に開催した科学研究費助成事業説明会において、科研費制度は研究者が支えるものであり、研究者には「応募者」及び「研究実施者」としての責務とともに、「審査委員」としての「責務」があり、研究者が審査委員として優れた研究計画を見出すことは、科研費によって優れた研究成果を創出することと同様、学術研究を支えるためにも重要であることを周知徹底し、積極的な審査への協力を促している。(別紙1参照)

(今後の方向性)

- ・応募件数の増加については、特に「基盤研究(C)」の増加が顕著であるが、新たな審査方式の導入により、近年では「挑戦的研究」等における総合審査方式による審査負担の増加も課題となっている。
- ・一方で、研究者が科研費の審査に参画することは、学術研究を支えるための重要な責務であるとともに、他の審査委員の多様な意見を踏まえ、客観的・学術的な評価を行

う能力を磨き、視野を広げることにも繋がるため、研究者の育成という側面も有している。そのため、振興会においては、審査委員の負担を軽減するとともに次世代の審査委員を育成するなどの観点から、令和元年度に実施する審査から、「若手研究」と「若手研究（B）」の採択経験者を「審査委員候補者データベース」（令和元年度登録者数：約 13 万名）に登録し審査委員候補者の拡充を図るとともに、49 歳以下の審査委員未経験者を積極的に審査委員として登用することを進めている。

- ・これまで増加の一途を辿っていた応募件数については、令和 2 年度には「基盤研究（C）」の応募件数が減少するなど、これまでにない変化も見られることから、応募件数増加への当面の対応としては、引き続き、審査委員候補者を拡充し、若手研究者などを積極的に審査委員として活用することとする。なお、できるだけ一部の研究者に審査負担が偏ることがないように、研究者全体で科研費の審査を支えていくためには、審査委員を引き受けることが研究者の責務であり、学術研究を支えるためにも重要であることを引き続き周知徹底し、研究者の理解と協力を得ることが必要である。
- ・また、審査負担の軽減の観点から、今後の振興会における「科研費審査システム改革 2018」による効果等の検証結果を踏まえ、審査の簡素化についても検討することが必要であると考えられる。

(3) 新たな審査方式の検証及び検証結果を踏まえた見直し

(現状等)

- 平成 30 年度助成に係る公募から、科研費の公募・審査の在り方を抜本的に見直し、多様かつ独創的な学術研究を振興するため、「基盤研究」及び「若手研究」については、新たな審査区分表により応募を受け付けるとともに、新たな審査方式（「総合審査」方式及び「2 段階書面審査」方式）により審査を行っている。なお、これに先立ち「挑戦的研究」については、平成 29 年度助成に係る公募から「総合審査」方式により審査を行っている。

(アンケート調査の実施)

- 振興会では、新たな審査方式の検証の一環として、令和元年度に、旧審査方式（2 段階審査方式）と新しい審査方式（総合審査、2 段階書面審査）の両方を経験したことのある審査委員を対象としたアンケート調査を実施した。（別紙 2 参照）
- アンケート調査の結果、総合審査については、「旧審査方式に比べ、合議審査が充実し審査が深まったと思いますか」との質問に対して、「思う」又は「やや思う」と回答した者の割合が 90%以上であった。また、2 段階書面審査についても、「旧審査方式に比べ応募課題への理解を深めた上で審査ができたと思いますか」との質問に対して、「思う」又は「やや思う」と回答した者の割合が 85%であるなど、審査委員経験者は、新しい審査方式についておおむね好意的であることが明らかとなった。
- 一方で、改善すべきこととして、総合審査については、すべての応募課題に一つ一つ目を通す必要があるため審査件数を減らすことができないか、合議審査の時間にも

限りがあるため書面審査の上位数%のみを対象とすることや審査会冒頭の概要説明を省略することはできないかなど、2段階書面審査については、自身の専門とは離れた分野の審査が困難であった、審査委員によって基準が異なるように審査意見の書き方を統一して欲しいなどの要望・意見等が出された。

(今後の方向性)

- ・新たな審査方式を含め、より良い審査方式の在り方については、これらのアンケート結果や、平成31年3月に振興会が取りまとめた「議論のまとめ(改訂版)」等を踏まえて、引き続き、文部科学省と振興会が緊密な連携を図りながら検討を進め、適切な見直しを行っていく必要がある。

2. 短期的に取組が求められること

(1) 科研費における種目のバランスと将来的に目指す予算規模について

(現状等)

○科研費の予算額は、第1期科学技術基本計画初年度の平成8年度に1,000億円を突破し1,018億円となった。その後、平成13年度から間接経費の措置が開始され、令和2年度には2,374億円となっている。(表1参照)

表1 第1期～第5期科学技術基本計画期間中の科研費予算の増額の状況

第1期 (H8～12)	第2期 (H13～17)	第3期 (H18～22)	第4期 (H23～27)	第5期 (H28～R2)	平均
495億円	461億円	120億円	273億円	101億円	290億円

(注) 平成7年度予算額 924億円→令和2年度予算額 2,374億円 (+1,450億円)

○平成7年度から令和2年度の25年間で科研費の予算額は1,450億円増加しているが、このうち約36%が間接経費となっている。また、この間、国立大学法人運営費交付金は、法人化以降約1,400億円減少するなど、大学等を取り巻く環境は大きく変化してきている。

○この25年間に、科研費の種目は審議会での議論等を踏まえて、様々な変遷を経て現在の構成となっている。主な種目の変遷及び採択率(採択件数)、充足率(平均配分額)の状況は次のとおりである。

【主な種目の変遷】

ア. 大型の種目

- ・昭和57年度に「特別推進研究」が新設され、新設当時は推薦制であったが昭和59年度からは公募されるようになった。また、応募総額は新設当時にはおおむね3億円であったが、平成12年度には5億円程度までに拡充された。
- ・平成13年度に「基盤研究(S)」と「学術創成研究費」が設けられたことで充実が図られたが、平成24年度に「学術創成研究費」が廃止され、その後小型の種目や若手研究者を対象とした種目の予算措置が優先されてきた。
- ・「特別推進研究」については、平成30年度公募から、「現在の世界最先端の研究」の単なる継続・発展の支援ではなく、新しい学術の展開に向けた「挑戦性」を重視し、従来の研究活動を超えて大きなブレークスルーを目指す研究を支援するため、新しい学術を切り拓く真に優れた独自性のある研究を重点的に支援するものとして、その位置付けを明確化している。
- ・また、大型種目の予算が伸びない中で、より多くの研究者に挑戦の機会を与える必要があるため、やむを得ない措置として、新たに原則1回までの受給回数制限を設けているが、応募件数が毎年度100件程度で推移する中、平成23年度には採択件数が15件であったが、平成30年度からは12件となっている。

- ・なお、「科研費による挑戦的な研究に対する支援強化について」（平成 28 年 12 月 20 日 科学技術・学術審議会学術分科会研究費部会）において、「特別推進研究」の受給回数制限や応募額の下限の導入により、「基盤研究（S）」への応募が増え、競争が激化することも想定されることから、「基盤研究（S）」の採択件数を増加させる等の対応について検討することが必要である。」とされていた。しかし、その後「基盤研究（S）」についての議論はされておらず、平成 23 年度と平成 30 年度を比較すると、応募件数が 200 件近く増加したのに対し、採択件数は 90 件から 80 件に減っており、国際的に最先端を担おうとする研究や新たな展開を目指そうとする挑戦的な研究を十分に支援できる状況にはなっていない。

イ. 「基盤研究（A・B・C）」に関する種目

- ・平成 7 年度までの「総合研究（A・B）」、「一般研究（A・B・C）」、「試験研究（A・B）」を統合したものである。これらの種目について、当時研究者は種目の趣旨の異なる「総合研究（A）」、「総合研究（B）」、「一般研究（A・B・C）」、「試験研究（A・B）」にそれぞれ 1 件ずつ計 4 件まで応募することができた。（表 2 参照）

表 2 「総合研究（A・B）」、「一般研究（A・B・C）」、「試験研究（A・B）」の概要

種目	内容
総合研究（A）	異なる研究機関に所属する複数の研究者が共同し、緊密な連絡の下、具体的に研究を行うもので、支援期間は 3 年以内。
総合研究（B）	異なる研究機関に所属する複数の研究者が共同研究等の研究計画等の企画調査を行うもので、支援期間は 1 年。
一般研究（A・B・C）	研究者が一人で行う研究又は同一の研究機関に所属する複数の研究者が共同して行う研究であって、特色ある研究を格段に発展させるためのもの。 （A） 4 年以内 1,000 万円以上 5,000 万円未満 （B） 3 年以内 300 万円以上 1,000 万円未満 （C） 3 年以内 300 万円未満
試験研究（A・B）	同一の研究課題について研究者が通常数人で共同して行う研究であって、基礎となるこれまでの研究成果の累積を踏まえて、さらに研究を発展させることにより、研究の成果が実用に移される可能性を持つ試験的・応用的な研究。支援期間は 3 年以内。

- ・これらの種目は数次の見直しを経て、現在、「基盤研究（A・B・C）」となっているため、研究者は「基盤研究（A・B・C）」のいずれか 1 件しか応募することができなくなったことから、以前と比較し重複応募制限が厳しくなったとの

意見が出されることがある。

- ・平成8年度の「基盤研究（A・B・C）」の予算額は473億円で、令和2年度には1,158億円となっており685億円増加しているが、このうち約39%が間接経費となっている。

ウ. 萌芽的・挑戦的な研究を対象とする種目

- ・当該種目については、平成2年度に「一般研究（C）」と「奨励研究（A）」の応募者について、自己の研究課題について「萌芽的研究」である旨を説明する自己申告制度を導入したことが始まりで、平成8年度には種目「萌芽的研究」を設けた。
- ・その後、「萌芽研究」、「挑戦的萌芽研究」と名称を変更し、平成29年度からは「挑戦的研究（開拓・萌芽）」として現在に至っている。
- ・令和2年度より「挑戦的研究（開拓）」において、「基盤研究（B）」との重複応募を認めた結果、「挑戦的研究（開拓）」の応募数が大きく増加し、当該種目への期待の大きさが見えてきている。

エ. 若手研究者を対象とする種目

- ・当該種目については、昭和43年度の「奨励研究（A）」（研究期間：1年、応募限度額：100万円）が始まりで、その後、「若手研究（S・A・B・スタートアップ）」の新設・廃止・名称変更等が行われ、現在、「若手研究」と「研究活動スタート支援」が設けられている。

【採択率（採択件数）、充足率（配分額）の状況】

ア. 採択率（採択件数）

- ・科研費は第5期科学技術基本計画においても、「新規採択率30%の目標」を目指している。令和2年度の主な種目の新規採択率は28.4%となっているが、新規採択率は種目によって異なっており、大型の種目（「特別推進研究」や「基盤研究（S）」）では10%程度、中型から小型の種目（「基盤研究（A・B・C）」）では25～29%程度、若手研究者を対象とした種目では38～40%程度となっている。
- ・「基盤研究（A・B・C）」の平成8年度と令和元年度の新規・継続の採択件数を比較すると、20,000件から50,800件と2.5倍に増えているが、その約86%を「基盤研究（C）」（26,700件増）が占めている。

イ. 充足率（配分額）

- ・充足率は、大型の種目では高く、小型の種目、若手研究者を対象とした種目では低く設定するとともに、「挑戦的研究」では基本的に応募額のとおり配分するなど、各種目の特性に応じた充足率を目指している。
- ・中型から小型の種目、若手研究者を対象とした種目については、採択率をより重視してきたため、平均配分額は年々低下傾向にある。（表3参照）

表3 主要種目における新規採択課題1件当たりの平均配分額（直接経費）の推移

(単位：千円)

	H23	H25	H27	H29	R1
特別推進研究	90,147	126,053	102,514	106,762	93,583
新学術領域研究 (研究領域提案型)	5,650	5,866	6,687	6,509	6,402
基盤研究 (S)	37,581	41,853	37,886	41,274	38,454
基盤研究 (A)	13,235	12,545	11,509	11,254	11,763
基盤研究 (B)	5,667	5,311	4,958	5,041	5,068
基盤研究 (C)	1,618	1,449	1,367	1,303	1,210
挑戦的萌芽研究	1,553	1,515	1,424	—	—
挑戦的研究 (開拓)	—	—	—	6,850	6,968
挑戦的研究 (萌芽)	—	—	—	2,377	2,337
若手研究 (A)	8,408	7,753	7,300	7,570	—
若手研究 (B)	1,532	1,382	1,320	1,360	—
若手研究	—	—	—	—	1,294
研究活動スタート支援	1,173	1,043	1,074	1,033	1,011
国際共同研究強化 (B)	—	—	—	—	2,678

(今後の方向性)

①種目のバランスについて

- ・文部科学省では、平成27年9月29日に「科研費改革の実施方針」を策定し、第5期科学技術基本計画の計画期間（平成28～令和2年度）を展望し、科学技術・学術審議会等の提言を尊重しつつ、科研費改革を実施してきている。特にこの間、若手研究者への重点支援を行い、若手種目の採択率は上昇したが、その他の種目については、一定の助成水準は維持しつつも、大学における基盤的研究費が期待できない現状もあり、採択率、充足率とも研究者等の期待に十分には応えられていないと考えられる。
- ・科研費は、全ての分野を対象として、実力ある若手から中堅・シニアの研究者に、自ら選択し応募する研究計画の内容等に応じた小型から大型までの研究費を措置することで、我が国の学術研究を振興する極めて重要な役割を果たしている唯一の競争的研究費である。
- ・我が国全体の財政状況が厳しい中において、科研費においてどのような種目を設け、どの種目を重視していくかについては、研究者等からの意見等を十分に考慮した上で、優先順位を付して対応していくことがある程度やむを得ないと考えられるが、その際、大学における科研費への期待や、同じ種目の中でも専門分野によって必要な研究費の額が異なること、更には他の競争的研究費における支援状況な

ど、様々な視点を踏まえて検討すべきである。

- ・第6期科学技術・イノベーション基本計画期間中においては、優れた若手研究者については現在の採択水準（対象種目：「若手研究」及び「研究活動スタート支援」）を維持しつつ、その後のキャリアに応じた効果的な研究費支援を切れ目なく行えるよう、「基盤研究」など他の種目についてもバランスよく充実を図ることとし、全体として新規採択率30%の確保を目指すことが必要であると考えられる。
- ・その際、「基盤研究（C）」の科研費全体に占める応募・採択件数の割合が高い一方で、「基盤研究（A）」以上の種目の採択率・予算額が長年横ばいから漸減傾向にあることには留意すべきである。また、近年、基盤的経費の減少などから、従来、大学が担ってきた資金需要を科研費に求める傾向があるが、科研費は本来、基盤的経費によって確保された研究環境基盤を前提として、優れた独創的な研究を幅広く助成するための競争的研究費である。科研費総額も横ばいである中、基盤的経費が担うべき大学の研究活動に係る役割を科研費が担うことになれば、我が国の学術研究・科学技術のレベルに更なる悪影響を及ぼしかねない。科研費はピアレビューによりその質の高さを認められた特定の研究課題に取り組むための競争的研究費であり、各大学の裁量により幅広い目的に使用できる運営費交付金等による基盤的経費とは目的・性格が大きく異なるものであることから、引き続き「デュアルサポートシステム」の適正化を求めることが極めて重要である。
- ・また、国際的に優れた研究成果を期待できる大規模研究も他の制度と合わせて充実していく必要があり、その中で研究者の自由な発想に基づく研究をより多く支援できるようにすることが重要である。
- ・「特別推進研究」及び「基盤研究（S）」などの大規模な基礎研究は、これまでも新しい学術を切り拓く優れた研究成果を数多く挙げてきており、一段と激化する国際競争にあって集中投資が必要になっている状況等を踏まえ、一層拡充することが必要かつ急務となっている。その実現に向け、科研費による大規模研究の充実に取り組むとともに、研究成果の発信強化、信頼性の高い審査の更なる充実などをより一層積極的に行っていくことが求められる。

②将来的に目指す予算規模について

- ・科研費における将来的に目指す予算規模については、科研費は研究者が競争を通じて切磋琢磨し、研究能力を高め、中長期的に世代交代を円滑に進める役割を担っていること、また、実力のある研究者が継続的・安定的に研究を続けられるようにすべきこと、更に、第5期科学技術基本計画において新規採択率30%の目標を達成できなかったこと等を踏まえ、一定の競争性を維持した新規採択率を一つの指標として算出することが適当であると考えられる。
- ・そのため、本来は全ての種目で最低30%の採択率を目指すべきであるが、第6期科学技術・イノベーション基本計画期間においては、上記「①種目のバランスについて」を踏まえ、少なくとも、全体として新規採択率30%の達成を目指す必要がある。（「試算1」参照）その上で、配分額の充実（充足率を向上）に向けた更なる

予算の充実に取り組む必要があると考えられる。（「試算2」参照）

【将来的に目指す予算規模についての三つの試算】

（試算1）

令和元年度の配分実績に基づき、種目の性格等を考慮（※）しつつ全体の新規採択率を30%とすると、主要種目の所要額は約2,458億円と推計される。（別紙3参照）

※目標とする新規採択率

- ・大型の種目及び挑戦性の高い種目については15%又は20%。
- ・科研費の中核的な種目である「基盤研究（A・B・C）」等については30%。
- ・若手研究者を対象とする種目については40%。

（試算2）

試算1の推計値を基に、配分額を充実（最低平均充足率を70%、85%、100%に向上）すると、所要額は約2,509億円から約3,370億円と推計される。（別紙4参照）

（試算3）

試算1の推計を基に、科研費の応募資格を有する研究者数が平成27年度から令和元年度までの増加率と同じペースで増えると仮定すると、5年後である令和7年度の所要額は約2,623億円と推計される。（別紙5参照）

（2）若手研究者支援の改善・充実について

①「若手研究」における応募資格の経過措置について

（現状等）

- 「若手研究」における応募資格の経過措置については、「科研費による挑戦的な研究に対する支援強化について」（平成28年12月20日 科学技術・学術審議会学術分科会研究費部会）において、以下のとおりとされている。
 - ・「若手研究」への応募要件見直しによる激変が生じないよう、39歳以下の博士号未取得者については、当面は応募を認める経過措置を設けることとする。
 - ・経過措置の期間については、新要件導入後3年程度とし、応募・採択の状況を踏まえて改めて検討（分野の特質を勘案する適否を含む）することとする。
- 新要件導入後の「若手研究」における応募要件内識別の応募・採択件数の状況（平成30～令和2年度）は表4のとおりであり、要件4による応募件数は年々減少している。
- 要件4で応募する者が同率で減少すると仮定すると、経過措置を廃止した場合、令和3年度の応募件数は約5,100件減少すると推察される。（別紙6参照）
- 科学技術・学術政策研究所が実施した「ポストドクター等の雇用・進路に関する調査」によると、政府系競争的資金により雇用されているポストドクター等が4,056名（平成27年度実績）であった。科研費においては、現在でも所属研究機関が認める

場合には応募できることから、令和2年度から実施予定のプロジェクト雇用の若手研究者の専従緩和による応募件数の増加は最大で約4,000件程度と推察される。(別紙7参照)

表4 「若手研究」における応募要件内識別の応募・採択件数

応募要件		応募件数		採択件数	
要件1	令和2年4月1日現在で博士号取得後8年未満	R2年度	13,146	R2年度	5,830
		R1年度	13,850	R1年度	6,158
		H30年度	14,331	H30年度	5,050
要件2	博士号未取得であるが、令和2年4月1日までに博士の学位を取得する予定であり、かつ、令和2年4月1日現在で40歳以上	R2年度	95	R2年度	34
		R1年度	97	R1年度	29
		H30年度	116	H30年度	30
要件3	令和2年4月1日現在で育児休業等の期間を除くと博士号取得後8年未満	R2年度	113	R2年度	55
		R1年度	113	R1年度	56
		H30年度	119	H30年度	45
要件4	博士号未取得または博士号取得見込者であり、かつ、令和2年4月1日現在で39歳以下	R2年度	5,354	R2年度	1,577
		R1年度	5,530	R1年度	1,588
		H30年度	5,803	H30年度	1,131
合計		R2年度	18,708	R2年度	7,496
		R1年度	19,590	R1年度	7,831
		H30年度	20,369	H30年度	6,256

(注) 応募要件の記述は令和2年度公募時のもの

(今後の方向性等)

- ・新要件導入後3年の応募・採択の状況等を踏まえると、経過措置の導入により激変が生じることなく制度の定着が進んでいると考えられることから、令和2年度をもって応募資格の経過措置は終了することが適当であると考えられる。
- ・この方向性を踏まえ、令和3年度公募においては、「若手研究」の応募資格の経過措置を終了した。

②「若手研究」の改善

- ・現在、「若手研究」の研究期間は「2～4年間」であり、これは平成19年度に当時の「基盤研究(A・B・C)」の研究期間(2～4年間)に合わせて、当時の「若手研究(A・B)」の研究期間「2～3年間」を「2～4年間」に延伸したことによるものである。なお、「基盤研究(A・B・C)」の研究期間については、その後平成20年度に「2～4年間」を「3～5年間」に延伸している。
- ・若手研究者が継続的・安定的に研究を遂行できることは極めて重要であり、「基盤研究(A・B・C)」と同様、研究期間を延伸することを検討すべきではないか。ただし、若手研究者が次のキャリアを形成していく上で、研究期間設定の自由度は高い方が望ましいと考えられることから、研究期間の上限は5年とし、下限は引き続き2年間とすることが適当であると考えられる。
- ・また、研究期間の延伸は、これまで以上に継続的・安定的な研究実施を可能とする

ために行うものであり、研究期間の上限を5年間とすることで、単年度当たりの研究費が減額されることがないように、充足率の向上を併せて行うべきである。なお、各研究機関において若手研究者が腰を据えて研究に取り組める環境・制度を整えることが、競争的研究費による支援を活かすためにも重要である。

- ・他方、「若手研究」種目群への応募については、その趣旨が、経験の浅い若手研究者に研究費を得る機会を与え、研究者として良いスタートを切れるように支援することであることを照らし、「若手研究」種目群から「基盤研究」種目群へのスムーズな移行を励行するため、一度「基盤研究」種目群を受給した者については、「若手研究」への応募を認めない方向で応募制限を見直すことが適当と考えられる。
- ・上記の方向性を踏まえ、令和3年度公募においては、「若手研究」の研究期間を「2～4年間」から「2～5年間」に延伸するとともに、一度「基盤研究」種目群の科研費を受給した者については、「若手研究」への応募を認めないこととした。

③「基盤研究（B）」における若手研究者の応募課題を優先的に採択できる仕組みについて

(現状等)

- 「基盤研究（B）」における若手研究者の応募課題を優先的に採択できる仕組みの導入の背景として、経験の浅い若手研究者に研究費を得る機会を与え、研究者として良いスタートを切れるように支援するための「若手研究」種目群と、完全な競争原理により審査される「基盤研究」種目群という種目の趣旨の違いがあること、他方、「若手研究（A）」を獲得できる研究者は、若手研究者であっても「基盤研究（B）」等で十分に競争できる実力があると考えられ、若手優遇枠ともいえる「若手研究」種目群の枠組みの中で高位の種目を作るよりも、「基盤研究」種目群の中で切磋琢磨されることが望ましい、といった議論を経て、「若手研究（A）」の見直しに至ったことが挙げられる。
- その結果、見直しの方策については、「科研費による挑戦的な研究に対する支援強化について」（平成28年12月20日 科学技術・学術審議会学術分科会研究費部会）において、次のとおりとされている。
 - ・平成30年度助成（平成29年9月公募）より、「若手研究（A）」の新規公募を停止し、これまで当該種目によって支援してきた若手研究者の研究課題については、「基盤研究」種目群等において対応することとする。なお、こうした「基盤研究」種目群等への統合に伴い、若手研究者の採択状況をめぐって当事者に過度の不安を生じさせないよう、時限的な経過措置として若手研究者を対象とした採択調整の仕組みを導入する。
 - ・具体的には、「若手研究（A）」を終了した研究者の多くが応募している「基盤研究（B）」の審査において、若手研究者による応募課題から、適当なものを優先的に採択できる枠組みを設ける。
 - ・「若手研究（A）」が「39歳以下の研究者が1人で行う研究」であることを踏まえ、上記の優先的な採択の枠組みにおいても、「若手研究者」が代表者になっている研

究のみを対象とする。なお、後述のとおり「若手研究」の応募要件の見直しについて検討したところであるが、当該経過措置は現行の「若手研究（A）」の応募要件を満たす者への配慮から設けるものであるため、現行の応募要件である 39 歳以下という定義を適用する。

- ・また、当該経過措置の期間については、現行の「若手研究（A）」に応募が可能となっている研究者等への配慮という観点を踏まえながら、導入後 3 年程度とする。

○平成 29 年度から令和 2 年度までの「基盤研究（B）」の応募・採択の状況は表 5 のとおりである。

表 5 「基盤研究（B）」の応募・採択件数

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
応募件数（全体）	11,041 件	11,577 件	11,396 件	12,198 件
同上（39 歳以下）	683 件(6.2%)	1,608 件(13.9%)	1,368 件(12.0%)	1,850 件(15.2%)
採択件数（全体）	2,729 件	2,965 件	3,327 件	3,393 件
同上（39 歳以下）	222 件(8.1%)	447 件(15.1%)	473 件(14.2%)	572 件(16.9%)
採択率（全体）	24.7%	25.6%	29.2%	27.8%
同上（39 歳以下）	32.5%	27.8%	34.6%	30.9%

（今後の方向性等）

- ・「基盤研究（B）」の 39 歳以下の研究者の応募・採択件数は、本経過措置導入初年度の平成 30 年度に、前年度と比較し 2 倍以上に増加している。また、令和 2 年度公募から、受給回数 2 回目の「若手研究」と「基盤研究（S・A・B）」との重複応募制限を緩和したことにより、「基盤研究（B）」の応募・採択件数は更に増加している。
- ・これらの結果を踏まえると、若手研究者の採択状況をめぐって当事者に過度の不安を生じさせないようにするという本経過措置の目的は相当程度達成されていると考えられることから、令和 2 年度をもって本経過措置は終了することが適当であると考えられる。
- ・この方向性を踏まえ、令和 3 年度公募から、「基盤研究（B）」における経過措置を終了した。

④ 「若手研究」における独立基盤形成支援（試行）の改善

（現状等）

- 「科研費による挑戦的な研究に対する支援強化について」（平成 28 年 12 月 20 日 科学技術・学術審議会学術分科会研究費部会）において、「研究室主宰者として研究活動を行おうとする際に必要な研究基盤の整備は、本来、当該研究者の所属機関が担うべき役割であるが、デュアルサポートシステムの機能不全により、その実施が困難となっている」ことに対する問題意識が挙げられ、こうした現状を踏まえ、「科研費による支援の効果・効用を更に高め、研究成果の最大化を目指すためには、研

究基盤整備における所属機関の一定のコミットメントを前提とした上で、独立支援の措置を科研費の仕組みの中に導入することが適当」とされ、平成 29 年度から試行として「独立基盤形成支援（試行）」を実施している。

- 本制度では、「若手研究」の研究代表者として新規に採択された者で、准教授以上の職に就いて 2 年以内の者、かつ、研究室を主宰している者を支援対象者としており、平成 29 年度公募では周知期間が短かったとの課題が指摘されたことから、平成 30 年度公募では公募期間を 2 週間程度延長する改善を図ったが、応募件数は増加しなかった。（平成 29 年度：65 件、平成 30 年度：66 件）。
- また、令和元年度公募では、公募要領において制度趣旨の記載を充実し、研究代表者自身が真に希望する研究基盤整備を支援対象とすることをより明確にするとともに、それまで研究機関に寄付する設備等のみを対象経費としていた経費区分（I）について、対象となる用途を拡大するなどの改善を図ったが、応募件数はほぼ前年度と同じ 67 件であった。
- なお、平成 31 年 3 月に振興会が行った採択者及び採択機関を対象としたアンケート調査においては、特に採択者からは好意的な意見が示されるなど一定の効果が確認できた。（別紙 8 参照）

（今後の方向性等）

- ・本制度は、科研費の立場から研究機関における若手研究者支援と基盤的経費の在り方を考える上でも有効であり、研究機関のニーズも踏まえ、必要な改善を行いつつ継続することが適当であると考えられる。
- ・まず、公募時期について、本制度の支援対象者は支援対象年度の 4 月 1 日現在で「若手研究」の研究代表者として新規に採択された者であることから、現在は支援対象者が明らかになった後に公募を行っている。しかし、年度が始まってからの公募では、研究代表者が所属する研究機関における当該年度の経費執行計画が既に決まっていることから、本制度が研究機関に求めている支援額の措置を計画的に行いにくい場合があるため、公募時期を前年度に前倒しすることが適当であると考えられる。
- ・また、令和元年度までの支援対象者は、「若手研究」の研究代表者として新規に採択された者で、准教授以上の職位に就いて 2 年以内の者、かつ、研究室を主宰している者であったが、この要件が平成 29 年度からの毎年度の応募件数が 65 件程度にとどまっている一因とも考えられたため、「若手研究者が研究室を主宰する者（研究室主宰者）として研究活動を行おうとする際に必要な研究基盤の整備を支援する」という本制度の趣旨に合致する範囲でより多くの支援をするために、対象種目を「基盤研究（C）」にも拡大することが考えられる。なお、「准教授以上の職位について 2 年以内の者」という要件については、分野によって、専任講師や助教等であっても研究室主宰者とされる場合もあるものの、その態様は研究機関等によっても異なると考えられることから、一律に対象を広げることは、本制度の趣旨に沿わない提案を惹起する可能性があるため、当面は「准教授以上の職位について 2 年以内の者」を維持することが適当ではないか。

- ・また、対象種目を「基盤研究（C）」にも拡大する場合には、応募件数が大幅に増加することも考えられるため、応募件数の増加に伴い振興会の業務が増加することにも配慮し、応募時には研究機関に優先順位を付させるなどの工夫も必要である。
- ・なお、本制度は、本来、研究者の所属研究機関が担うべき研究基盤の整備に係る経費の一部を支援するものであり、デュアルサポートシステムを前提とした科研費制度においては、今後もその在り方を慎重に検討していく必要があるため、当面は、「独立基盤形成支援（試行）」として継続していくことが適当であると考えられる。
- ・上記の方向性を踏まえ、令和2年度公募から、対象種目を「基盤研究（C）」にも拡大した。
- ・なお、本制度は、若手研究者が研究室主宰者として研究活動を行おうとする際に必要な研究基盤の整備を支援するものであり、研究室主宰後間もない若手研究者の研究を後押しすることに直結するものであることから、本制度の利用を希望する若手研究者がいる場合には、研究機関として積極的な活用を検討することが望まれる。

(3) 国際共同研究の改善・充実について

(現状等)

- 「我が国の学術研究の振興と科研費改革について（第7期研究費部会における審議の報告）（中間まとめ）」（平成26年8月27日 科学技術・学術審議会学術分科会）の「4. 科研費改革の基本的な方向性」の一つとして「国際共同研究の推進と国際学術ネットワークの形成」が示され、平成27年度に「国際共同研究加速基金」が創設された。
- 次表のとおり、平成30年度には、「海外学術調査」（基盤研究（A・B））を発展的に見直して、「国際共同研究強化（B）」を新設し、現在「国際共同研究加速基金」には、「国際共同研究強化（A）」、「国際共同研究強化（B）」、「帰国発展研究」の3区分が設けられている。（表6参照）

表6 「国際共同研究加速基金」の3区分の概要

	国際共同研究強化（A）	国際共同研究強化（B）	帰国発展研究
趣旨	科研費採択者が現在実施している研究計画について、国際共同研究を行うことでその研究計画を格段に発展させ、優れた成果を上げることを目的とする。その結果、国際的に活躍できる、独立した研究者の養成にも資することを目指す。	国際共同研究を実施することにより、独創的、先駆的な研究を格段に発展させることを目的とする。海外で国際共同研究を実施し、我が国の研究者が国際的なネットワークの中で中核的な役割を担うことにより、国際共同研究の基盤の構築や更なる強化に資することを目指す。さらに、若手研究者の参画に	海外の研究機関等において、優れた研究実績を有する独立した研究者が、日本に帰国後すぐに研究を開始できるよう、研究費を支援する。 当該研究者が日本を拠点として研究を実施することにより、当該研究者を通じた外国人研究者との連携等による日本の研究活動

		より、国際的に活躍できる研究者の養成にも資するとともに、国際共同研究の基盤の中長期的な維持・発展につながることを期待。	の活性化に資するとともに、帰国直後の研究費支援があることで若手研究者の海外挑戦の後押しにつながることも期待。
応募資格	「基盤研究」、「若手研究」の採択者で36歳以上45歳以下の者(博士学位取得後5年以上経過した者は36歳未満でも可)	「基盤研究」等と同様	海外研究機関に所属する日本人研究者で、教授、准教授又はそれに準ずる身分を有する者
見直しの概要	年齢要件の見直し 【H29公募～：36歳未満であっても博士学位取得後5年以上経過した者の応募を可能に】	研究対象・方法の一般化による国際共同研究の更なる強化【H30創設】	資格要件の見直し 【H30公募～：優秀な若手等のより幅広い層の研究者が応募できるよう要件を緩和(准教授相当→准教授又はそれに準ずる身分に変更)】
個人・グループ	個人	原則3～5人(若手研究者の場合1～2人の応募も対象)	個人
研究期間・応募総額	3年以内 1,200万円以下	3～6年間 2,000万円以下	3年以内 5,000万円以下
派遣期間	半年～1年程度	柔軟な往復が可能(単なる研究打合せは除外)	—
経費	研究費(旅費等を含む)、 代替要員確保のための経費	研究費(旅費等を含む)	研究費(旅費等を含む)
応募・採択件数 (採択率)	R元：応募436件 H30：505件・162件(32.1%) H29：605件・201件(33.2%) H28：629件・212件(33.7%)	R元：1,599件・280件(17.5%) H30：2,335件・234件(10.0%)	R元：応募45件 H30：34件・11件(32.4%) H29：36件・8件(22.2%) H28：35件・12件(34.3%)

- 「国際共同研究強化(A)」については、創設当初は研究者に本種目の趣旨等が必ずしも十分に浸透していなかったが、研究計画調書の見直し等により、次第に、留学等単に海外派遣を推進するものではなく、一定期間海外の研究機関で国際共同研究を実施することで、結果的に国際的に活躍できる独立した研究者の養成にも資するという本種目の趣旨等への理解が深まり、応募がより精選されるなどの改善が見られる。一方で、「国際共同研究強化(A)」について、振興会が研究実態等調査を実施したところ、いくつか改善の余地も見られた。
- また、「国際共同研究強化(B)」については、創設初年度の平成30年度には応募件数が想定を大きく上回ったことから採択率が10.0%にとどまり、令和元年度には応募件数が大きく減少したことに加え、採択件数も増やしたことから採択率は17.5%に上昇したものの、他の2種目に比して低い水準にとどまっている。なお、本種目は

創設間もなく、過去2回の応募件数にも幅があること、支援期間も3～6年と比較的長いことから、引き続き、応募状況等を確認しつつ充実を図る必要があると考えられる。

- 国際共同研究の更なる推進のためには、関係者の意見等を踏まえ、適宜改善・見直しを図っていくことが必要であると考えられる。なお、「国際共同研究強化(A)」については、振興会が上述の実態等調査を踏まえて、令和2年5月に取りまとめた「国際共同研究強化(A)」の改善についても踏まえ、改善等を検討することが適当であると考えられる。(別紙9参照)

(今後の方向性等)

①「国際共同研究強化(A)」の改善

- ・振興会が実施した「国際共同研究強化(A)による研究実態等調査」によると、本種目を「基盤研究」種目とは別に設けていることの意義や有効性については肯定的な意見が大半であるにもかかわらず、本種目の令和元年度の応募件数は436件であり、創設時の平成28年度と比較すると200件ほど減少している。これには年齢制限や所属研究機関等の理解や協力がなければ応募そのものが難しいという本種目の特殊性が影響していると考えられる。なお、応募資格者は、「基盤研究」又は「若手研究」の採択者で36歳以上45歳以下の者であるが、平成29年度からは、36歳未満であっても博士の学位取得後5年以上経過していれば応募できることとしている。
- ・本種目の趣旨は、科研費採択者が現在実施している研究計画について、国際共同研究を行うことでその研究を格段に発展させることを目的とし、その結果、国際的に活躍できる、独立した研究者の養成にも資することを目指したものである。
- ・現在、科研費の応募資格において、下限の年齢制限を設けているのは本種目だけである。本種目における36歳以上の下限は、振興会の海外特別研究員制度の以前の応募資格を参考としたものであるが、本種目では「基盤研究」等の採択者であることを応募資格の要件としていることから、今後は、より多くの採択者に応募機会を与えられるよう、下限の年齢制限は設けないことが適当であると考えられる。
- ・なお、年齢制限の上限については、本種目の「独立した研究者の養成にも資する」という趣旨に鑑み、当面維持することが適当であると考えられる。
- ・振興会においては、海外での研究活動に意欲的な若手研究者を支援する各研究機関の体制や取組、海外における円滑な研究遂行や研究費執行に資する具体的な好事例等を、広く関係機関に周知するなどの取組が必要であると考えられる。
- ・これらの方向性を踏まえ、令和2年度公募から、応募資格の年齢制限について「45歳以下の者」とした。
- ・なお、研究機関においては、本種目の趣旨や「若手研究者が一定期間本務地を離れ海外で研究活動を行う」ことの意義を再認識した上で、海外における研究活動に意欲的に取り組もうとする若手研究者の希望にできるだけ応えられるような配慮・対応が望まれる。

- ・具体的には、本種目は海外の研究機関において海外の研究者と共同で行う研究計画を対象としていることから、日本国内の環境とは大きく異なる中で研究を遂行する必要があるため、海外での研究費執行に対する柔軟な対応に加え、「代替要員を確保するための経費」を効果的に活用できるよう、所属研究機関の事務部門のサポートが期待される。

②「帰国発展研究」の改善

- ・本種目は、海外で優れた研究実績を有する独立した研究者を対象としていることから、創設時には、海外において教授、准教授のポストに就いている者に応募資格を限定していたが、平成 30 年度公募からそれらの職に準じる者も応募可能とし、更に令和元年度公募時には振興会の海外研究連絡センター等を通じて、公募情報を広く周知したことにより応募件数は微増した。そのため、本種目については、引き続き海外の研究者への制度周知に努めることが必要であると考えられる。
- ・また、本制度は、海外の研究機関等において独立した研究者を対象としていることから、現在、応募資格において「ポストドクターを除く」としているが、ポストドクターの中には自らの責任で自由に使用できる研究費を獲得している者などもあり、「独立した研究者」や「ポストドクター」について、全ての分野において合意を得られるような明確な基準等を設けることは困難であり、その判断は応募者に委ねられている。
- ・本種目は、海外で活躍した日本人研究者が、帰国後に外国人研究者との連携等により日本の研究活動の活性化に資することや、帰国直後の研究費支援があることで若手研究者の海外挑戦の後押しにつながることも期待しているものである。海外で活躍する優秀な若手研究者の応募機会を更に拡大するためには、本種目の趣旨に合致している者であれば、「ポストドクター」という身分であったとしても、本種目への応募を認めることが適当であると思われる。
- ・この方向性を踏まえ、令和 2 年度公募から、「ポストドクター」の応募を認めることとした。
- ・なお、自らの責任で自由に使用できる研究費を獲得していることは「独立した研究者」であることの一つの証左になり得ると考えられることから、今後は、本種目の研究計画調書において、研究代表者が現に獲得している研究費の状況等を記載させることも必要であると考えられる。その際、国によって研究費の制度、応募資格等に違いがあることに留意し、審査において一律な判断をしないよう留意する必要がある。
- ・また、帰国の決定は大学等の公募時期にも左右されるため、例えば、年 2 回の公募とすることも考えられる。ただし、応募件数の増加による審査負担の増加が見込まれることや審査体制の整備も必要になることから、更なる改善については、応募資格をポストドクターにまで緩和した後の状況等を踏まえて検討することが適当であると考えられる。
- ・「帰国発展研究」は、1 課題当たりの配分額が大きく、日本に帰国して真に独立研

研究者として確立した研究活動が行えたか、受入れ研究機関における支援も含めて十分なフォローアップが必要と考えられる。その上で、帰国後に真に発展する研究者の支援の在り方について、引き続き検討する必要がある。

③国際共同研究を推進するための改善

- ・国際共同研究を推進するためには、科研費などの研究費による支援の他、国際学術交流事業や研究者海外派遣・招聘事業など関連事業が協力・連携をして事業を進めていくことが必要である。
- ・科研費においては、世界的に注目される国際的なネットワークの中で実施すべき研究の支援及び世界をリードし得る若手研究者を育成するための取組を一層充実する必要があると考えられる。海外の研究者とネットワークを形成し切磋琢磨することで、将来の質の高い国際共著論文の産出にも繋がると期待される。
- ・科研費による研究は国内外を問わず行われており、その研究成果は、研究代表者から提出された「研究実績報告書」及び「研究成果報告書」（以下「報告書」という。）を登録している「科学研究費助成事業データベース（KAKEN）」を通じて広く公開しているが、その相手国や相手研究機関等の情報を報告書にどのように記載するかは研究代表者に任されているため、国際共同研究を行っている相手国や相手研究機関等の情報を KAKEN により一律に検索することは難しい。
- ・このため、KAKEN において国際共同研究に関する情報検索を容易に行えるようにし、国際共同研究の一層の推進に資するため、科研費により国際共同研究を行った場合の相手国や相手研究機関等の情報を記載する報告書の所定欄を工夫することが必要であると考えられる。
- ・なお、コロナ禍における海外渡航の制限により、リモートでの国際共同研究が進むなど国際共同研究の在り方も従来とは変わりつつある。今後、研究のデジタル化が一層進展すると考えられることから、様々な形態での国際共同研究に対応し得るよう、ニーズを適切に捉えて必要な支援を行うことが重要である。

(4) 大型種目の公募スケジュールの前倒しについて

(現状等)

- 平成 31 年 3 月に振興会が取りまとめた「議論のまとめ（改訂版）」において、現在 4 月中旬以降に交付内定を行っている「特別推進研究」と「基盤研究（S）」について、その他の研究種目より先に審査・採択を行い、「基盤研究（A）」の審査において「特別推進研究」と「基盤研究（S）」の採択者からの応募課題は審査に付さないようにするため、両種目の公募・審査スケジュールの見直しが課題として示されている。
- また、令和 2 年度に創設する「学術変革領域研究」については、「学術変革領域研究」について（令和元年 10 月 23 日 科学技術・学術審議会学術分科会研究費部会）において、以下のとおり、振興会へ移管することを想定している。仮に 3 回目の

公募から移管する場合には、令和4年度公募（令和3年9月予定）からとなる。

5. 今後のスケジュール

(2) 学術変革領域研究の審査・評価業務の日本学術振興会への移管

- ・文部科学省で審査を少なくとも2回程度実施し、(B)の応募状況等を踏まえ、審査方法等の改善を図った後に日本学術振興会へ移管することを想定。
- ・移管に当たっては、日本学術振興会学術システム研究センターにおける業務の増加が見込まれることから、十分な体制の強化が必要である。

- その実現のためには、振興会の担当課及び学術システム研究センターにおいて、令和2年度中に組織の拡充等に向けた予算面・体制面での整備を行った上で、令和3年度当初に移管を実現し得る体制を整備しておくことが必要である。
- 「学術変革領域研究」の移管に伴う審査委員の選考等を適切に行うためにも、「特別推進研究」と「基盤研究(S)」の公募スケジュールの前倒しは、「学術変革領域研究」の移管時期に合わせて行う必要があると考えられる。
- 一方で、令和2年3月下旬以降、振興会は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大による政府の緊急事態宣言等を受け、審査が未完了であった一部研究種目（「特別推進研究」、「基盤研究(S)」、「挑戦的研究(開拓・萌芽)」）について、審査を中断せざるを得なかったため、令和2年度の審査スケジュールは例年よりも遅れた。

(今後の方向性)

- ・大型種目（「特別推進研究」及び「基盤研究(S)」）の公募スケジュールの前倒しを滞りなく行うためには、現在の振興会における科研費の審査・評価・交付業務への影響や「学術変革領域研究」の移管に伴い新たに増加する業務への対応などを慎重に見極め、振興会において、年間を通じて科研費業務を滞りなく行えるような体制等を整備することが不可欠である。
- ・令和元年10月に本部会で決定した「「学術変革領域研究」について」においては、今後のスケジュールとして、「文部科学省で審査を少なくとも2回程度実施し、(B)の応募状況等を踏まえ、審査方法等の改善を図った後に日本学術振興会へ移管することを想定。」とされている。
- ・仮に3回目の公募から移管する場合には、令和4年度公募（令和3年9月予定）からとなるが、「学術変革領域研究」の移管に合わせて大型種目の公募スケジュールを前倒しすることになると、大型種目の公募時期は令和3年9月以前となる。関係機関や関係者に混乱を生じさせないようにするためには、令和3年度公募を行う本年9月には、次年度の大型種目の公募スケジュールを前倒しする旨の周知を行う必要があった。
- ・しかしながら、令和2年度の大型種目の審査の一時中断により、審査スケジュールが例年よりも遅れている中で、令和4年度公募から大型種目の公募スケジュールを前倒すための事前の準備や振興会の体制等の整備を十分に行うことは困難であると考

えられたため、大型種目の公募スケジュールの前倒しの時期については、「学術変革領域研究」の移管時期と合わせて、最低1年程度先送りすることを前提に、新型コロナウイルス感染症の収束状況等も勘案し検討することとされた。

- 令和2年度の大型種目の審査においては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を受け、審査委員会もオンラインで行うなど従前とは異なる形態での実施が求められた。その経験と反省も活かしつつ、引き続き、公募スケジュールの前倒しに向けた検討を進めていただきたい。

3. 中長期的に検討すべきこと

○科研費は、第5期科学技術基本計画期間（平成28～令和2年度）において、審査システムの見直し、研究種目・枠組みの見直し等、多くの抜本的な改革を行ってきた。令和3年度から始まる第6期科学技術・イノベーション基本計画期間（令和3～7年度）においては、これまで行ってきた抜本的な改革の進捗状況や結果等についての検証を進めることが求められる。

○また、今後、研究DXの急速な進展に伴い、事務手続きの簡素化を含む研究環境の改善や研究プロセスの効率化が期待されるとともに、情報科学技術を活用した新たな研究手法の進展等を通じ、様々な分野で研究の動向にも変化が起きると考えられる。そのような研究を巡る様々な変化に留意し、予期せぬ事態にも対応し得る柔軟さをもって、更なる制度の改善・充実に努めることが期待される。

(1) 科研費において対象とする研究者の範囲と必要とされる金額設定

①研究者の範囲について

(現状等)

○「科研費において対象とする研究者の範囲」は、研究代表者の応募資格の要件によって定めている。平成16年度までは「常勤の研究者」が科研費に研究代表者として応募できる者であったが、当時、既に様々な勤務形態や職名を有する研究者がおり、「常勤の研究者」という定義では、各研究機関が研究者の応募資格の有無を判断することが困難になっていた。

○そのため、平成17年度公募からは、研究者の所属研究機関が、所定の応募資格の要件を満たすと認めた者が研究代表者として応募できることとした。その後、平成23年度公募からは、大学院生が研究代表者として応募することは認めないなどの一部変更を行い、現在に至っている。

(検討に当たっての留意点等)

○研究者の範囲については、応募資格に関わるもので、応募資格の要件を見直した場合には、これまで応募できていた者の一部が応募できなくなることが予想されるなど研究者、研究機関に極めて大きな影響があるため、それらの影響等も考慮しながら慎重に検討する必要がある。

○そのため、各機関の現状を正確に把握した上で検討を進めるために、府省共通研究開発システム(e-Rad)に登録されている研究者情報を活用するとともに、各機関を対象とした応募資格者に関する実態調査を行うことなどが必要と考えられる。

○諸外国の研究費制度においては、研究代表者として応募できる者は、通常PI(Principal Investigator)と称されており、一般的に研究室を主宰する者を対象としている。PIの定義づけは難しいものの、我が国の研究力強化のためには、実力ある中堅以上の研究者が安定的かつ十分な研究費を得られるよう、研究に対する切れ

目ない支援を実現することが不可欠である。一方で毎年の新規応募件数が10万件を超える現状に鑑みれば、将来的には、科研費においてもPIを応募資格者とすることを検討する必要があるのではないかとの意見等が本部会においても出されている。

- 他方、「研究力強化・若手研究者支援総合パッケージ」（令和2年1月23日 総合科学技術・イノベーション会議）に基づき、若手研究者の自発的な研究活動を支援するため、「競争的研究費においてプロジェクトの実施のために雇用される若手研究者の自発的な研究活動等に関する実施方針」（令和2年2月12日 競争的研究費に関する関係府省連絡会申し合わせ）³が定められ、科研費においても、令和2年4月から、科研費により雇用される若手研究者が一定の条件の下、雇用元の科研費の業務に充てるべき勤務時間において自発的に科研費を含めた競争的研究費への応募や研究活動を行うことを可能としていることにも留意する必要がある。

②必要とされる金額設定について

（現状等）

- 「科研費において必要とされる金額設定」に関して、検討の中心になるのは「基盤研究」であると考えられる。科研費の種目は、これまでも適宜必要な見直しを行っているが、特に「基盤研究（A・B・C）」については、平成9年度に区分毎の応募総額を現在の額にしてから一度も見直しを行っていない。
- また、平成9年度以降、平成13年度から科研費において間接経費の措置が開始されたこと、平成16年度の国立大学法人化以降、国立大学における基盤的経費の主な財源となっている運営費交付金が約1,400億円も減額されたことなど、科研費を取り巻く状況が大きく変化しているが、その間、「基盤研究（A・B・C）」については、平成20年度に研究期間を長期化（「2～4年間」→「3～5年間」）する改善を行っただけである。

（検討に当たっての留意点等）

- 「基盤研究（A・B・C）」の区分毎の応募総額は平成9年度から変更されていないが、大学等を取り巻く環境が大きく変化する中で、「基盤研究（C）」の応募件数は、平成9年度の27,236件に対して令和2年度は44,948件と1.7倍と大幅に増え、科研費の主な種目の応募件数の約4割（43%）を占めている。なお、年間の平均配分額は約100万円と少額であり、本来研究者の所属機関が措置すべき基盤的経費の役割を実質的に担っている面もあると考えられることから、デュアルサポートの原則を維持した上で、「基盤研究（C）」を科研費の中でどのような研究費として位置付けるかが大きな課題と考えられる。
- 平成28年度には、文部科学省において「個人研究費等の実態に関するアンケート」を実施し、個人研究費（研究者が所属機関から自由な研究活動の実施及び研究室等の

³ 「競争的研究費においてプロジェクトの実施のために雇用される若手研究者の自発的な研究活動等に関する実施方針」
https://www.mext.go.jp/content/20201221_mxt_sinkou02-000007710-01.pdf

運営のために支給される資金)の実態等について調査をしているが、大学改革の推進など、その後も大学における研究環境は変化していることから、今後同様の調査を実施し、最新の個人研究費の実態等を踏まえて検討することが必要である。その際、基盤的経費の状況や、必要とされている経費は何かなどより具体的な調査とすることが望ましい。

- なお、検討にあたっては、現在の科研費を取り巻く様々な状況の変化を踏まえつつ、分野や研究方法によっても必要となる研究費の額が異なることに十分留意する必要があると考えられる。
- 併せて、応募者自身が真に必要な額を申請するよう引き続き求めていくことも重要である。
- また、基金化されている研究種目については繰越手続が不要のため、コロナ禍においても研究費の執行に特段の支障が生じなかったとの研究者の声が多かった。不測の事態が生じた場合でも柔軟に研究計画を変更できることで研究者が不安を感じることなく研究を遂行できること、事務手続きの軽減や研究費のより有効な使用にも資することから、科研費の全種目「基金化」を引き続き推進すべきである。

(2) 若手研究者支援の改善・充実

(現状等)

- 令和2年度公募から、「若手研究」2回目応募者の「基盤研究(S・A・B)」との重複応募制限を緩和している。

(検討に当たっての留意点等)

- 「若手研究」2回目応募者の「基盤研究(S・A・B)」との重複応募制限の緩和については、少なくとも数回の結果(重複応募・採択の状況、「若手研究」1回目の応募・採択状況との比較等)を検証し、その結果を踏まえて更なる改善方策を検討する必要があると考えられる。
- また、令和2年度に創設された「学術変革領域研究」における初回公募においては、予想をはるかに上回る応募があったが、特に、「学術変革領域研究(B)」においては、次世代を担う研究者の参画を求めていたことから、今後の同種目への応募の状況や若手研究者のニーズを確認した上で、若手研究者の支援の在り方を検討することも有効であると考えられる。
- このため、若手研究者がチャレンジする機会を更に充実するための方策の検討は、令和5年度公募以降を目途に行うことが適当であると考えられる。
- なお、実力ある中堅、シニア研究者が安定的かつ十分な研究費を確保し、研究できるようにすることは、若手研究者が研究機関において将来のキャリアを描けるかを判断する上で大きな影響を与えることから、若手研究者の育成や多様性の確保といった観点からも必要である。
- また、他事業においても若手研究者への重点支援を行っていること、若手研究者が

減少しつつある現状を若手研究者への研究費支援の強化だけで変えることは困難であることから、博士課程学生を含めた若手研究者支援の在り方については、引き続き、様々な施策を俯瞰して検討する必要があると考えられる。

(3) 新興・融合研究を推進するための制度の改善・充実

(現状等)

- 平成 29 年度公募から「挑戦的萌芽研究」を見直し、「挑戦的研究（開拓・萌芽）」を創設するとともに総合審査を実施している。
- 令和 2 年度公募から「挑戦的研究（開拓）」と「基盤研究（B）」との重複応募・受給制限を緩和するとともに、「新学術領域研究」を見直し、「学術変革領域研究（A・B）」を創設している。

(検討に当たっての留意点等)

- ①「挑戦的研究（開拓・萌芽）」の審査に関すること
 - 「挑戦的研究（開拓・萌芽）」の審査については、必要な見直しをこれまでも適宜行ってきており、今後も引き続き必要な改善を行っていくことが必要であると考えられる。
 - 現在振興会では、毎年度審査終了後に学術システム研究センターにおいて、審査委員の審査結果の検証を行っていることから、これらの結果も踏まえて、「挑戦的研究」の審査委員としてより相応しい者を選考できるような方法等を検討していくことが必要であると考えられる。
- ②「挑戦的研究（開拓）」と「基盤研究（B）」との重複応募・受給制限の緩和について
 - 「挑戦的研究（開拓）」と「基盤研究（B）」との重複応募・受給制限の緩和については、少なくとも数回の結果（「基盤研究（S・A・B）」との重複応募・採択の状況等）を検証し、その結果を踏まえ更なる改善方策を検討する必要があると考えられる。その上で、「挑戦的研究（開拓）」の審査・交付時期を勘案し、令和 5 年度公募を目途に必要な応じて見直すことが適当であると考えられる。
- ③「学術変革領域研究（A・B）」に関すること
 - 「学術変革領域研究（A・B）」は令和 2 年度に創設した種目であり、(A) は研究期間が 5 年間で翌年度に事後評価を実施する予定であり、(B) は研究期間が 3 年間である。
 - 初回である令和 2 年度公募においては、予想を大きく上回る応募があった。今後数回の応募動向や研究者のニーズも確認した上で、本種目の改善・充実については、少なくとも (A) は事後評価の結果を踏まえて、また、(B) は 3 年間の研究期間が終了した課題の状況等を踏まえて、それぞれ行う必要があると考えられる。
 - また、本種目の審査・評価業務については、将来的に日本学術振興会に移管する予

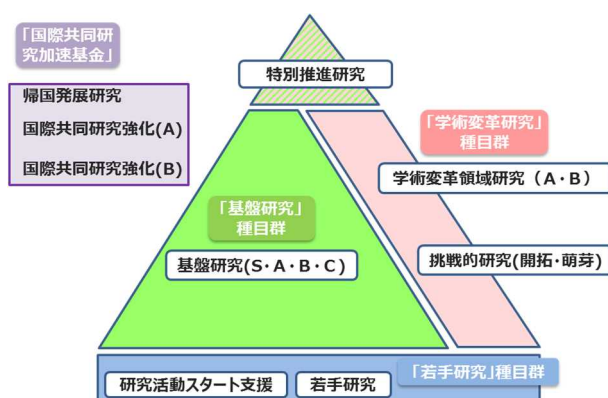
定であることから、移管までに必要な改善については、文部科学省において行い、制度全体の改善・充実については、日本学術振興会の意見等も十分に踏まえて、(A)は令和8年度公募を目途、(B)は令和6年度公募以降を目途に検討することが適当であると考えられる。

(4) 科研費における個人研究とグループ研究の在り方

(現状等)

- 科研費は、研究者個人の自由な発想に基づく独創的・先駆的な「学術研究」を支援する競争的研究費であることから、「基盤研究」種目群、「若手研究」種目群等により、個人の研究を支援することを基本とするものである。
- 一方、既存の学術の体系や方向を大きく変革・転換し、新興・融合領域の創成を目指すため、多様な研究グループによる有機的な連携によって行う研究も「学術変革領域研究(A・B)」「新学術領域研究」を発展的に見直し、令和2年度公募から創設により支援している。(図1参照)

図1 科研費の種目体系のイメージ



(検討に当たっての留意点等)

- 「学術変革領域研究(A)」については、研究期間が5年間で翌年度に事後評価を実施する予定であることから令和8年度公募を目途に、「学術変革領域研究(B)」については、研究期間が3年間であることから、令和5年度公募を目途に、それぞれ改善・充実を検討することが適当であると考えられる。(上記「(3)③「学術変革領域研究(A・B)」に関する事」参照)
- このため、個人研究とグループ研究の在り方については、「学術変革領域研究(A・B)」の改善、充実に合わせて検討することが適当であると考えられる。その際、現代の学術研究に求められる「挑戦性」、「融合性」、「総合性」及び「国際性」⁴に 대응するとともに、近年の研究の進展の早さ、現代社会における課題の複雑さなどに適切に対応するため、国内外の研究者との連携が益々重要になってきている点にも考慮す

⁴ 「学術研究の総合的な推進方策について(最終報告)」(平成27年1月27日科学技術・学術審議会学術分科会)
https://www.mext.go.jp/component/b_menu/shingi/toushin/_icsFiles/afieldfile/2015/03/13/1355910_01.pdf

る必要がある。

(5) 戦略的創造研究推進事業等との連携

(現状等)

○科研費は研究者の自由な発想に基づき、全ての分野の学術研究を支援する助成金であるのに対し、戦略的創造研究推進事業（以下「戦略事業」という。）は、国が定める戦略目標に基づき、研究を委託するものである。両事業の趣旨、目的等は異なっているものの、科研費により創出されたシーズを他事業で支援することにより、イノベーションに繋がるケースも多く、研究内容によっては、科研費の成果を戦略事業に繋ぐことで、より発展が期待できる場合もあるため、現在、「特別推進研究」の各研究課題の評価結果等を国立研究開発法人科学技術振興機構(JST)に提供するとともに、戦略事業においても、戦略目標の設定に際し、振興会の学術システム研究センターの研究員等にヒアリングを行うなどの連携を行っている。

(検討に当たっての留意点等)

- 実力ある研究者が、研究の継続性への不安を感じることなく、必要な研究費を選択できるようにすることは重要であり、科研費と戦略事業等がそれぞれの制度の目的・対象の違いを明確にしつつ、十分に意思疎通を図ることが必要であると考えられる。
- 連携を更に進める方策として、例えば、資金配分機関同士の相互交流などを通じて「特別推進研究」以外の種目においても戦略事業等の充実に資する情報の提供や、両事業等を熟知した審査委員の拡充などを検討する必要があると考えられる。

「応募者」としての責務

- ・現在、科研費は研究者にとってだけでなく、研究機関にとっても基盤的な研究費として大変重要な研究費と認識されていますので、**研究機関が研究者に科研費への応募を促す**こともあるかと思えます。
- ・科研費の応募は研究者の発意に基づいて行われるものであり、各研究機関において科研費に応募させることを目的化することは望ましくなく、**応募者は自らの責任において研究計画を立案**する必要があります。
- ・研究者は、研究計画調書の作成にあたって、**十分な準備と推敲を重ね、質の高い研究計画に応募**するよう心掛けてください。

「研究実施者」としての責務

- ・応募研究課題が採択された研究者は、**研究実施者として関係法令や補助条件等を遵守**し、研究を実施することになります。文部科学省・日本学術振興会では、科研費の使い勝手が良くなるよう、運用上の改善を図っています。
- ・科研費による研究は、**研究者の自覚と責任において実施**するものですので、研究の実施や研究成果の公表等については、国の要請等に基づくものではなく、その研究成果に関する見解や責任は、研究者個人に帰属します。
- ・研究者は、公的研究費を使用する者として、**研究者倫理の自覚の下に、不正使用や不正受給、不正行為を決して行うことなく、研究活動に従事**してください。

「審査委員」としての責務

- ・科研費の審査には、**毎年7,000名以上の研究者(科研費採択者等)が審査委員として参画**し、公正で透明性の高い審査システムを支えています。
- ・審査委員が担当する**書面審査の件数を減少させるなどの改善**を図っていますが、現在、新規応募件数は10万件を超えております。
- ・研究者にとって、**審査委員として優れた研究計画を見出すことは、科研費によって優れた研究成果を創出することと同様、学術研究を支えるためにも重要なこと**ですので、積極的な御協力をお願いします。

新しい審査システムに関する アンケートについて



JAPAN SOCIETY FOR THE PROMOTION OF SCIENCE

日本学術振興会

研究事業部

令和2年1月29日

1

アンケートの概要

○主旨

旧審査方式(二段審査方式)と新しい審査方式(総合審査、2段階書面審査)の両方を経験したことのある審査委員に対し、アンケートを実施することで、新しい審査方式で改善された点の検証と更なる改善に向けた検討に活用する。

○対象者

平成31年度審査の基盤研究(A・B・C)、若手研究、挑戦的研究を担当した審査委員のうち、旧審査方式において書面審査または合議審査のどちらか一方でも審査した経験がある審査委員。

○調査時期

平成31年4月～6月

○調査件数

	総合審査			2段階書面審査				合計
		基盤研究 (A)	挑戦的 研究		基盤研究 (B)	基盤研究 (C)	若手研究	
対象者数	713	347	366	2,952	1,099	1,165	688	3,665
回答者数	455	227	228	1,620	577	667	376	2,075
回答率	63.8%	65.4%	62.3%	54.9%	52.5%	57.3%	54.7%	56.6%

○調査方法

WEBによるアンケート

○アンケートの全項目

スライド19以降参照

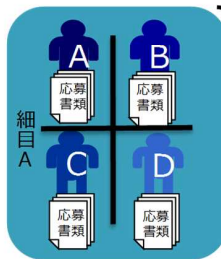
2

(参考資料) 審査方式の見直し(新旧比較)

【旧方式】2段階審査方式(分科細目表)

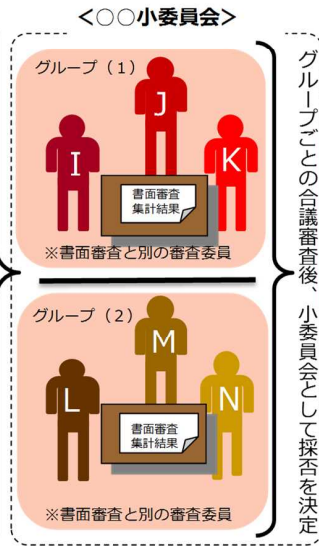
書面審査(細目ごと)

1課題あたり、4名又は6名の審査委員が書面審査を電子システム上で個別に実施。



合議審査(〇〇小委員会)

3~5名程度の審査委員が書面審査結果に基づき、分科ごと(人社系は細目ごと)のグループで合議審査を実施し、採否を決定。



※「書面審査を行った審査委員」が、他の審査委員の審査意見等を参照し、自身の審査内容を再検討できるシステムではなかった。

【見直し後】

※「書面審査を行った審査委員」が、他の審査委員の審査意見等を参照し、自身の審査内容を再検討できるシステムへと変更

①総合審査(中区分、大区分)

書面審査(中区分、大区分ごと)

1課題当たり、より幅広い分野にわたって(「中区分」ごと)配置された複数名の審査委員が電子システム上で書面審査(相対評価)を実施。



合議審査(中区分、大区分ごと)

書面審査の集計結果をもとに、書面審査と同一の審査委員が合議によって多角的な審査を実施し、採否を決定。



②2段階書面審査方式(小区分)

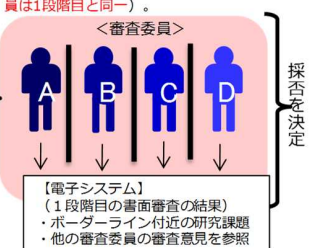
1段階目の書面審査(小区分ごと)

1課題当たり、「小区分」ごとに配置された複数名の審査委員が電子システム上で書面審査を(相対評価)を実施。



2段階目の書面審査(小区分ごと)

1段階目の書面審査の集計結果をもとに、他の委員の審査意見も参考に電子システム上で2段階目の評価を付し、採否を決定(審査委員は1段階目と同一)。



3

アンケートの結果(抜粋版)

旧審査方式(二段審査方式)と新しい審査方式(総合審査、2段階書面審査)の両方を経験したことのある審査委員に対し、新しい審査方式についてアンケートを実施。

新しい審査方式については、以下のとおり、おおむね好意的な結果(詳細は各スライド参照)。

【総合審査について】

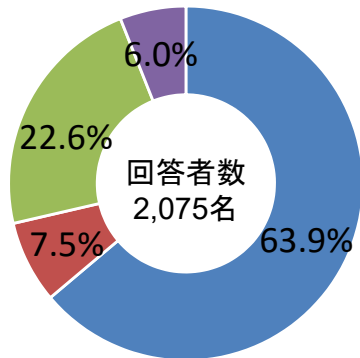
- 旧審査方式に比べ、合議審査が充実し審査が深まったと思うか?(回答者数206名)という質問に対し、「思う」又は「やや思う」の割合が90%以上(スライド8)
- 総合審査方式の良いと思うこと(O)、改善すべきと思うこと(Δ)(自由記述等の抜粋)(スライド11~13)
 - 自身の専門とは多少離れた分野でも、合議審査において意見を聞くことで理解を深めることができた。
 - 書面審査と合議審査を同一の審査委員が行うため、審査に対する責任感と応募課題への理解が増し、より慎重で公正な審査が可能となる。
 - 合議審査の過程で、挑戦的研究の審査基準の解釈の確認ができた。
 - Δすべての応募課題に1つ1つ目を通す必要があるため、(一人当たりの)審査件数を減らすことはできないか。
 - Δ合議審査の時間にも限りがあるため、書面審査の上位数%のみを対象とすることや審査会冒頭の概要説明を省略することはできないか。

【2段階書面審査について】

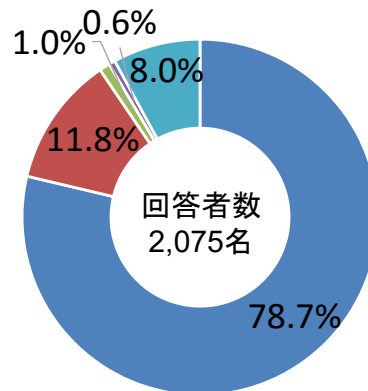
- 旧審査方式に比べ、応募課題への理解を深めた上で審査ができたと思うか?(回答者数451名)という質問に対し、「思う」又は「やや思う」の割合が85%以上(スライド8)
- 2段階書面審査方式の良いと思うこと(O)、改善すべきと思うこと(Δ)(自由記述等の抜粋)(スライド16~18)
 - 他の審査委員の評価や意見が分かるので、自身の審査の妥当性を客観的に見直せることや、審査委員の質の向上が期待できる。
 - 1段階目と2段階目の審査を同一の審査委員が行うことで、十分に応募内容を把握した上で2段階目を行うため、効率化が図られている。
 - Δ自身の専門とは多少離れた分野の審査が困難であった。
 - Δ他の審査委員の審査意見が短かったり、具体性に欠けていたりして、理解することが難しいものがあったため、審査委員によって基準が異なるように、審査意見の書き方を統一してほしい。

回答者の属性

所属機関の種別



現在の職位

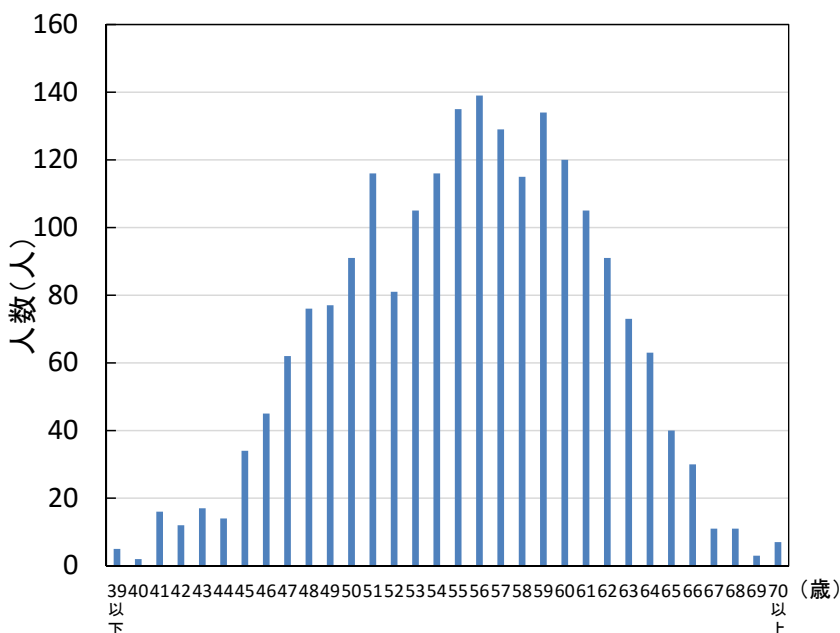


- 国立大学(大学共同利用機関法人含む)
- 教授 ■ 准教授 ■ 講師 ■ 助教 ■ その他
- 公立大学
- 私立大学
- その他

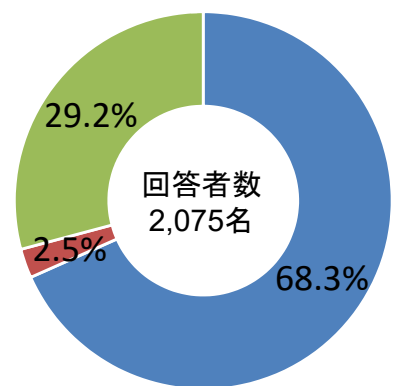
5

回答者の属性

年齢別人数



経験した旧審査方式



- 第一段書面審査のみ
- 第二段合議審査のみ
- どちらも経験したことがある

6

集計結果

7

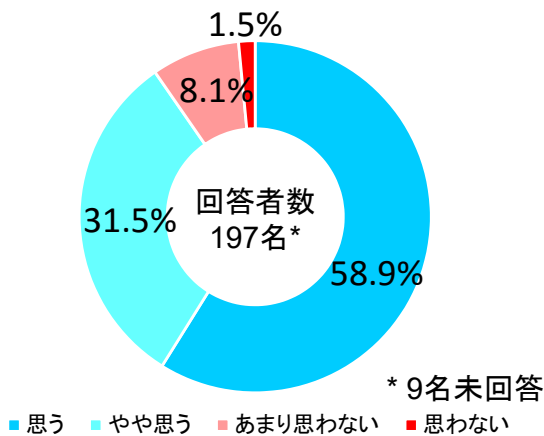
アンケート項目① 総合審査、2段階書面審査

【対象】

旧審査方式で「第二段合議審査」を経験した者のうち、今回、総合審査を経験した者(回答者数206名)

【質問】

①旧審査方式(二段審査方式)に比べ、合議審査が充実し審査が深まったと思いますか？

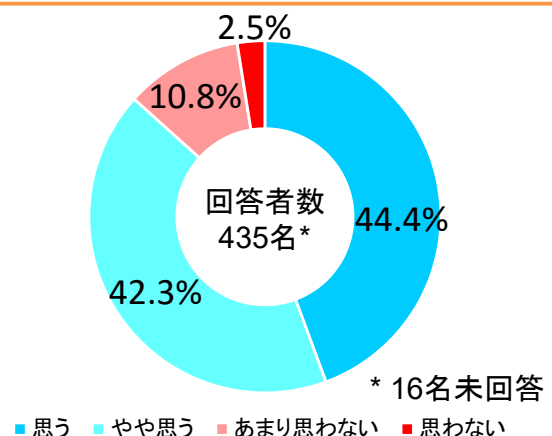


【対象】

旧審査方式で「第二段合議審査」を経験した者のうち、今回、2段階書面審査を経験した者(回答者数451名)

【質問】

①旧審査方式(二段審査方式)に比べ、応募課題への理解を深めた上で審査ができたと思いますか？



- 「思う」又は「やや思う」の回答割合は、総合審査が約90%、2段階書面審査が約87%。
⇒ 旧審査方式と比較して、全体的に審査が深まったと考えられる。
- 総合審査の方が、2段階書面審査より、「思う」の割合が約1.3倍高い。
⇒ 合議審査を行うことで、さらに審査への理解が深まっている。

8

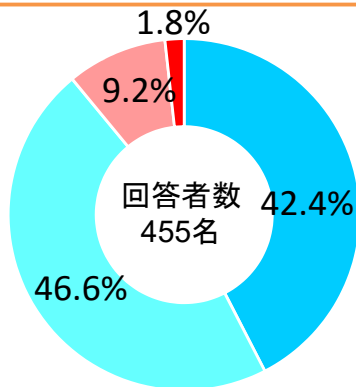
アンケート項目②③ 総合審査

【対象】

旧審査方式(「第一段書面審査」又は「第二段合議審査」)を経験した者のうち、今回、総合審査を経験した者(回答者数455名)

【質問】

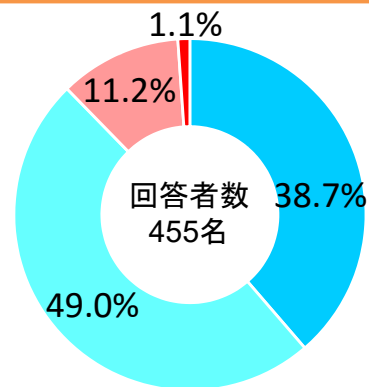
②御自身の専門とは多少離れた分野の応募課題でも、議論をした上で内容の理解を深め審査を進めることができましたと思いますか？



■ 思う ■ やや思う ■ あまり思わない ■ 思わない

【質問】

③御自身の分野に近い応募課題について、他の審査委員の理解を深めることに貢献できましたと思いますか？



■ 思う ■ やや思う ■ あまり思わない ■ 思わない

- 審査の理解度を問う質問②、③において、いずれも、「思う」又は「やや思う」が約87%以上。
⇒ 自身の専門と多少離れた分野の審査委員の間であっても、議論を通じて概ね内容を理解して審査できたと考えられる。
- 質問②、③とも、「あまり思わない」又は「思わない」が約10%。
⇒ 自身の専門と多少離れた分野の審査委員の間での理解には、まだ改善の余地がある。

9

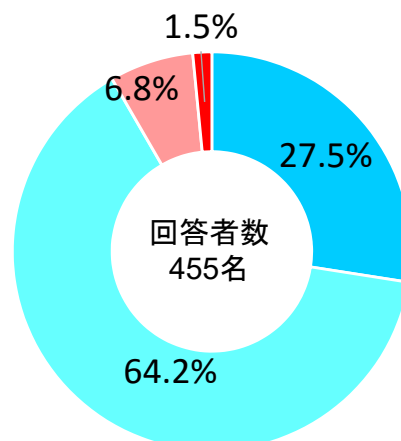
アンケート項目④ 総合審査

【対象】

旧審査方式(「第一段書面審査」又は「第二段合議審査」)を経験した者のうち、今回、総合審査を経験した者(回答者数455名)

【質問】

④書面審査時の御自身の意見と異なった意見が出たとしても、議論を行うことで納得することができましたか。



■ 十分納得することができた ■ 概ね納得することができた
■ あまり納得することができなかった ■ 納得できなかったものが多かった

- 「十分納得することができた」又は「概ね納得することができた」の回答割合が約92%

10

アンケート項目⑤⑥<1/3> 総合審査

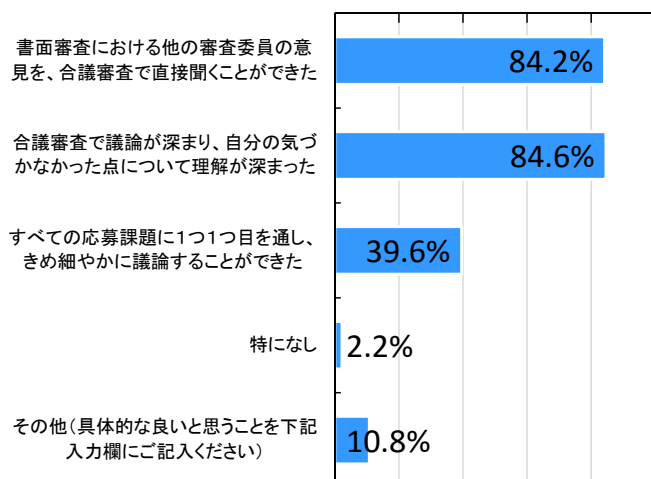
【対象】

旧審査方式(「第一段書面審査」又は「第二段合議審査」)を経験した者のうち、今回、総合審査を経験した者(回答者数455名)

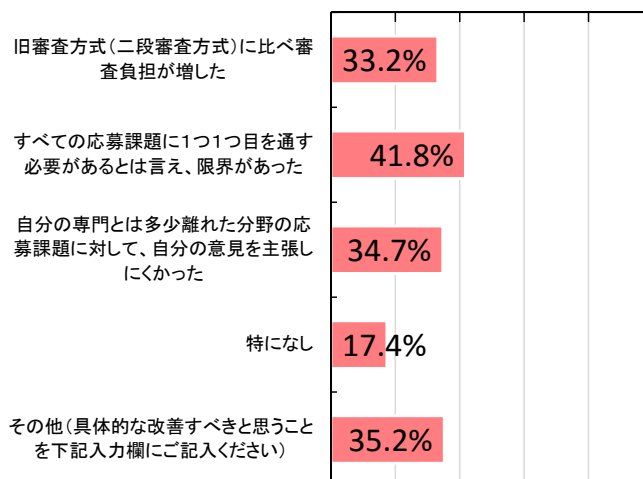
【質問】⑤今回実施した新しい審査方式である「総合審査方式」の良いと思うことについて選択してください。(複数選択可)

【質問】⑥今回実施した新しい審査方式である「総合審査方式」の改善すべきと思うことについて選択してください。(複数選択可)

回答者数455名に対する割合
0% 20% 40% 60% 80% 100%



回答者数455名に対する割合
0% 20% 40% 60% 80% 100%



11

アンケート項目⑤⑥<2/3> 総合審査

【対象】

旧審査方式(「第一段書面審査」又は「第二段合議審査」)を経験した者のうち、今回、総合審査を経験した者(回答者数455名)

【質問】⑤今回実施した新しい審査方式である「総合審査方式」の良いと思うことについて選択してください。(複数選択可)

【「その他」の主な意見(下線: 多かった意見; ★: 「挑戦的研究」に特有の意見)】

- 自身の専門とは多少離れた分野でも、合議審査において意見を聞くことで理解を深めることができた。
- 書面審査と合議審査を同一の審査委員が行うため、審査に対する責任感と応募課題への理解が増し、より慎重で公正な審査が可能となる。
- (★) 合議審査の過程で、挑戦的研究の審査基準の解釈の確認ができた。
- (★) 事前選考により総合審査での審査件数を絞り込んだため、合議審査で一つ一つ目を通して議論することができた。この審査方式が合理的で妥当な方法であると思う。

【質問】⑥今回実施した新しい審査方式である「総合審査方式」の改善すべきと思うことについて選択してください。(複数選択可)

【「その他」の主な意見(下線: 多かった意見; ★: 「挑戦的研究」に特有の意見)】

(専門性や研究分野に対する懸念)

- 審査委員の専門分野に偏りがあると、合議審査の際に議論や評価が偏る可能性があるため、評価が偏らないよう複数の専門分野の審査委員を配置するなどした方が良い。
- 自身の専門とは多少離れた分野の審査の評価が困難であった。

12

アンケート項目⑤⑥<3/3> 総合審査

【質問】⑥今回実施した新しい審査方式である「総合審査方式」の改善すべきと思うことについて選択してください。
(複数選択可)

【「その他」の主な意見(下線: 多かった意見; ★: 「挑戦的研究」に特有の意見)】(つづき)

(審査の進め方)

- 合議審査の時間にも限りがあるため、書面審査の上位数%のみを対象とすることや審査会冒頭の概要説明を省略することはできないか。
- (★) 挑戦的研究において、合議審査で議論を重ねすぎることによって、かえって無難・保守的な課題を採択するおそれがあるのではないか。書類審査のみの方が、思い切って挑戦性を評価できる場合もあると思った。

(審査の基準)

- (★) 最初に、真に挑戦性を有しているかを判断し、その後、挑戦性の優劣、研究計画の論理性などを判断する方法もあるのではないか。

(審査スケジュール)

- 重複応募に伴う「基盤研究(A)」の廃止をなくすため、「特別推進研究」、「基盤研究(S)」から採択を決めるなど、審査スケジュールを見直す必要があるのではないか。
- 書面審査から合議審査までの期間が長いため、記憶が鮮明なうちに合議審査をできないか。

(その他全般)

- 審査負担が増しているため、審査委員を増員するなどの対策をしてほしい。

- 質問⑤において、良いと思うことが「特になし」の回答割合が少ない。
- ⇒ 多くの審査委員が何らかのメリットを感じていると考えられる。
- 質問⑥において、各改善すべき点について、その必要性を感じた者が約40%存在する。
- ⇒ 学術研究の過度の細分化(たこつぼ化)を是正し、多角的な審査を行うという審査システム改革の趣旨に照らすと、総合審査方式は審査委員の理解度を深めるのに役立つなど、ある程度効果があったと考えられる一方で、審査負担の面や、合議審査時の時間配分などについては、まだ改善の余地がある。

13

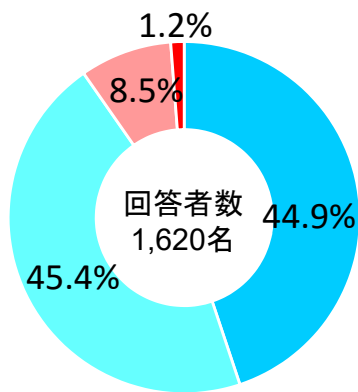
アンケート項目②③ 2段階書面審査

【対象】

旧審査方式(「第一段書面審査」又は「第二段合議審査」)を経験した者のうち、今回、2段階書面審査を経験した者(回答者数1,620名)

【質問】

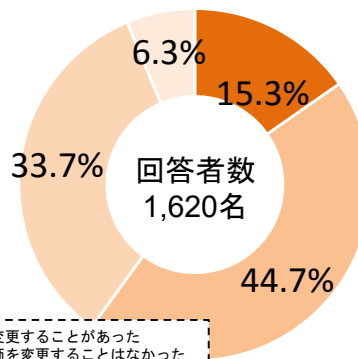
②2段階目の審査において、他の審査委員の評価を踏まえ内容を理解し審査をすることができたと思いますか。



■ 思う ■ やや思う ■ あまり思わない ■ 思わない

【質問】

③2段階目の審査において、他の審査委員の評価を踏まえ納得した上で、御自身が1段階目の審査で付した評価を変更するようにはありましたか。



※思う：評価を変更することがあった
思わない：評価を変更することはなかった

■ 思う ■ やや思う ■ あまり思わない ■ 思わない

- 質問②で「思う」又は「やや思う」が約90%を占めるのに対し、質問③は「やや思う」又は「あまり思わない」が主だった。
- ⇒ 質問③の回答が「思う」や「思わない」に過度に偏っていないことから、他の審査委員の意見のある程度理解して参考にしつつも、完全にそれに流されることなく評点を付していることが考えられる。

14

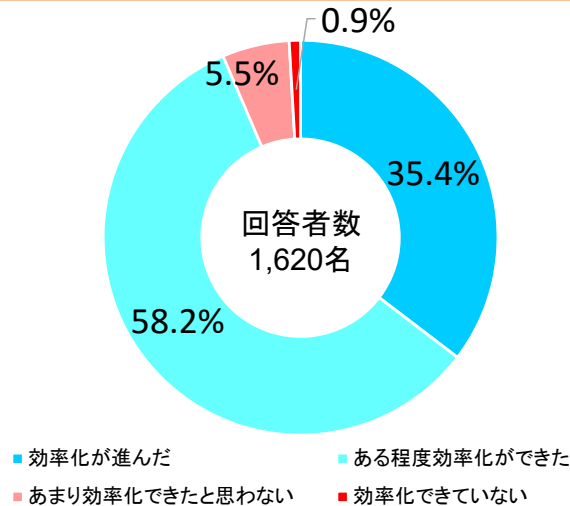
アンケート項目④ 2段階書面審査

【対象】

旧審査方式(「第一段書面審査」又は「第二段合議審査」)を経験した者のうち、今回、2段階書面審査を経験した者(回答者数1,620名)

【質問】

④応募件数が多い研究種目を対象とする新しい審査方式(2段階書面審査方式)では合議審査を実施していませんが、旧審査方式(二段審査方式)に比べて審査の効率化が図られていると思いますか。



➤ 「効率化が進んだ」又は「ある程度効率化ができた」の回答割合が約94%
⇒ 審査の効率化がある程度図られていることがわかる。

15

アンケート項目⑤⑥ <1/3> 2段階書面審査

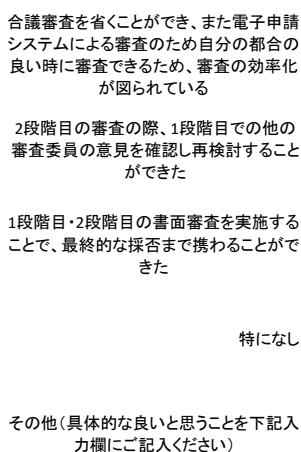
【対象】

旧審査方式(「第一段書面審査」又は「第二段合議審査」)を経験した者のうち、今回、2段階書面審査を経験した者(回答者数1,620名)

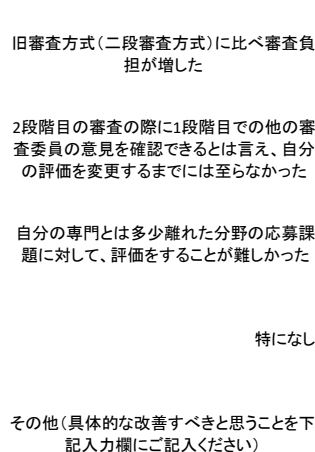
【質問】⑤今回実施した新しい審査方式である「2段階書面審査方式」の良いと思うことについて選択してください。(複数選択可)

【質問】⑥今回実施した新しい審査方式である「2段階書面審査方式」の改善すべきと思うことについて選択してください。(複数選択可)

回答者数1,620名に対する割合
0% 20% 40% 60% 80% 100%



回答者数1,620名に対する割合
0% 20% 40% 60% 80% 100%



16

アンケート項目⑤⑥ <2/3> 2段階書面審査

【対象】

旧審査方式(「第一段書面審査」又は「第二段合議審査」)を経験した者のうち、今回、2段階書面審査を経験した者(回答者数1,620名)

【質問】

⑤今回実施した新しい審査方式である「2段階書面審査方式」の良いと思うことについて選択してください。(複数選択可)

【「その他」の主な意見(下線: 多かった意見)】

- 他の審査委員の評価や意見が分かるので、自身の審査の妥当性を客観的に見直せることや、審査委員の質の向上が期待できる。
- 1段階目と2段階目の審査を同一の審査委員が行うことで、十分に応募内容を把握した上で2段階目を行うため、効率化が図られている。
- 顔を合わせないため、その場の雰囲気流されることがなくなり、各審査委員の意見を公平に判断できる。

17

アンケート項目⑤⑥ <3/3> 2段階書面審査

【対象】

旧審査方式(「第一段書面審査」又は「第二段合議審査」)を経験した者のうち、今回、2段階書面審査を経験した者(回答者数1,620名)

【質問】⑥今回実施した新しい審査方式である「2段階書面審査方式」の改善すべきと思うことについて選択してください。(複数選択可)

【「その他」の主な意見(下線: 多かった意見)】

(専門性や研究分野に対する懸念)

- 自身の専門とは多少離れた分野の審査が困難であった。

(審査情報の充実)

- 他の審査委員の審査意見が短かったり、具体性に欠けていたりして、理解することが難しいものがあつたため、審査委員によって基準が異なるように、審査意見の書き方を統一してほしい。
- 意見交換する場がないまま文章だけを見て判断することとなるため、2段階目のボーダー付近のみ合議審査とする、3段階目を設ける(意見に対して再度意見を求める)など、意見交換ができる場を設けた方がより適正な判断ができるのではないか。
- 他の審査委員の専門分野が分かった方が審査意見を参考にする上で役に立つ。
- 2段階目の審査を行うときに、総合評点以外にも、1段階目の書面審査で審査委員全員が付した評定要素ごとの評点の情報があると、より適切な評価ができるのではないか。

(審査の進め方)

- 明らかに自分と大きく評価が異なる審査委員がいて納得できない場合、意見できる仕組みがあることが、本来は望ましい。

- 質問⑤において、良いと思うことが「特になし」の回答割合が少ない。
⇒ **多くの審査委員が何らかのメリットを感じている。**
- 質問⑥において、改善すべき点は「特になし」という意見が約40%であったが、その他の意見として「自分の専門とは多少離れた分野の審査が困難」という意見や、「審査意見の書き方を統一してほしい」という意見があつた。
⇒ **「従来より広い審査区分を導入する」という審査システム改革の趣旨や、十分かつ具体的な審査意見を記入する重要性について、引き続き審査委員に周知していくことが考えられる。**

18

(参考)アンケートの全項目

19

(参考)アンケートの全項目<1/5>

<回答者の属性>

所属機関の種別: 1 国立大学(大学共同利用機関法人含む) 2 公立大学 3 私立大学 4 その他

現在の職位: 1 教授 2 准教授 3 講師 4 助教 5 その他

年齢: 1 ~39歳 2 40~49歳 3 50~59歳 4 60歳~69歳 5 70歳~

平成29年度審査以前に経験したことのある旧審査方式(二段審査方式):

1 第一段書面審査のみ 2 第二段合議審査のみ 3 どちらも経験したことがある

<平成31年度審査(総合審査)の審査委員に対する質問>

①旧審査方式(二段審査方式)の合議審査においては、合議審査を担当する審査委員とは別の審査委員による書面審査の意見を参考に、主としてボーダーライン付近の応募課題を中心に議論していました。今回実施した新しい審査方式である「総合審査方式」では書面審査と合議審査と同じ審査委員が実施いたしましたが、旧審査方式(二段審査方式)に比べ、合議審査が充実し審査が深まったと思いますか(※質問①は旧審査方式(二段審査方式)で「第二段合議審査」をご経験された方のみご回答をお願いします。)

- 1 思う
- 2 やや思う
- 3 あまり思わない
- 4 思わない

20

(参考)アンケートの全項目<2/5>

<平成31年度審査(総合審査)の審査委員に対する質問>(つづき)

- ② 今回の審査では、御自身の専門とは多少離れた分野の応募課題でも、議論をした上で内容の理解を深め審査を進めることができましたと思いますか。
- 1 思う
 - 2 やや思う
 - 3 あまり思わない
 - 4 思わない
- ③ 今回の審査では、御自身の分野に近い応募課題について、他の審査委員の理解を深めることに貢献できたと思いますか。
- 1 思う
 - 2 やや思う
 - 3 あまり思わない
 - 4 思わない
- ④ 今回の審査では、書面審査時の御自身の意見と異なった意見が出たとしても、議論を行うことで納得することができましたか。
- 1 十分納得することができた
 - 2 概ね納得することができた
 - 3 あまり納得することができなかった
 - 4 納得できなかったものが多かった

21

(参考)アンケートの全項目<3/5>

<平成31年度審査(総合審査)の審査委員に対する質問>(つづき)

- ⑤ 今回実施した新しい審査方式である「総合審査方式」の良いと思うことについて選択してください。(複数選択可)
- 1 書面審査における他の審査委員の意見を、合議審査で直接聞くことができた。
 - 2 合議審査で議論が深まり、自分の気づかなかった点について理解が深まった。
 - 3 すべての応募課題に1つ1つ目を通し、きめ細やかに議論することができた。
 - 4 特になし
- ⑥ 今回実施した新しい審査方式である「総合審査方式」の改善すべきと思うことについて選択してください。(複数選択可)
- 1 旧審査方式(二段審査方式)に比べ審査負担が増した。
 - 2 すべての応募課題に1つ1つ目を通す必要があるとは言え、限界があった。
 - 3 自分の専門とは多少離れた分野の応募課題に対して、自分の意見を主張しにくかった。
 - 4 特になし

上記の選択肢に無いことで、お気づきの点があればご記入をお願いします。

22

(参考)アンケートの全項目<4/5>

<平成31年度審査(2段階書面審査)の審査委員に対する質問>

- ①旧審査方式(二段審査方式)の合議審査においては、合議審査を担当する審査委員とは別の審査委員による書面審査の意見を参考に、主としてボーダーライン付近の応募課題を中心に議論していました。平成30年度助成(平成29年度に実施した審査)からは同じ審査委員が2回書面審査を行う2段階書面審査を導入しましたが、旧審査方式(二段審査方式)に比べ応募課題への理解を深めた上で審査ができたと思いますか(※質問①は旧審査方式(二段審査方式)で「第二段合議審査」をご経験された方のみご回答をお願いします。)
- 1 思う
 - 2 やや思う
 - 3 あまり思わない
 - 4 思わない
- ②今回の審査では、2段階目の審査において、他の審査委員の評価を踏まえ内容を理解し審査をすることができたと思いますか。
- 1 思う
 - 2 やや思う
 - 3 あまり思わない
 - 4 思わない
- ③今回の審査では、2段階目の審査において、他の審査委員の評価を踏まえ納得した上で、御自身が1段階目の審査で付した評価を変更するようなことはありましたか。
- 1 あった
 - 2 ややあった
 - 3 あまりなかった
 - 4 なかった

23

(参考)アンケートの全項目<5/5>

<平成31年度審査(2段階書面審査)の審査委員に対する質問>(つづき)

- ④応募件数が多い研究種目を対象とする新しい審査方式(2段階書面審査方式)では合議審査を実施していませんが、旧審査方式(二段審査方式)に比べて審査の効率化が図られていると思いますか。
- 1 効率化が進んだ
 - 2 ある程度効率化ができた
 - 3 あまり効率化できたと思わない
 - 4 効率化できていない
- ⑤今回実施した新しい審査方式である「2段階書面審査方式」の良いと思うことについて選択してください。(複数選択可)
- 1 合議審査を省くことができ、また電子申請システムによる審査のため自分の都合の良い時に審査できるため、審査の効率化が図られている。
 - 2 2段階目の審査の際、1段階目での他の審査委員の意見を確認し再検討することができた。
 - 3 1段階目・2段階目の書面審査を実施することで、最終的な採否まで携わることができた。
 - 4 特になし
- ⑥今回実施した新しい審査方式である「2段階書面審査方式」の改善すべきと思うことについて選択してください。(複数選択可)
- 1 旧審査方式(二段審査方式)に比べ審査負担が増した。
 - 2 2段階目の審査の際に1段階目での他の審査委員の意見を確認できるとは言え、自分の評価を変更するまでには至らなかった。
 - 3 自分の専門とは多少離れた分野の応募課題に対して、評価をすることが難しかった。
 - 4 特になし

上記の選択肢に無いことで、お気づきの点があればご記入をお願いいたします。

24

種目の性格、現状を考慮しつつ全体の新規採択率を30%とした場合

別紙 3

<試算 1> 種目の性格、現状を考慮しつつ、主要種目の全体の新規採択率を30%として試算(※)すると、所要額(総配分額)は約2,458億円。令和元年度配分額と比較し、更に約304億円必要。

※令和元年度の種目・配分実績に基づき試算。

<試算 1>

研究種目	令和元年度						当面の目標			
	応募件数	採択件数	採択率	1課題当たりの平均配分額	配分額	平均充足率	採択件数	採択率	所要額	令和元年度配分額との差額
特別推進研究	106	12	11.3%	93,583	1,123,000	87.9%	16	15.0%	1,497,333	374,333
新学術領域研究(研究領域提案型)(計画研究)	1,557	157	10.1%	26,121	4,101,000	81.8%	234	15.0%	6,112,314	2,011,314
新学術領域研究(研究領域提案型)(公募研究)	3,522	809	23.0%	2,575	2,083,070	83.0%	1,057	30.0%	2,721,775	638,705
基盤研究(S)	659	81	12.3%	38,454	3,114,800	81.7%	132	20.0%	5,075,970	1,961,170
基盤研究(A)	2,412	605	25.1%	11,763	7,116,900	74.7%	724	30.0%	8,516,753	1,399,853
基盤研究(B)	11,396	3,327	29.2%	5,068	16,862,200	71.2%	3,419	30.0%	17,328,483	466,283
基盤研究(C)	45,758	12,918	28.2%	1,210	15,632,800	67.0%	13,727	30.0%	16,611,817	979,017
挑戦的研究(開拓)	699	81	11.6%	6,968	564,400	99.7%	105	15.0%	731,630	167,230
挑戦的研究(萌芽)	10,815	1,388	12.8%	2,337	3,243,600	98.7%	1,622	15.0%	3,790,432	546,832
若手研究	19,590	7,831	40.0%	1,294	10,130,700	64.8%	7,836	40.0%	10,137,168	6,468
研究活動スタート支援	3,744	1,403	37.5%	1,011	1,418,900	74.3%	1,498	40.0%	1,514,977	96,077
国際共同研究強化(B)	1,599	280	17.5%	2,678	749,900	70.7%	480	30.0%	1,285,543	535,643
合計	101,857	28,892	28.4%	2,289	66,141,270		30,850	30.3%	75,324,194	9,182,924

※表に記載している数字は全て新規採択分のみ。また、金額は直接経費(千円)のみ。

※目標欄の採択件数は、応募件数を令和元年度と同数と仮定して、採択率から算出。

※所要額は、1課題当たりの平均配分額に採択件数をかけて算出。

○ 間接経費は一律30%

○ 令和元年度の配分額(総配分額)

・新規: 66,141,270千円 ・新規+継続: 165,700,723千円 → 新規と新規+継続の比率は概ね 1:2.51

種目の性格、現状を考慮しつつ、全体の新規採択率を30%とした場合の試算

○ 新規所要額(総配分額): 75,324,194千円 × 1.3 × 2.51 = **245,782,845千円**

令和元年度総配分額からの差額は **30,371,905千円**

試算1を踏まえ、更に配分額を充実した場合

別紙4

<試算2> 種目の性格、現状を考慮しつつ、主要種目の全体の新規採択率を30%とし、更に配分額を充実（最低平均充足率を70%、85%、100%に向上）して試算（※）すると、所要額（総配分額）は約2,509億円～3,370億円。令和元年度配分額と比較し、更に約355億円～1,216億円必要。

※令和元年度の種目・配分実績に基づき試算。

<試算2>

※表に記載している数字は全て新規採択分のみ。また、金額は直接経費（千円）のみ。

研究種目	令和元年度				試算1		最低平均充足率70%		最低平均充足率85%		平均充足率100%	
	採択件数	1課題当たりの平均配分額	配分額	平均充足率	採択件数	採択率	平均充足率	所要額	平均充足率	所要額	平均充足率	所要額
特別推進研究	12	93,583	1,123,000	87.9%	16	15.0%	87.9%	1,497,333	87.9%	1,497,333	100.0%	1,703,451
新学術領域研究（研究領域提案型）（計画研究）	157	26,121	4,101,000	81.8%	234	15.0%	81.8%	6,112,314	85.0%	6,351,427	100.0%	7,472,267
新学術領域研究（研究領域提案型）（公募研究）	809	2,575	2,083,070	83.0%	1,057	30.0%	83.0%	2,721,775	85.0%	2,787,360	100.0%	3,279,247
基盤研究（S）	81	38,454	3,114,800	81.7%	132	20.0%	81.7%	5,075,970	85.0%	5,280,997	100.0%	6,212,938
基盤研究（A）	605	11,763	7,116,900	74.7%	724	30.0%	74.7%	8,516,753	85.0%	9,691,084	100.0%	11,401,276
基盤研究（B）	3,327	5,068	16,862,200	71.2%	3,419	30.0%	71.2%	17,328,483	85.0%	20,687,093	100.0%	24,337,757
基盤研究（C）	12,918	1,210	15,632,800	67.0%	13,727	30.0%	70.0%	17,355,629	85.0%	21,074,693	100.0%	24,793,756
挑戦的研究（開拓）	81	6,968	564,400	99.7%	105	15.0%	99.7%	731,630	99.7%	731,630	100.0%	733,831
挑戦的研究（萌芽）	1,388	2,337	3,243,600	98.7%	1,622	15.0%	98.7%	3,790,432	98.7%	3,790,432	100.0%	3,840,356
若手研究	7,831	1,294	10,130,700	64.8%	7,836	40.0%	70.0%	10,950,645	85.0%	13,297,212	100.0%	15,643,778
研究活動スタート支援	1,403	1,011	1,418,900	74.3%	1,498	40.0%	74.3%	1,514,977	85.0%	1,733,150	100.0%	2,038,999
国際共同研究強化（B）	280	2,678	749,900	70.7%	480	30.0%	70.7%	1,285,543	85.0%	1,545,561	100.0%	1,818,307
合計	28,892	2,289	66,141,270		30,850	30.3%		76,881,483		88,467,970		103,275,963

最低平均充足率を70%とした場合の試算（令和元年度の平均充足率が70%未満の2種目の平均充足率を70%に設定）

- 新規所要額（総配分額）：76,881,483千円 × 1.3 × 2.51 = **250,864,280千円**
令和元年度総配分額からの差額は **35,453,340千円**

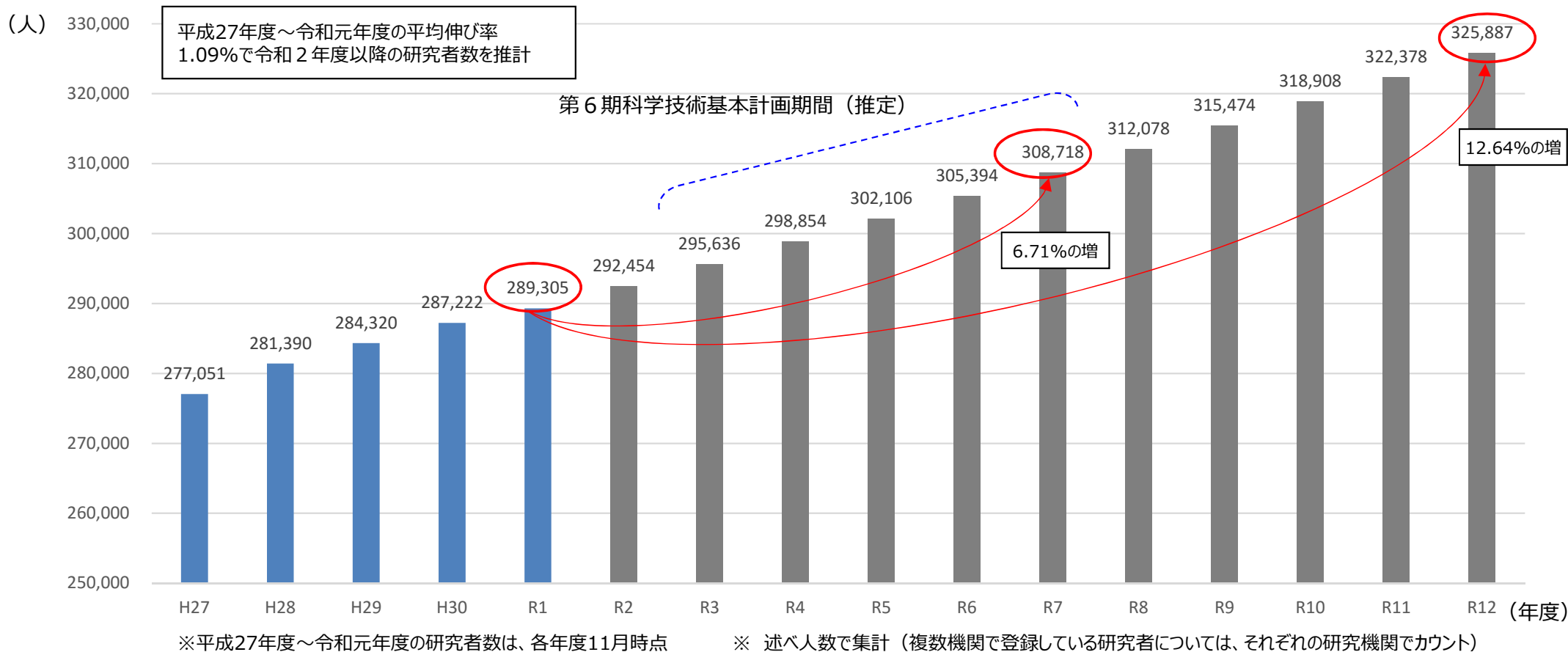
最低平均充足率を85%とした場合の試算（令和元年度の平均充足率が85%未満の9種目の平均充足率を85%に設定）

- 新規所要額（総配分額）：88,467,970千円 × 1.3 × 2.51 = **288,670,987千円**
令和元年度総配分額からの差額は **73,260,048千円**

平均充足率を100%とした場合の試算

- 新規所要額（総配分額）：103,275,963千円 × 1.3 × 2.51 = **336,989,466千円**
令和元年度総配分額からの差額は **121,578,527千円**

＜試算 3＞ 試算 1 を踏まえ、研究者数の増加を考慮した場合の試算を行うと、
 令和 7 年度において所要額（総配分額）は約 2,623 億円。令和元年度配分額と比較し、更に約 469 億円必要。
 令和 12 年度において所要額（総配分額）は約 2,768 億円。令和元年度配分額と比較し、更に約 614 億円必要。



○ 平成27年度～令和元年度の科研費の応募資格を有する研究者数の平均伸び率（1.09%）のまま令和 2 年度以降も科研費の応募資格を有する研究者数が増加すると推定すると、科研費の応募資格を有する研究者数は、**令和 7 年度の令和元年度の 6.71%、令和 12 年度は 12.64% 増加する**と推定される。

試算 1 を踏まえた令和 7 年度（5 年後）及び令和 12 年度（10 年後）の試算は下の表の通り

（金額単位：千円）

＜試算 3＞

令和7年度（5 年後）		令和12年度（10 年後）	
所要額（総配分額）	令和元年度配分額との差額	所要額（総配分額）	令和元年度配分額との差額
262,274,874	46,863,934	276,849,797	61,438,857

○ 経過措置を廃止した場合の応募件数の減少に関する試算

<経過措置による応募要件（令和2年度公募）>

1. 令和2年4月1日現在で博士号取得後8年未満
2. 博士号未取得であるが、令和2年4月1日までに博士の学位を取得する予定であり、かつ、令和2年4月1日現在で40歳以上
3. 令和2年4月1日現在で育児休業等の期間を除くと博士号取得後8年未満
4. 博士号未取得または博士号取得見込者であり、かつ、令和2年4月1日現在で39歳以下

<試算1>

	[人]
① 平成30年度公募（平成29年9月）に応募要件4で応募した者	5,803
② ①の内、令和30年4月1日時点でe-Radに博士号取得年月日の登録がある者	320
③ 経過措置対象者（①-②）	5,483

<試算2>

	[人]
① 平成31年度公募（平成30年9月）に応募要件4で応募した者	5,530
② ①の内、令和元年4月1日時点でe-Radに博士号取得年月日の登録がある者	229
③ 経過措置対象者（①-②）	5,301

<試算3>

	[人]
① 令和2年度公募（令和元年9月）に応募要件4で応募した者	5,354
② ①の内、令和2年4月1日時点でe-Radに博士号取得年月日の登録がある者	-
③ 経過措置対象者（①-②）	-

年を追うごとに、

- ・ 応募要件4で応募した者の人数は減っており、
- ・ 応募要件4で応募した者の内、約5%は応募翌年の4月1日までに博士号を取得している

ことから、経過措置を廃止した場合、応募件数が約5,100件減少すると推察される。

（ 応募翌年以降において、試算1及び試算2における、②の①に対する割合の平均は、約4.8%。試算3において、②は①の4.8%と仮定すると、試算3の②は257人となり、試算3の③は5,097人となる。）

○ プロジェクト雇用の若手研究者の専従緩和による応募件数の増加に関する試算

出典：ポストドクター等の雇用・進路に関する調査（2015 年度実績）
（文部科学省科学技術・学術政策研究所）

本調査におけるポストドクター等の定義：

博士の学位を取得した者又は所定の単位を修得の上博士課程を退学した者（いわゆる「満期退学者」）のうち、任期付で採用されている者で、①大学や大学共同利用機関で研究業務に従事している者であって、教授・准教授・助教・助手等の学校教育法第 92 条に基づく教育・研究に従事する職にない者、又は、②独立行政法人等の公的研究機関（国立試験研究機関、公設試験研究機関を含む。）において研究業務に従事している者のうち、所属する研究グループのリーダー・主任研究員等の管理的な職にない者をいう。

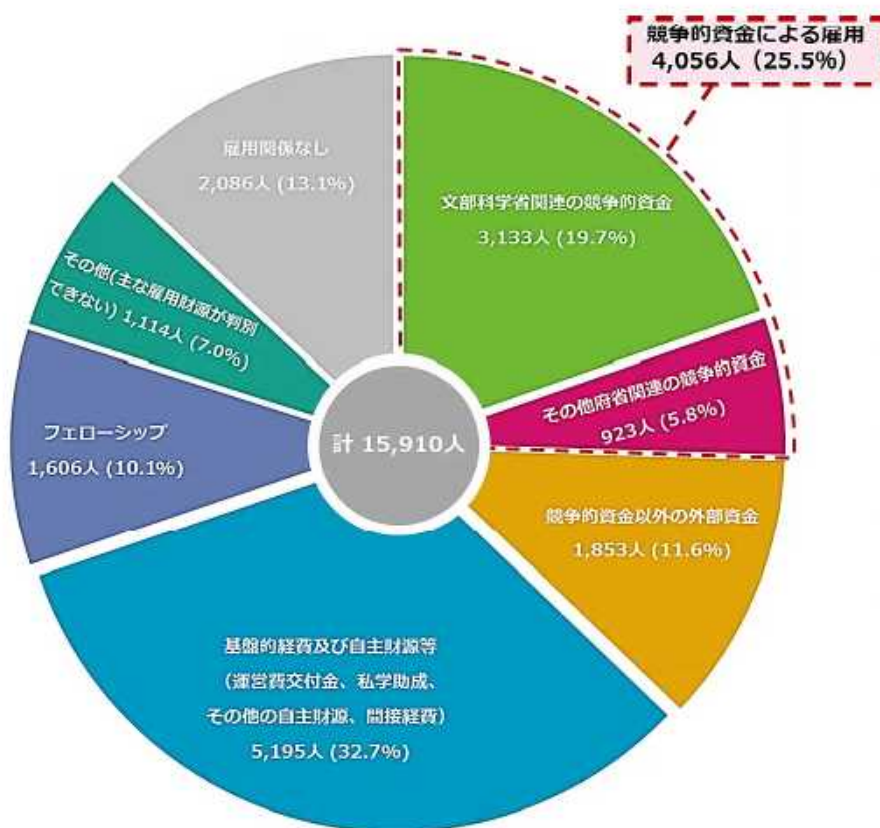


図 22 ポストドクター等の主な雇用財源（2015 年度）

表 11 ポストドクター等の主な雇用財源（2015 年度）

		人数	比率 (%)	
競争的資金	文部科学省関連	科学研究費補助金	1,768	11.1%
		戦略的創造研究推進事業	843	5.3%
		研究成果展開事業	216	1.4%
		国際科学技術共同研究推進事業	74	0.5%
		国家課題対応型研究開発推進事業	232	1.5%
	内閣府関連	151	0.9%	
	総務省関連	33	0.2%	
	厚生労働省関連	厚生労働科学研究費補助金	83	0.5%
		医療研究開発推進事業費補助金	151	0.9%
	農林水産省関連	168	1.1%	
経済産業省関連	151	0.9%		
国土交通省関連	12	0.1%		
環境省関連	173	1.1%		
防衛省関連	1	0.0%		
競争的資金以外の外部資金	世界トップレベル研究拠点プログラム(WPI)	266	1.7%	
	科学技術人材育成費補助金	130	0.8%	
	博士課程教育リーディングプログラム	51	0.3%	
	国以外からの外部資金(民間企業・財団等)	1,406	8.8%	
基盤的経費及び自主財源等	運営費交付金・私学助成・その他の自主財源	5,059	31.8%	
	間接経費	136	0.9%	
フェローシップ	日本学術振興会特別研究員	1,050	6.6%	
	日本学術振興会外国人特別研究員	531	3.3%	
	その他のフェローシップ	25	0.2%	
その他(主な雇用財源が判別できない)		1,114	7.0%	
雇用関係なし		2,086	13.1%	
計		15,910	100%	

<参考>

競争的研究費においてプロジェクトの実施のために雇用される若手研究者の
自発的な研究活動等に関する実施方針（案）（抜粋）

4. 対象者

本実施方針の対象者は、原則として以下の全てを満たす者とする。

- (1) 民間企業を除く研究機関において、競争的研究費においてプロジェクトの実施のために雇用される者（ただし、プロジェクトのPI等が自らの人件費をプロジェクトから支出し雇用される場合を除く）
- (2) 40歳未満の者（ただし、競争的研究費制度の各制度の特性に応じ、40歳以上を対象とすることを可能とする）
- (3) 研究活動を行うことを職務に含む者



独立基盤形成支援(試行)の アンケートについて



JAPAN SOCIETY FOR THE PROMOTION OF SCIENCE

日本学術振興会

研究事業部

平成31年4月15日

1

独立基盤形成支援(試行)について

「第5期科学技術基本計画」(平成28年1月22日 閣議決定)

第4章 科学技術イノベーションの基盤的な力の強化

(2) 知の基盤の強化

① イノベーションの源泉としての学術研究と基礎研究の推進

i) 学術研究の推進に向けた改革と強化

具体的には、科学研究費助成事業(以下「科研費」という。)について、審査システムの見直し、研究種目・枠組みの見直し、柔軟かつ適正な研究費使用の促進を行う。その際、国際共同研究等の促進を図るとともに、研究者が新たな課題を積極的に探索し、挑戦することを可能とする支援を強化する。さらに、研究者が独立するための研究基盤の形成に寄与する取組を進める。加えて、研究成果の一層の可視化と活用に向けて、科研費成果等を含むデータベースの構築等に取り組む。このような改革を進め、新規採択率30%の目標を目指しつつ、科研費の充実強化を図る。

「科研費による挑戦的な研究に対する支援強化について」

(平成28年12月20日 科学技術・学術審議会学術分科会研究費部会)

(3) 「若手研究」の見直し等

④ 若手研究者等の独立支援

・研究者が研究室を主宰する者(以下「研究室主宰者」という。)として研究活動を行おうとする際に必要な研究基盤の整備は、本来、当該研究者の所属機関が担うべき役割であるが、デュアルサポートシステムの機能不全により、その実施が困難となっている現実がある。このことにより、機関間を異動して研究室主宰者として自らの主体性の下、独創的な研究を遂行することが難しくなるなど、我が国の学術研究を持続的に発展させる土台が揺らいでいる。

・このような憂慮すべき状況を踏まえ、科研費による支援の効果・効用を更に高め、研究成果の最大化を目指すためには、研究基盤整備における所属機関の一定のコミットメントを前提とした上で、独立支援の措置を科研費の仕組みの中に導入することが適当であると考える。

「「若手研究」における独立基盤形成支援(試行)」公募要領

(1) 趣旨

若手研究者が研究室を主宰する者(研究室主宰者)として研究活動を行おうとする際に必要な研究基盤の整備を支援するため、若手研究者に対して、所属する研究機関が研究基盤整備を主体的に実施することを条件に、そのための費用を交付するものです。

アンケート実施期間等について

アンケート実施期間：平成31年3月5日～3月15日

アンケート実施方法：

対象となる研究機関に対して、アンケートWebページのURLを送付。研究機関を通して対象となる研究者に対しても研究者用のアンケートWebページのURLを送付。研究機関と研究者のそれぞれにアンケート項目について、Webページを通じて回答してもらう形とした（研究機関の方で研究者のアンケートを取りまとめる形にはしていない）。

アンケート対象機関及び研究者：下記の表のとおり

	国立大学	私立大学	公立大学	大学共同利用機関	合計(回答率)
対象機関数	38	25	8	2	73
回答機関数	32	18	7	1	58(79.5%)
対象研究者数	90	29	10	2	131
回答研究者数	65	24	4	3(※)	96(73.3%)

(※)選択の誤りと考えられるが、個人を特定できる形で回答を得ていないため、そのまま計上。

3

アンケート項目①：機関種別

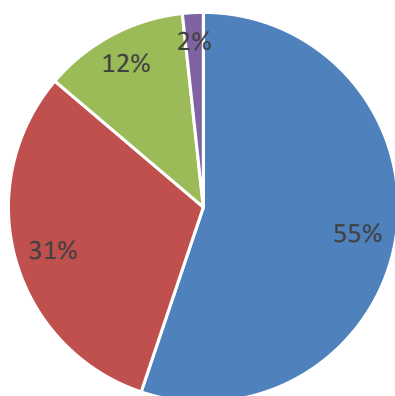
【研究機関】

①該当する機関種別を選択してください。

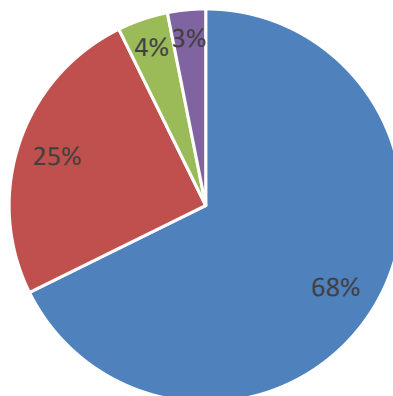
【研究者】

①所属する機関種別を選択してください。

機関種別(研究機関)



機関種別(研究者)



■ 国立大学 ■ 私立大学 ■ 公立大学 ■ 大学共同利用機関 ■ 国立大学 ■ 私立大学 ■ 公立大学 ■ 大学共同利用機関

アンケート項目②: 質問内容及び選択肢

【研究機関】

独立基盤形成支援(試行)における研究基盤整備の支援について、具体的に実施した内容を選択してください。(複数回答可能)

【研究者】

独立基盤形成支援(試行)における、所属研究機関による研究基盤整備の支援について、実際に受けた支援内容を選択してください。(複数回答可能)

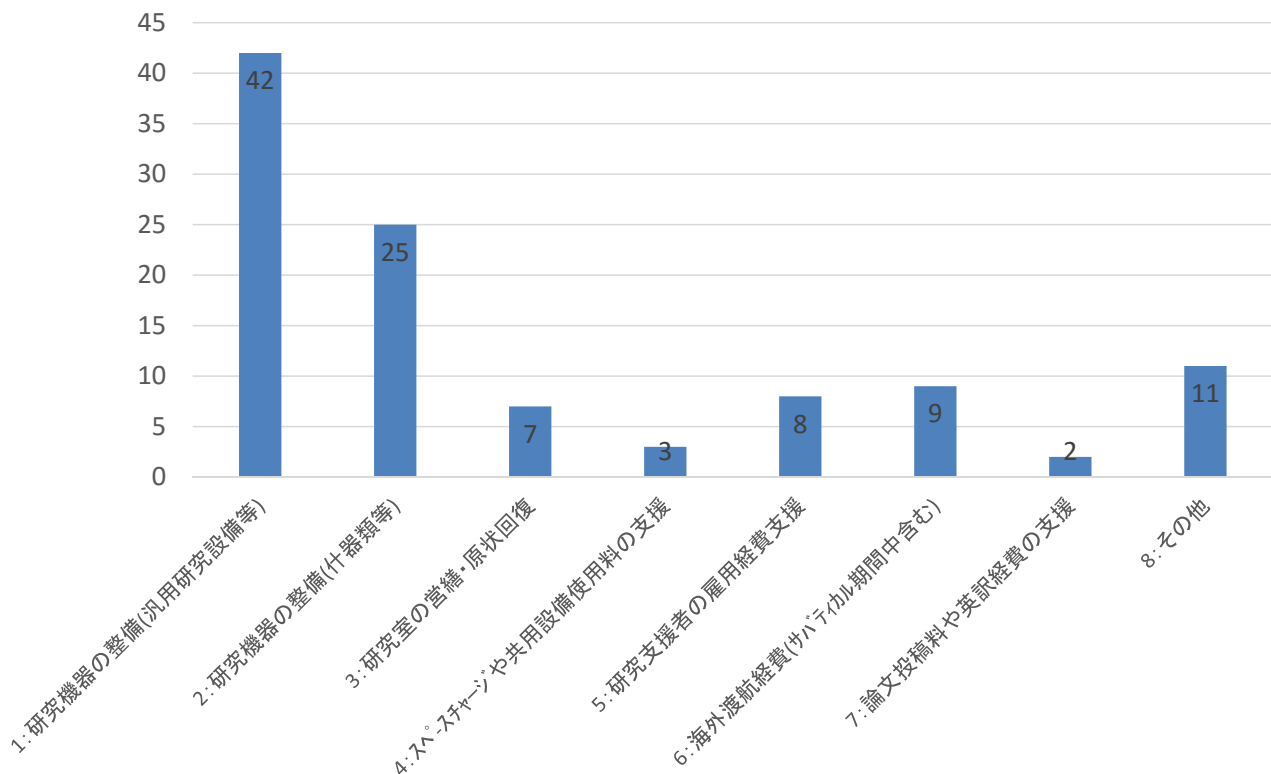
【選択肢(研究機関、研究者共通)】

- 1: 研究機器の整備(汎用研究設備等)
- 2: 研究機器の整備(什器類等)
- 3: 研究室の営繕・原状回復
- 4: スペースチャージや共用設備使用料の支援
- 5: 研究支援者の雇用経費支援
- 6: 海外渡航経費(サバティカル期間中含む)の支援
- 7: 論文投稿料や英訳経費の支援
- 8: その他

5

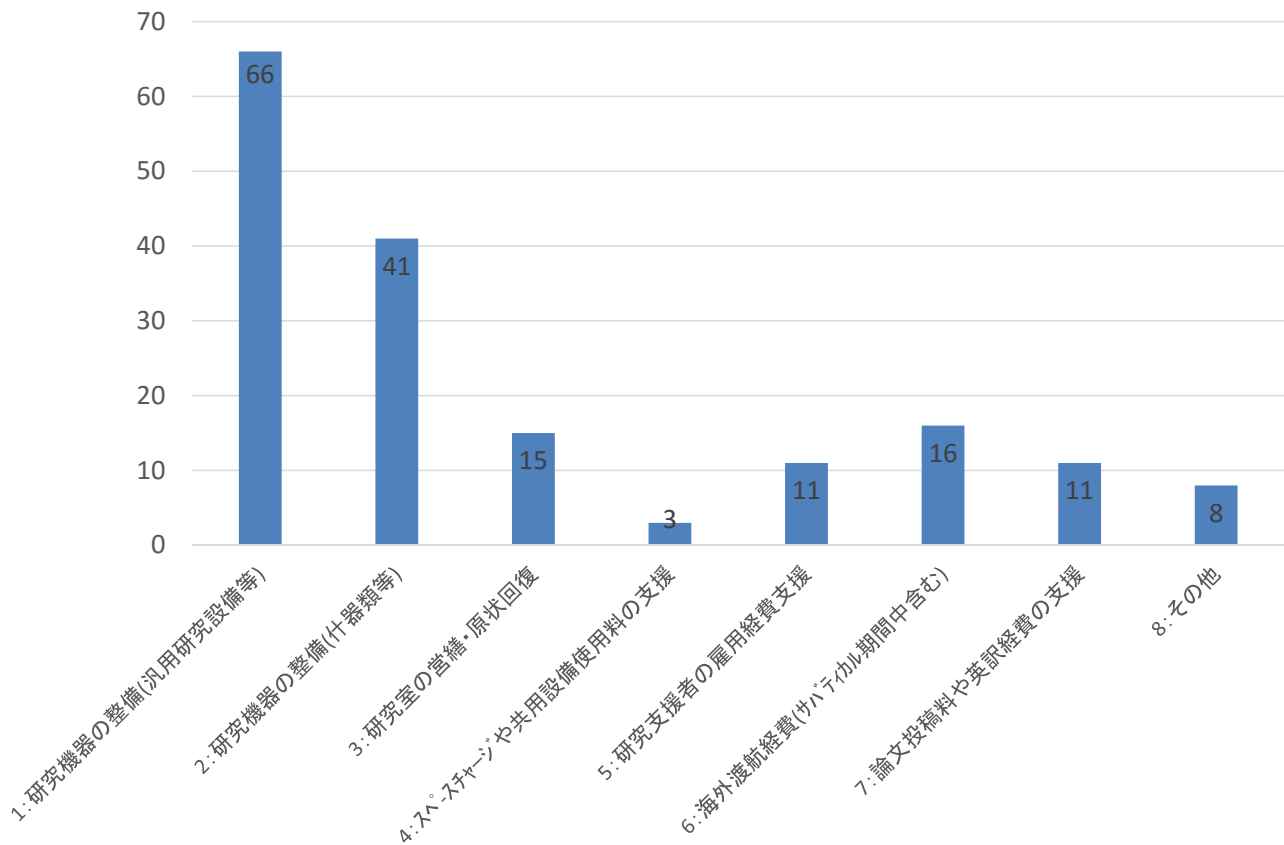
アンケート項目②: 実際に実施した支援内容

質問2 実施した支援内容(複数回答可): 研究機関



アンケート項目②:実際に受けた支援内容

質問2 受けた支援内容(複数回答可):研究者



7

アンケート項目③:質問内容及び選択肢

【研究機関】

独立基盤形成支援(試行)を行うことで、若手研究者の独立支援に効果があったと思いますか。最も当てはまる回答を選択してください。

※下記の選択肢を回答させた上で、研究機関に対しては、その回答の具体的な理由も記載してもらおう形とした。

【研究者】

独立基盤形成支援(試行)の支援は、自身が独立した研究者として研究を遂行するために効果的であったと思いますか。最も当てはまる回答を選択してください。

※下記の選択肢を回答させた上で、「1:かなり効果があった」又は「2:一定程度効果があった」と回答した者については、研究機関と同様にその回答の具体的な理由を記載してもらい、「3:あまり効果はなかった」又は「4:ほとんど効果はなかった」と回答した者について、別途要因等を選択式で回答させた。

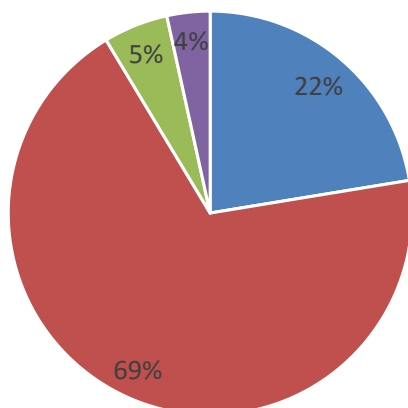
(9頁に当該選択肢を記載)

【選択肢(研究機関、研究者共通)】

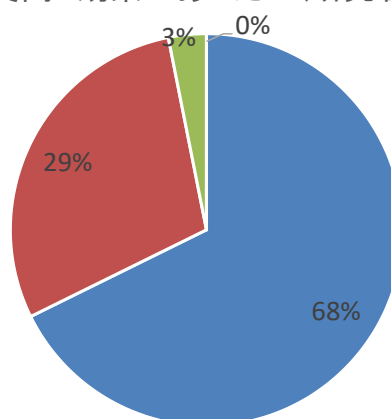
- 1:かなり効果があった
- 2:一定程度効果があった
- 3:あまり効果はなかった
- 4:ほとんど効果はなかった

アンケート項目③:効果があったか

質問3 効果があったか(研究機関)



質問3 効果があったか(研究者)



- 1: かなり効果があった ■ 2: 一定程度効果があった ■ 1: かなり効果があった ■ 2: 一定程度効果があった
■ 3: あまり効果はなかった ■ 4: ほとんど効果はなかった ■ 3: あまり効果はなかった ■ 4: ほとんど効果はなかった

9

アンケート項目③: 質問内容及び選択肢

※アンケート項目③で、「3:あまり効果はなかった」又は「4:ほとんど効果はなかった」を選択した研究者に対して、その要因等を選択式で回答させた。(複数回答可能)

【選択肢(研究者のみ)】

- 1: 当初計画のとおり研究が進展しなかったため
- 2: 当初計画よりも経費がかかり、経費が不足したため
- 3: 機関内での調整や手続に時間がかかったため
- 4: 独立基盤形成支援の公募の時期が遅かったため
- 5: 研究者自身が希望する研究基盤整備の支援を受けられなかったため
- 6: 研究者自身が他機関に異動したため
- 7: 研究者自身が産休・育休等で研究を中断したため
- 8: その他

※「3:あまり効果はなかった」と回答した者に対して、具体的な要因等を選択式で回答させたところ、以下のような回答であった。

- 2: 当初計画よりも経費がかかり、経費が不足したため
- 6: 希望する研究基盤整備の支援を受けられなかったため
- 8: その他(研究に必要なデータや消耗品を購入できない、他の研究費と合算して使うことができないなど用途に色々と制約があるため、せっかく研究費が貰えても自由に使えない感がある。もう少し研究者が自由に使えるようにして貰いたい。)

アンケート項目③:自由記述欄概要

「かなり/一定程度効果があった」、又は、「あまり/ほとんど効果がなかった」と回答した具体的な内容を、研究機関、研究者双方に対して記載を求めたところ、その概要は以下のとおりであった。(下線は多かった内容)

【かなり/一定程度効果があった具体的な内容】

- 研究室の基盤的な環境(什器類等)の整備ができた【研究機関、研究者】
- 大型や高額な機器、データベース等を購入することができた【研究機関、研究者】
- 研究支援者の雇用や海外渡航の経費として充てることができた【研究機関、研究者】
- 当初の研究費では不足していた部分を補うことができ、研究をさらに進めることができた/成果が上がった【研究機関、研究者】

【あまり/ほとんど効果がなかった】

- 分野によっては、今回の追加配分額では不足している【研究機関】
- 本制度の趣旨である、「独立した研究室の主宰」につながったとまでは言い切れない【研究機関】
- 本来の研究課題の研究費とは合算して使用できないなど、用途に制限があり、自由に使えないと感じる【研究機関、研究者】

11

アンケート項目④:質問内容及び選択肢

【質問内容(研究機関、研究者共通)】

独立基盤形成支援(試行)について、今後も実施すべきと思いますか。

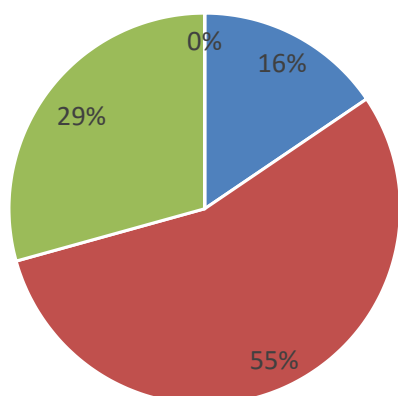
【選択肢(研究機関、研究者共通)】

- 1:現状の形で実施すべき
- 2:要件等を改善の上、実施すべき
- 3:現状の形ではなく、別の方法で若手研究者への支援を実施すべき
- 4:実施する必要はない

※アンケート項目⑤については、本質問への回答として、「2:要件等を改善の上、実施すべき」と回答した者を対象としている。

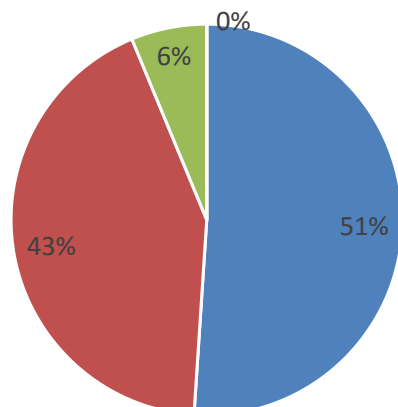
アンケート項目④: 今後も実施すべきか

質問4 今後も実施すべきか(研究機関)



- 1: 現状の形で実施すべき
- 2: 要件等を改善の上、実施すべき
- 3: 別の方法で支援を実施すべき
- 4: 実施する必要はない

質問4 今後も実施すべきか(研究者)



- 1: 現状の形で実施すべき
- 2: 要件等を改善の上、実施すべき
- 3: 別の方法で支援を実施すべき
- 4: 実施する必要はない

13

アンケート項目⑤: 質問内容及び選択肢

※アンケート項目⑤については、アンケート項目④への回答として、「2: 要件等を改善の上、実施すべき」と回答した者を対象としている。

【質問内容(研究機関、研究者共通)】

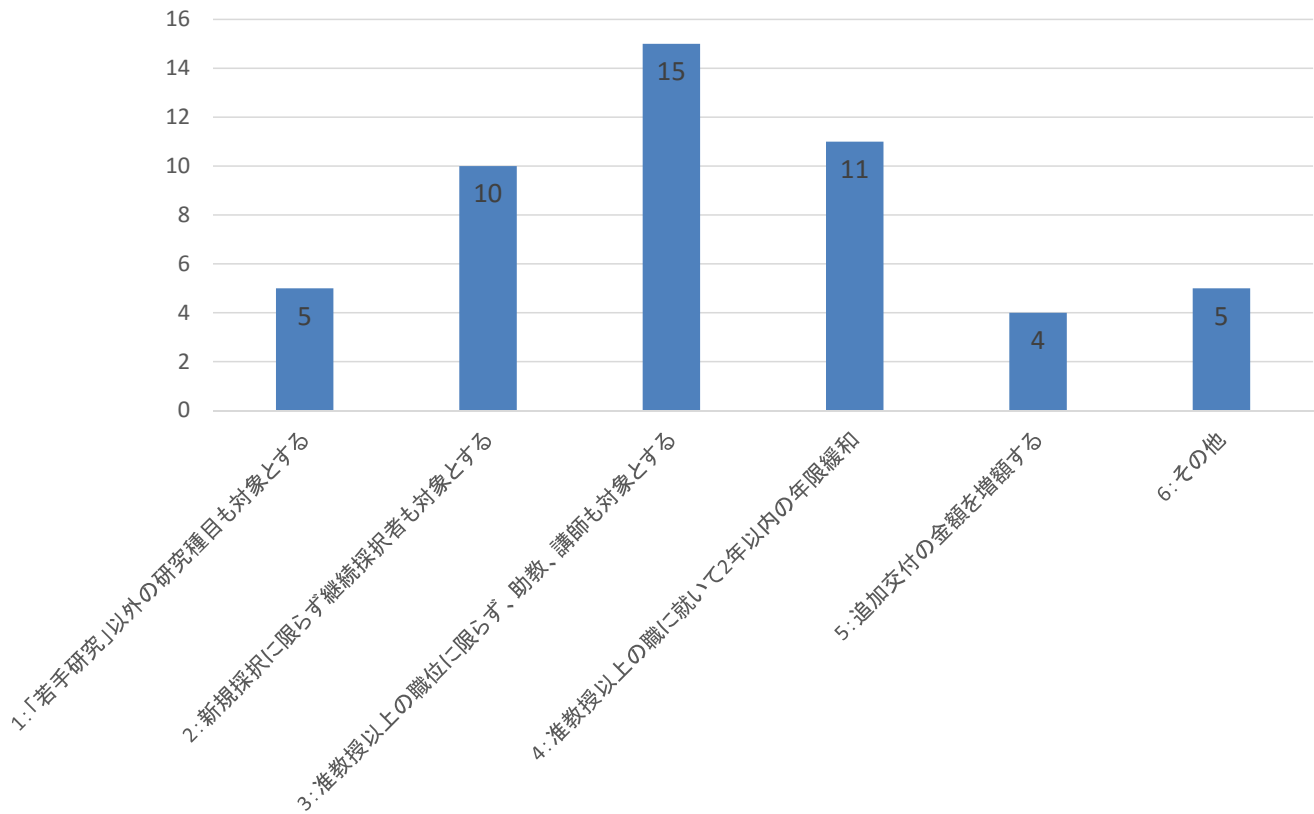
アンケート項目④で「2: 要件等を改善の上、実施すべき」と回答した場合、どのような改善を行うべきと考えますか。当てはまる回答を選択してください。(複数回答可能、最大2件まで)

【選択肢(研究機関、研究者共通)】

- 1: 「若手研究(B)」、「若手研究」以外の研究種目(「基盤研究(C)」など)も対象とする
- 2: 「若手研究(B)」、「若手研究」の新規採択者に限らず、継続採択者も対象とする
- 3: 准教授以上の職位に限らず、助教、講師も対象とする
- 4: 准教授以上の職位に就いて2年以内という年限を緩和する
- 5: 追加交付の金額を増額する
- 6: その他

アンケート項目⑤:どのような改善を行うべきか

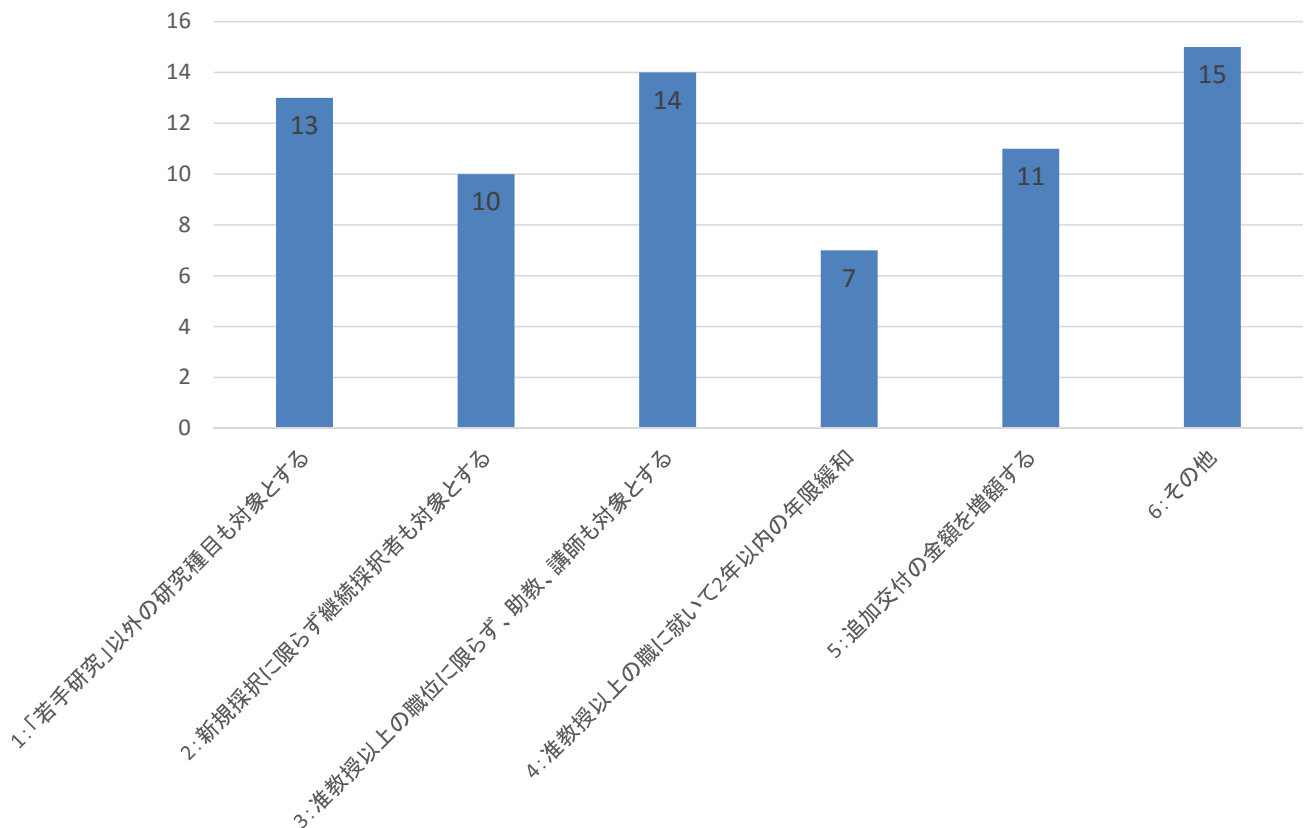
質問5 どのような改善を行うべきか(複数回答可。最大2件まで):研究機関



15

アンケート項目⑤:どのような改善を行うべきか

質問5 どのような改善を行うべきか(複数回答可。最大2件まで):研究者



16

アンケート項目⑤:自由記述欄概要

※アンケート項目⑤で「6:その他」を選択した研究機関、研究者からの具体的な改善提案は、以下のとおりであった。(下線は多かった提案)

【研究機関】

- 大学側の費用負担を不要とする、あるいは、減らす
- 研究基盤整備の充実のみではなく、(一定程度の割合で)研究費としても活用できるようにする
- 支援対象者の要件である「研究室を主宰している者」を「独立した研究者として研究を行う者」とする
- 支援対象者の要件である「准教授以上の職位に就いて2年以内」を廃止する
- 研究基盤整備Ⅰ、Ⅱと区別することなく、研究基盤整備に関する全ての経費を支出可として支援する
- 応募件数の上限「若手研究の新規採択件数の5%又は5件のいずれか低い件数」を廃止し、対象者全員とする
- 応募件数の上限「若手研究の新規採択件数の5%又は5件のいずれか低い件数」を廃止するとともに、研究者自身が応募する形とする
- 追加交付金額の増額

【研究者】

- 用途の柔軟化
- 通常の科研費の研究費と合わせた予算執行を可能とする
- 所属機関からの支援を前提としない制度にすべきである
- 一度助成を受けた者でも再度応募して、支援を受けられる形として欲しい
- 交付の時期をもう少し早めて欲しい
- 所属機関の具体的な負担額を明確にする必要がある
- 科研費で得られた間接経費を積極的に採択した者に対して配分するように呼びかけて欲しい(そうすればこの制度は必要なくなる)
- 研究室を主宰している、テニュアの専任講師は支援対象者として含めた方が良い

17

アンケート項目⑥:質問内容及び選択肢

【質問内容(研究機関、研究者共通)】

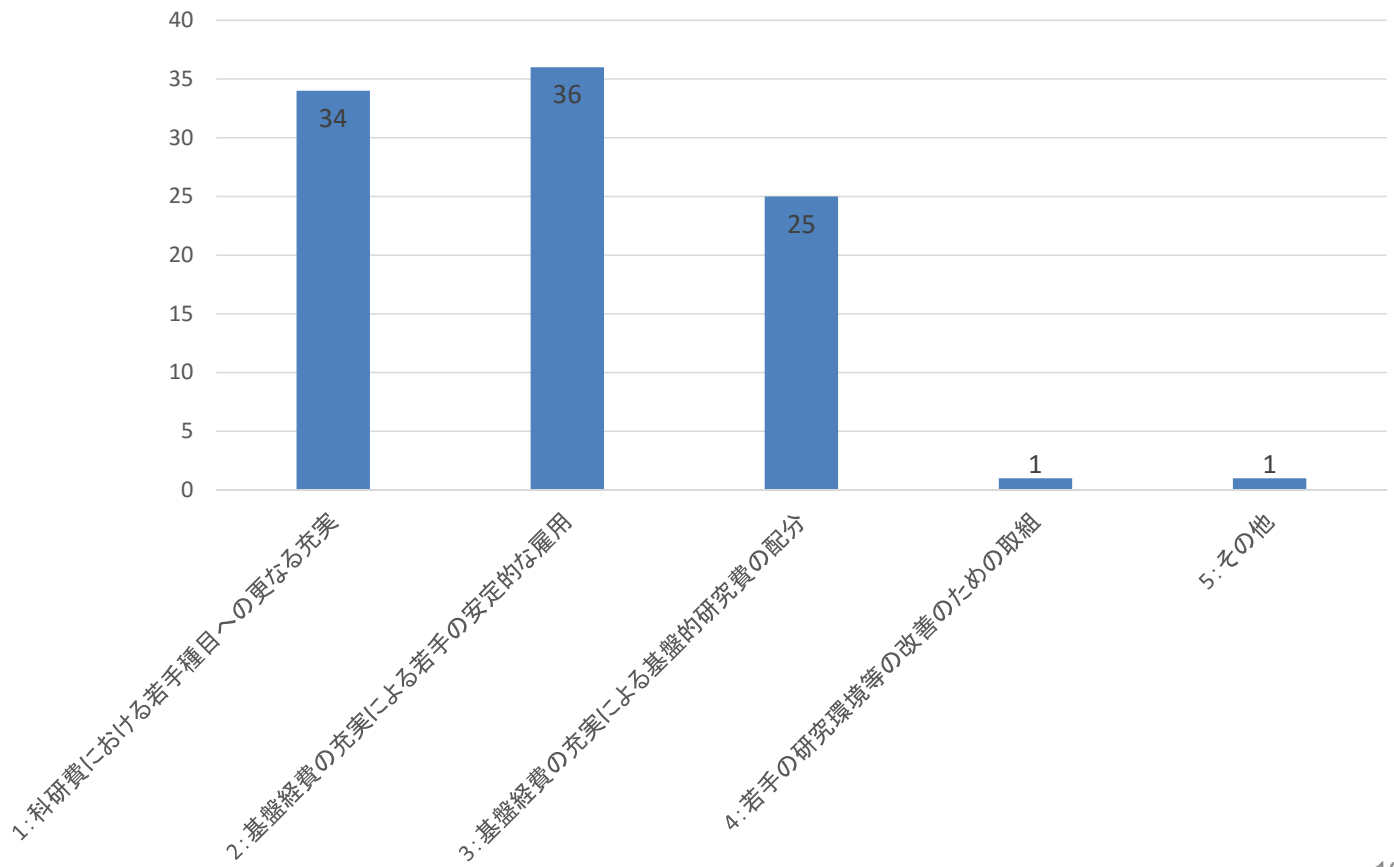
現状の独立基盤形成支援(試行)の形とは別の方法による、国等が関与する若手研究者の支援として、どのような支援が効果があると考えますか。当てはまる回答を選択してください。(複数回答可能、最大2件まで)

【選択肢(研究機関、研究者共通)】

- 1: 科研費における若手研究者向け種目の更なる充実(配分額や採択件数の増等)
- 2: 基盤的経費の充実等による、研究機関における若手研究者の安定的なポストの増加
- 3: 基盤的経費の充実等による、研究機関における基盤的な研究費の配分の増加
- 4: 若手研究者の研究環境等の改善のための取組(具体的な内容も記載)
- 5: その他

アンケート項目⑥:どのような支援が効果的か

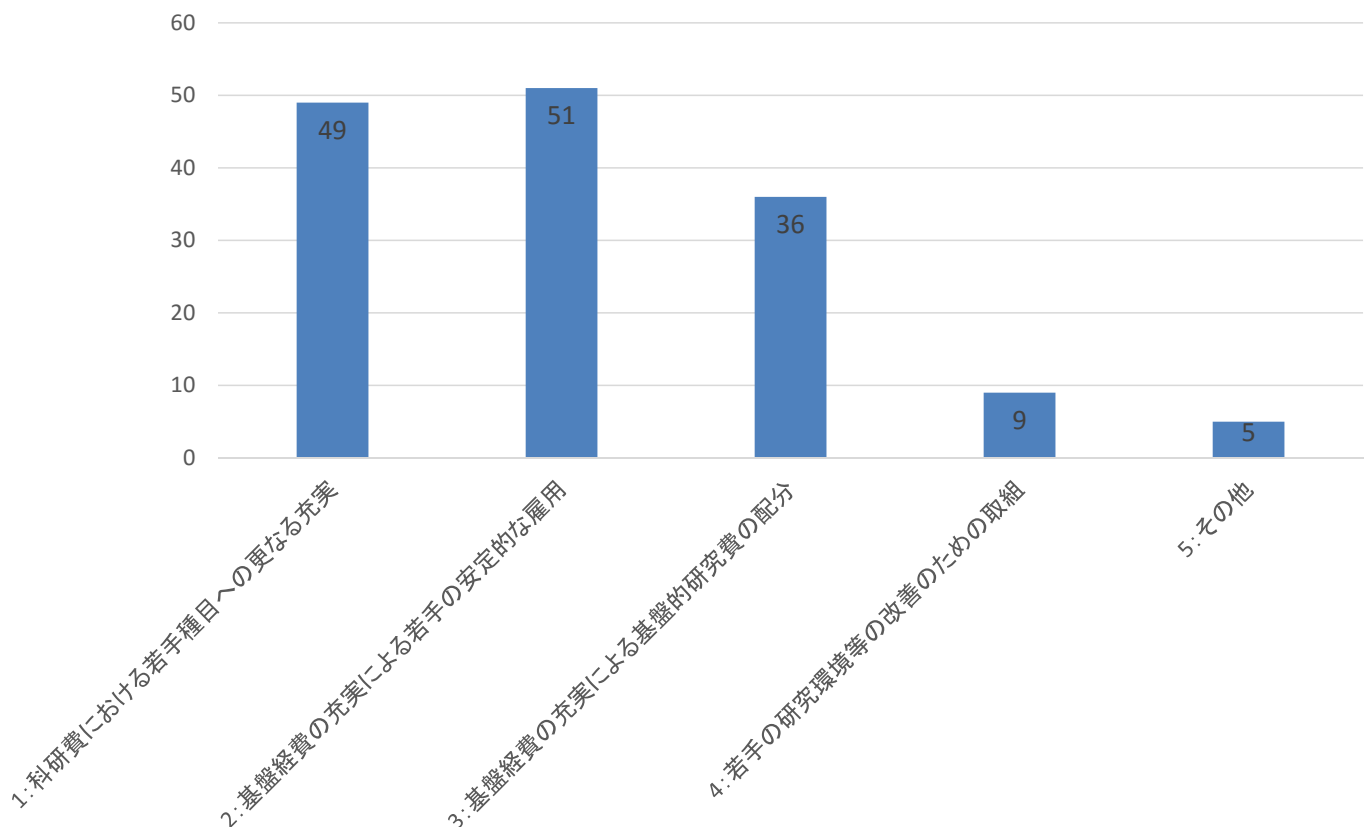
質問6 どのような支援が効果的か(複数回答可。最大2件まで):研究機関



19

アンケート項目⑥:どのような支援が効果的か

質問6 どのような支援が効果的か(複数回答可。最大2件まで):研究者



20

アンケート項目⑥：自由記述欄概要

アンケート項目⑥で、「4:若手研究者の研究環境等の改善のための取組」、又は、「5:その他」を選択した研究機関、研究者からの回答は、以下のとおりであった。(下線は多かった回答)

【研究機関】

- 研究設備等の老朽化への対応
- 競争的資金等でのポストクの柔軟な雇用(雇用されている資金以外の自身の研究の研究時間分も当該資金から給与を支出可能とする)

【研究者】

- 人員の削減や、研究業務以外の事務業務等の増加等により、研究時間を確保できないため、研究時間を確保するための事務負担の軽減や人員増加等を図るべきである
- 研究基盤整備のための基盤的経費が不足しており、研究活動が持続しにくい。自由に使える基金や研究者の裁量に基づいて使用できる経費を増額して欲しい
- 科研費で得られた間接経費を積極的に採択した者に対して配分するように呼びかけて欲しい
- 大学が契約するデータベース契約のための原資の補助
- 海外研究者招へいのための支援
- 若手研究者を受入教員とした日本学術振興会特別研究員の拡充
- 研究活動が停滞気味になった研究者に対するプライドをつぶさない支援と大学教員全体が活力ある状態になるような幅広く手厚い支援

21

アンケート項目⑦：質問内容及び選択肢、自由記述欄概要

【研究機関のみ】

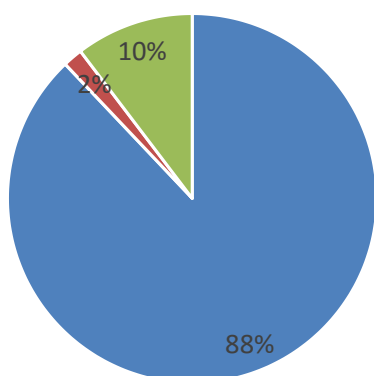
研究機関で独自に若手研究者を対象とした研究支援等を行っていますか。

「1:行っている」又は「2:これから行う予定」を選択した場合、その具体的な支援内容(予定)も記載してください。

【選択肢】

- 1:行っている
- 2:これから行う予定
- 3:行っていない

質問7 機関独自の支援を行っているか



■ 1:行っている ■ 2:これから行う予定 ■ 3:行っていない

実施している具体的な支援内容は以下のとおり。(下線は多かった回答)

- 若手研究者を対象とした学内競争的資金制度
- 科研費応募時の研究計画調書作成支援
- ベテラン教員による科研費応募の際の個別相談
- 大型の科研費研究種目に応募する者への支援
- 科研費に応募し、不採択となった若手研究者に対する研究費の支援
- 博士号取得後の若手研究者を専門研究員として受け入れ、育成・支援を行っている
- 業績等のデータに基づき抽出したアクティブティの高い若手研究者に対する研究費支援
- 若手研究者に対する基盤的研究費の傾斜配分
- テニユアトラック制による、研究環境整備支援や研究費支援を実施
- 論文投稿料の支援
- 英語論文校閲費の支援
- 海外派遣支援
- ポスドク人件費の支援

22

アンケート項目⑦: 質問内容及び選択肢、自由記述欄概要

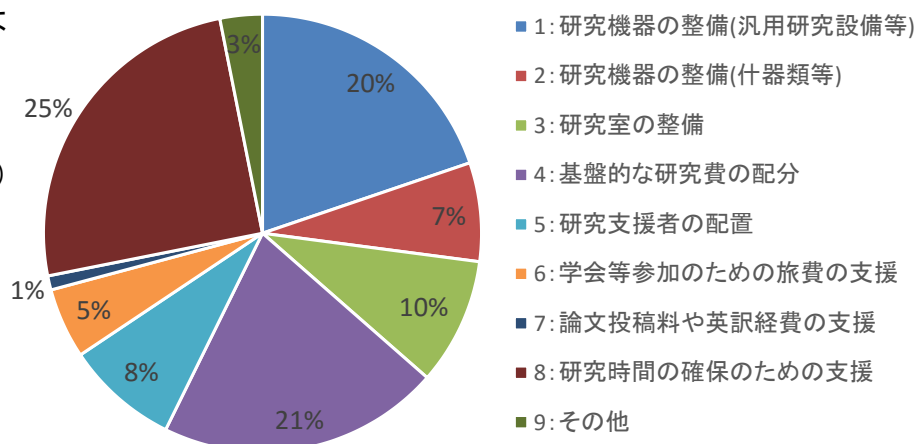
【研究者のみ】

一般的に研究者として独立して研究を遂行するに当たって、どのような支援を所属機関に求めますか。最も当てはまる回答を選択してください。

【選択肢】

- 1: 研究機器の整備(汎用研究設備等)
- 2: 研究機器の整備(什器類等)
- 3: 研究室の整備
- 4: 基盤的な研究費の配分
- 5: 研究支援者の配置
- 6: 学会等参加のための旅費の支援
- 7: 論文投稿料や英訳経費の支援
- 8: 研究時間の確保のための支援
- 9: その他

質問7 機関にどのような支援を求めるか



「9: その他」と回答した者からの具体的な回答内容は以下のとおり。

- 物理的な研究設備のみではなく、データベースやソフトウェア等に対する支援もして欲しい
- 研究機器の整備(汎用研究設備等)、研究機器の整備(什器類等)、研究時間の確保のための支援
- 任期付きのポストで独立して研究を行っているため、安定した雇用が最も必要

23

アンケート項目⑧: その他意見等(自由記述欄概要)

(基盤的経費等による支援等、研究環境全般に関すること)

- 職位や所属機関等により、独立して研究を行うことが困難な若手研究者がいることを考えると、若手研究者個人への直接的支援よりも、各研究機関における若手研究者の研究環境改善を促進させる支援を行うことの方が、若手研究者の独立支援において持続的な効果が得られるのではないかと。具体的には幅広い職位において若手研究者が独立して研究を実施できる研究環境整備に積極的に取り組む研究機関に対して基盤的経費を支援するなど。【研究機関】
- 若手研究者への支援として、研究費そのものも重要であるものの、まずはポストや研究スペースの確保等のための大学の基盤的な予算の拡充が重要。【研究者】
- ヨーロッパの研究室では、秘書の雇用や高いスキルと専門性を持ったテクニシャンによって研究レベルを一定に維持しながら、研究環境を整えるという人的支援が充実している。秘書とテクニシャンを基盤的経費等で措置できれば、研究の時間も確保でき、研究者のパフォーマンスも上がると思われる。【研究者】
- 大学において非正規雇用が横行しており、特別な研究プロジェクト等で雇用された特任や特命教員が大学の人件費削減のために使われている。雇用期間が限定されている中で若手研究者がじっくりと研究を進めることができない状態であり、研究経費のサポートと共に安定的なポストを獲得できるような施策をお願いしたい。【研究者】
- 研究環境の一部を担う者として学生がいるが、昨今、人手不足等により、学生の就業意識が高まり、大学での学業や研究等をおろそかにする傾向がある。このような学業や研究をおろそかにすることで、大学教育が骨抜きにされ、研究の質の低下につながっているのではないかと。【研究者】

24

アンケート項目⑧:その他意見等(自由記述欄概要)

(科研費や本制度に関すること)

- 研究費のみではなく、人件費ともマッチングで使うことのできる支援の形ができれば、機関として充実した研究につながられるのではないかと考えている。【研究機関】
- ある程度大学側の負担を見込まなければならないことが、応募のハードルを上げていることや、支援内容自体、元々の若手研究の研究費との合算使用ができない等、制度が複雑な印象を受けるので、もう少しシンプルな形にしていきたい。【研究機関】
- 現行制度では対象が人文社会学系に偏る、分野や職位等によって対象にならない研究者が多い等、不公平感があるため、制限はかけるべきではない。また、機関の基盤的経費が減少している中で、機関負担分の経費の捻出は困難であるため、元々の研究課題への配分額を増額する等の対応を希望する。【研究機関】
- 本制度を始めとして、国際共同加速基金(国際共同研究強化(A)等)を活用することで、若手研究者の研究環境整備を支援することができているため、このような制度をこれからも作っていただきたい。【研究機関】
- 本制度による支援を受けたことで、必要な研究機器や資料が購入できる等、研究環境の整備や研究活動の更なる発展が見込め、研究成果も期待できる。ただ、一方で追加配分の用途が制限されているなど、使いづらい一面があり、もう少し裁量により、自由に使える形にしてもらいたい。【研究者】
- 研究機関を異動することで、本制度による追加配分額や当該経費で購入した研究機器を異動先に持ち出せないのは、本制度の趣旨に合致しないのではないかと(※)。【研究者】 (※)本制度では研究機器等の移動に制限をかけていないため、機関独自のルールと考えられる。
- 自身の研究室ではなく、学部の設備等改善に使われて終わってしまった感があり、そうであるならば、この分の予算を別に使っていただきたい。【研究者】

25

参考データ

「若手研究」又は「若手研究(B)」に新規で採択された研究者の職位の分類は以下のとおり。

なお、「若手研究(B)」については、対象として「39歳以下の研究者」としていた。
(平成29年度～平成31年度)

※独立基盤形成支援(試行)の対象となっている大学及び大学共同利用機関法人に所属している研究者のみを計上

※「その他」は、研究員、フェロー等、職位が明確に区分けできないものを全て計上

「若手研究(B)」の新規採択者 (平成29年度)		「若手研究」の新規採択者 (平成30年度)		「若手研究」の新規採択者 (平成31年度)	
職位名	人数	職位名	人数	職位名	人数
教授職相当	5	教授職相当	34	教授職相当	48
准教授職相当	483	准教授職相当	483	准教授職相当	606
講師相当	573	講師相当	655	講師相当	1,041
助教相当	2,641	助教相当	2,771	助教相当	3,485
その他	2,115	その他	2,313	その他	1,768
合計	5,817	合計	6,256	合計	6,948

26

現状と課題

- 研究室を主宰する際の必要な研究基盤整備(独立基盤の形成)は、本来的には当該研究者の所属大学が行うべきことである。
- しかし、大学の研究現場においては、デュアルサポートシステムの機能不全により、研究者の独立に当たっても、本人の自助努力で研究室の環境を整えざるを得ない状況になりつつある。
- ➔ 研究機関による初動の研究基盤整備を前提とした、科研費による独立基盤形成支援の仕組みを試行。

支援対象者

- ・「若手研究」の研究代表者として新規採択された者であって、研究室主宰に当たり、所属機関が、研究基盤の整備を主体的に実施しようとしている者であること

※支援対象者の要件

- ・准教授以上の職位に就いて2年以内であること
- ・独立した研究課題を有すること
- ・研究グループの責任者であること(研究グループを組織している場合)
- ・大学院生の指導に責任を持っていること
- ・論文発表の責任者となっていること
- ・その他研究室を主宰する者としての活動があること

公募・審査

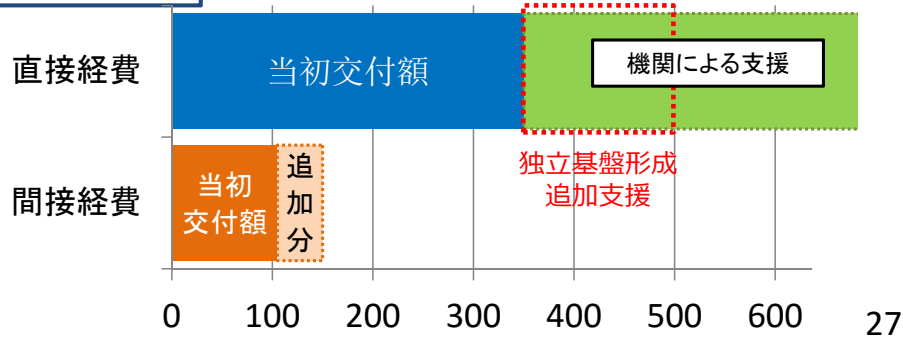
- ・日本学術振興会において実施。
- ・研究機関が行う研究基盤整備の取組について、可能な限り簡素化して審査を行う。

※研究機関での応募可能上限を設定。
(「若手研究」の新規採択件数の5%又は5件のいずれか低い方まで)

※研究機関における優先順位が高い順に採択。

支援スキーム

- ① 「若手研究」の課題は、通常の学術的観点から審査・採択(当初交付)。
- ② 希望する研究機関に対し、採択者に対する300万円以上の独立基盤形成支援を求める。
- ③ 上記支援の実施を確認した後、支援対象者の研究課題について、150万円(直接経費)を上限とした追加交付を行う。(別途30%の間接経費を措置)

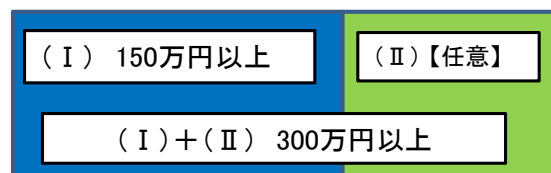


若手研究者等の独立基盤形成支援の類型及び条件設定

支援対象となる「研究基盤整備」の類型

	経費の種類	
	設備等 (研究遂行上必須)	左記以外
対象経費	研究基盤整備 (I) (例) 汎用研究設備、特殊研究設備、備品、什器類、図書 ※科研費の使用ルールにおいて、通常、直接経費により購入し、研究機関に寄付して管理されるものを想定。	研究基盤整備 (II) (例) 研究室の営繕・原状の回復、スペースチャージ、研究支援者雇用、サバティカル経費、海外渡航費 ※研究代表者が希望する内容であり、かつ、所属研究機関が希望内容を踏まえて整備を行うものを想定。

「研究基盤整備」実施に当たっての条件設定



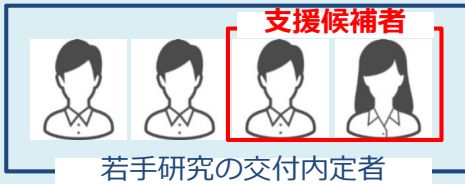
若手研究者等の独立基盤形成支援のスケジュール（平成30年度）

研究機関



(3)～6月末頃

- ・研究室を主宰する「若手研究」の交付内定者の中から支援候補者を選定。
（「若手研究」の採択件数により機関ごとに上限設定）
- ・独立基盤形成計画の応募検討。（支援候補者と所属機関との相談）



(7) 8月～：機関による初期整備等

(1) 4月：「若手研究」の内定（※6月下旬交付決定）



(2) 6月上旬（交付申請後）
研究機関に対し、独立基盤形成支援の公募



(4) 6月～7月上旬
独立基盤形成計画の提出



(6) 8月上旬：追加交付内定



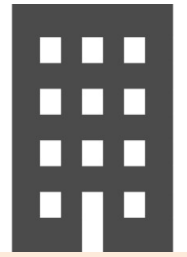
(8) 8月～：変更交付申請書の提出
（基盤整備を実施した旨を記載）



(10) 9月下旬 追加交付決定



JSPS



受付

(5) 7月中
独立基盤形成計画の審査

(9) 9月～
変更交付申請書の確認

令和2年5月28日
日本学術振興会

「国際共同研究強化（A）」の改善について

科学研究費助成事業においても、近年、国際共同研究加速基金を設け、国際共同研究の強化のための研究種目（現行の国際共同研究強化（A・B）など）を運営しているところ。

このうち国際共同研究強化（A）について、日本学術振興会研究事業部では実際に採択され海外に渡航している研究者にアンケート等を行い、制度に関する問題意識等の調査を行った。

その結果、国際共同研究強化（A）を基盤研究種目とは別に設けていることの意義や活用できたことの有効性に関する意見が大多数を占めたが、応募資格等に関しては、いくつか改善の余地があるとの意見があった。また、国際共同研究の意義に関する認識や支援体制の充実度は、所属研究機関によってかなりの差があることが窺われた。

この結果を踏まえ、国際共同研究強化（A）の応募資格及び日本の大学等研究機関に対する取組について、下記の資料のとおり提案等をまとめているので報告したい。

記

【報告内容】

- ・ 科研費「国際共同研究強化（A）」による研究実態等調査について（まとめ）

【報告に当たっての参考資料（別添）】

- ・ 国際共同研究強化（A）による研究実態等調査について（意見交換及びアンケート）

なお、今回の提案は審議会における審議に応えるべく本年年初に整理していた内容であり、基本的に通常（平時）の研究活動を前提としたものであるが、パンデミックという異常状況における一時的・例外的対応の議論と、制度本来の趣旨をより有効にするような長期的改善の議論とは明確に区別して行われるべきである。今後、今般の提案が新型コロナウイルス感染症対策等との関係で実効性を失ってしまうようなことのないよう、審議においても特段のご配慮をお願いしたい。

科研費「国際共同研究強化（A）」による研究実態等調査について（まとめ）

1. 調査実施の背景

- 文部科学省「研究力向上改革2019」において「研究の国際化の強化」が研究資金改革の論点と位置づけられている。

科研費制度においても、近年、国際共同研究加速基金を設け、国際共同研究の強化のための研究種目（現行の国際共同研究強化（A・B）など）を運営している。

- このうち「国際共同研究強化（A）」（以下「国際（A）」という。）については、創設初年度以降応募件数が年々減少傾向にある。JSPSの学術システム研究センターの研究者や大学関係者から聴取した範囲では、以下のような意見（例）が上げられた。国際（A）の対象となりえる研究者がこの制度を活用したいと考えても、当該研究者の考えだけでは実現しづらい要因があると推測できる。

【応募減少傾向に関すること】

- ・ （若手に海外に出て研究経験をつませることは重要だと考えつつも、）大学教員の勤務環境が年々悪化している昨今、若手教員に対し半年から1年海外に行っていこうと考えるだけの余裕が大学（執行部、部局、講座、等）にないのではないか。
- ・ 仮に海外に行かせた場合、他の教員に業務負担が増すことの懸念があり、若い人が手を挙げづらいのではないか。
- ・ 創設当初は、研究者に本研究種目の趣旨等が必ずしも十分に浸透していなかったが、研究計画調書の見直し等により、次第に本研究種目の趣旨等への理解が高まり、応募がより精選されるようになったのではないかと推測される。

【その他】

- ・ そもそも、このような研究種目はなくても国際共同研究はできるのだから、このような制度設計をすること自体科研費制度になじみづらいのではないかと推測される。

- 他方、国際（A）に応募し、採択された結果、当該研究種目を活用して国際共同研究を実施している研究者も一定数存在する。つまり、国際（A）について、（本研究種目の趣旨・対象等を含む制度設計そのものを含め）活用しづらい、あるいは採択されても使い勝手が悪いと感じる研究者がいるとしても、それを乗り越え国際共同研究が実現できている研究者がいることも事実であり、当該研究種目を取り巻く状況等について可能な範囲で調査をすることが必要と考えたところ。
- 制度に関する問題意識等を探るには、本来であれば国際（A）に応募したくてもそれができない、あるいは、構想段階で応募を断念していると思われる研究者層から問題意識について意見を聴取するべきであるが、そのような研究者群の特定は困難である。
- このため、「国際（A）で研究を実施できている者」に対する調査を実施することにより、制度に対する問題意識等を探ることとした。なお、あくまでも国際（A）に採択された研究者を対象とした調査結果であることに留意いただきたい。

2. 調査の実施概要

別添のとおり、国際（A）により海外に渡航している者（53名）に対して、アンケート調査（11項目）を行うとともに、4つの海外研究連絡センターにおいて近隣地域へ渡航している者とアンケート調査項目以外も含め幅広く意見交換（面談）を実施した。

3. 調査結果の概要

- 国際（A）の趣旨・対象等については、「当該種目がある（採択された）ことで海外に長期間渡航して共同研究を行うチャンスが得られた」、「日本のKAKENHIでまとまった助成を受けた研究計画であることを共同研究相手や関連分野研究者が正しく（決して留学の延長ではないと）認識してくれた。」など、国際（A）を基盤研究種目とは別に設けていることの意義や国際（A）を活用できたことの有効性に関する意見が大多数を占めた。しかしながら、応募資格等に関しては、いくつか改善の余地があるとの意見があった。
- 海外における経費執行に関しては、日本の所属機関との調整や海外渡航先研究機関との調整という点で円滑に進めることができている者がいる一方で、一定数の研究者からは、日本の所属機関等との調整に時間を費やさざるを得なかった、あるいは、手続きが煩雑である等、使い勝手に課題がある、などの意見もあった。国際共同研究の意義に関する認識や支援体制の充実度は、所属研究機関によってかなりの差があることが窺われた。

4. 調査結果等を踏まえた検討の方向性

（概要）

調査で聴取できた内容を踏まえれば、本研究種目の趣旨・対象等を含む制度設計そのものに関しては概して肯定的な意見が大多数を占めたが、応募資格については一定の検討可能性がある。

そのほか、国際（A）は一般的な科研費（基盤研究や若手研究など）とはやや性格が異なり、大学（執行部、部局、講座、等）の理解や協力がなければ応募そのものが難しいことから、その改善に向けた取組が必要。

また、海外における活動、経費執行には国内とは異なる事情があることへの対応は、日本の所属機関の理解や支援体制にも大きく関わることから、その改善に向けた取組が必要。

（提案）

- 国際（A）の応募資格について
 - ・年齢制限（36歳以上45歳以下の者）の下限設定について速やかに撤廃する方向で検討。
 - ・渡航期間の上限については、我が国の研究者の置かれている研究環境等を踏まえて、今後その必要性等を検討する。
- 日本の大学等研究機関に対する取組について
 - ・各大学等研究機関に対し、我が国の研究振興における国際共同研究推進の重要性及び本研究種目の意義を積極的に発信する。
 - ・本調査結果の公表を通じ、本研究種目のより有効な活用には、大学等研究機関の各層（執行部、部局、講座、等）において、以下の点に関する理解と協力・支援が重要であることを積極的に発信する。
 - － 海外における研究活動に意欲的に取り組もうとする若手研究者を積極的に送り出し支援する体制の整備
 - － 海外における活動、経費執行には国内とは異なる事情があることについて、日本の所属機関の理解や支援

○ 今後の取り組みについて

- ・前項の要件が国際（A）活用による国際共同研究推進のための有効な策であるとの認識を、審議会でも議論していただく。
- ・本調査結果を踏まえた、各大学等研究機関の好事例等の収集・情報共有に取り組む。

国際共同研究強化(A)による 研究実態等調査について (意見交換及びアンケート)



JAPAN SOCIETY FOR THE PROMOTION OF SCIENCE

日本学術振興会

研究事業部

令和2年5月28日

1

国際共同研究強化(A)の概要

<種目の趣旨>

科研費採択者が現在実施している研究計画について、国際共同研究を行うことでその研究計画を格段に発展させ、優れた研究成果をあげることがを目的とする。その結果、国際的に活躍できる、独立した研究者の養成にも資することを旨とする。

<対象>

応募資格を満たす対象者が一人で一定期間海外の大学や研究機関において海外共同研究者と共同で行う研究計画

<応募資格>

「基盤研究」「若手研究」採択者であって、36歳以上45歳以下の者
(博士号取得後5年以上経過した者は36歳未満でも可)

<応募総額>

1,200万円以下

<研究期間(渡航期間)>

～3年(半年～1年程度)

2

アンケート実施概要について

調査目的:

科研費において「国際共同研究強化」のための種目が拡充されるなど、昨今、政策として国際共同研究の強化に重点が置かれている。

これらを踏まえて、実際に国際共同研究を実施している研究者を取り巻く実情を把握し、今後の制度改善に役立てることを目的に、「国際共同研究強化(A)」により海外へ渡航し共同研究を実施している研究者へのアンケート及び意見交換を実施した。

実施方法:

- 平成31年4月時点において、国際共同研究強化(A)に採択され、イギリス、ドイツ、アメリカの各国に滞在中の研究者53名に対してメールにて調査票を送付。
- 回答は選択制としているが、補足説明欄を設け、自由記述も可能とした。
- アンケートに回答した者のうち、26名については、直接意見交換を実施。

アンケート対象者数及び実施時期:

	アンケート回答者数	うち意見交換者	アンケート実施時期(意見交換日)
イギリス	10	4	H31(2019).3.29~4.5(4.18)
ドイツ	9	5	H31(2019).3.29~4.5(4.16)
アメリカ(西海岸)	12	4	R1(2019).5.30~6.7(6.28)
アメリカ(東海岸)	22	13	R1(2019).6.21~6.28(8.27~28)
合計	53	26	

3

アンケート結果の概要

【本研究種目の制度設計、趣旨等について】

- 本研究種目の制度設計の見直しも念頭にアンケートを実施したところ、制度設計自体には概して肯定的な意見が大多数であったが、以下の点については改善の余地があるとの意見もあった。

- ・応募資格:年齢制限(36歳以上45歳以下の者)の下限をなくしてはどうか。
- ・渡航期間:「6か月以上とし、6か月から1年を原則」の上限をなくしてはどうか。

- 本研究種目を設ける意義について、以下の意見のとおり、基盤研究種目とは別に設ける意義があるとの認識であった。

- ・本研究種目があるからこそ、海外への長期間の渡航が可能となった。
- ・ある程度の規模の研究費を確保していることから、渡航先機関においても独立した研究者として扱われ、自分の研究を自由にできる。

- 実際の執行に関しては、所属機関との調整や渡航先機関との調整という点で、円滑に進めることができた者もいるものの、一定数の研究者からは調整に時間を費やさざるを得なかった、あるいは、調整等したものの手続等が煩雑である等、使い勝手等で課題があるという意見もあった。

<円滑に行えた事例>

- ・サバティカル制度との組み合わせによる代替要員や渡航期間の確保

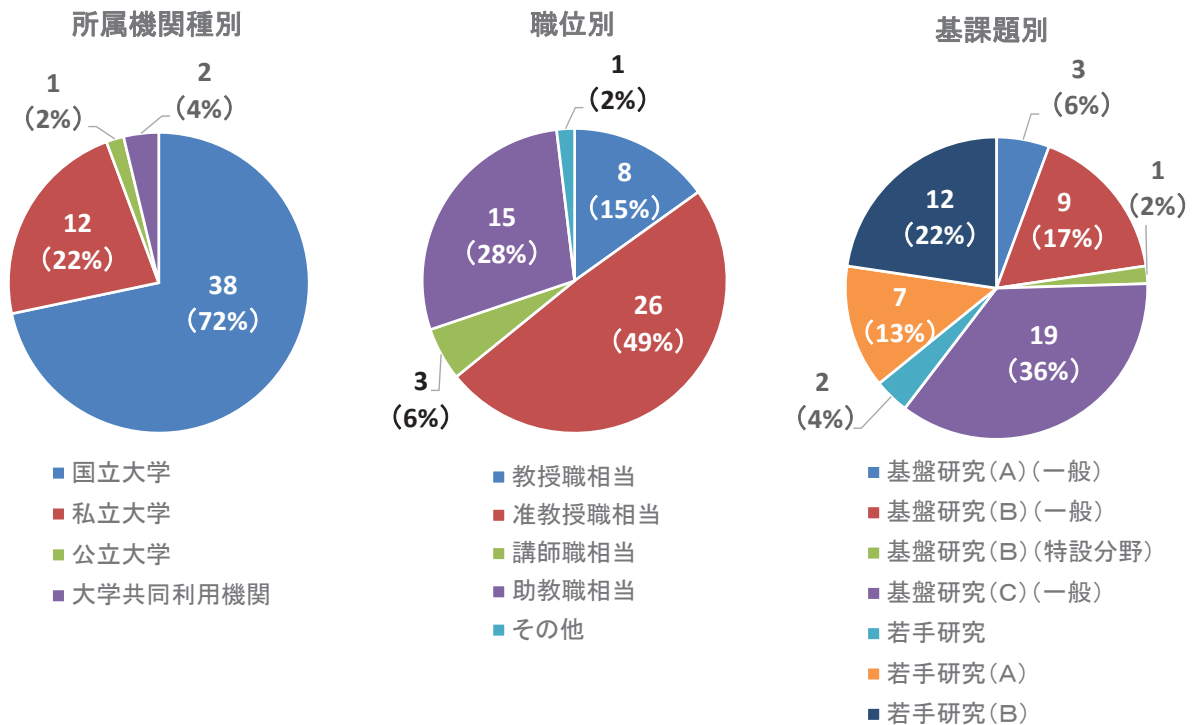
<使い勝手等で課題のある事例>

- ・長期出張という取扱いによる旅費減額の対応
- ・立替払いによる自己負担の重さや立替払いが認められない物品(試薬、毒劇物等)がある
- ・物品購入等の事務手続の煩雑さ(写真送付による検収、クレジットカード明細送付等)
- ・渡航先でも所属機関の業務(学生指導等)とは完全に切り離されていない

4

属性(所属機関種別、職位別、基課題別)

【全体(回答者数=53)】

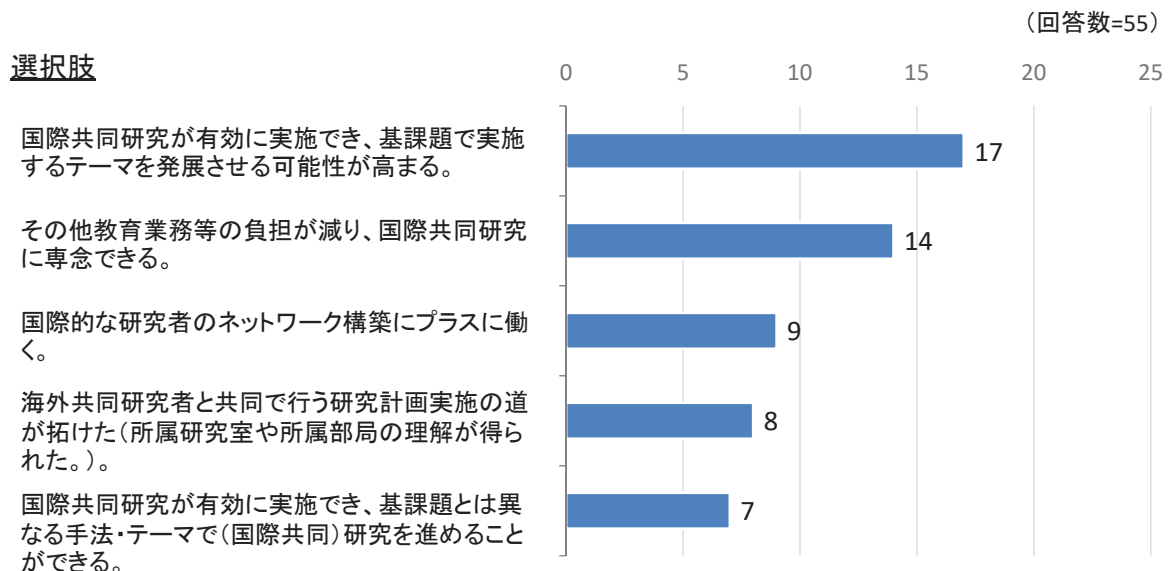


5

アンケート項目1-1: 質問内容及び選択肢

質問1-1:

「国際共同研究強化(A)」(以下、「国際A」という。)は、基盤研究等の基課題について、国際共同研究を行うことによりその研究計画を格段に発展させ、優れた研究成果を上げることを目的としています。「国際A」による研究実施における基課題との関連性や日本国内での研究実施状況をお考えの上、どのようなメリットを感じますか。最も当てはまる回答を一つ選択してください。



※回答者数=53 複数回答した者がおり、延べ回答数55

6

アンケート項目1-1:補足説明欄等概要1

意見交換時の意見・自由記述の回答等を抜粋し、以下のとおりまとめた。

【国際共同研究強化(A)のメリット】

- 本研究種目があるからこそ、海外への長期間の渡航が可能となった。
- 海外に行くための研究種目というのが、基盤研究等と別に設定されていることで、学内での理解も得やすく、また、大学ランキングのポイントを上げるということもあり、大学から手厚くサポートしてもらえた。
- 国際共同研究強化(A)で渡航することで、まとまった研究時間を確保でき、業務負担も軽減され、研究に専念できる。
- 研究遂行のための研究費があることで、一般的な留学とは異なり、イニシアティブを取って、共同研究を進められることが最大のメリットであると感じる。
- 大学をめぐる現状を考えると、代替要員を確保するための経費を支出できる、本研究種目特有の仕組みが重要であると考える。
- 基課題のみでは、国内で手の届く範囲での研究とせざるを得なかったが、本研究種目に採択されたことにより、国際的なプロジェクトにも参加可能となり、研究の範囲が広がった。
- 国際共同研究そのものの遂行と、それによって基課題を発展させることが同時に可能である点はメリットだと感じる。

7

アンケート項目1-1:補足説明欄等概要2

【国際共同研究強化(A)のメリット(続き)】

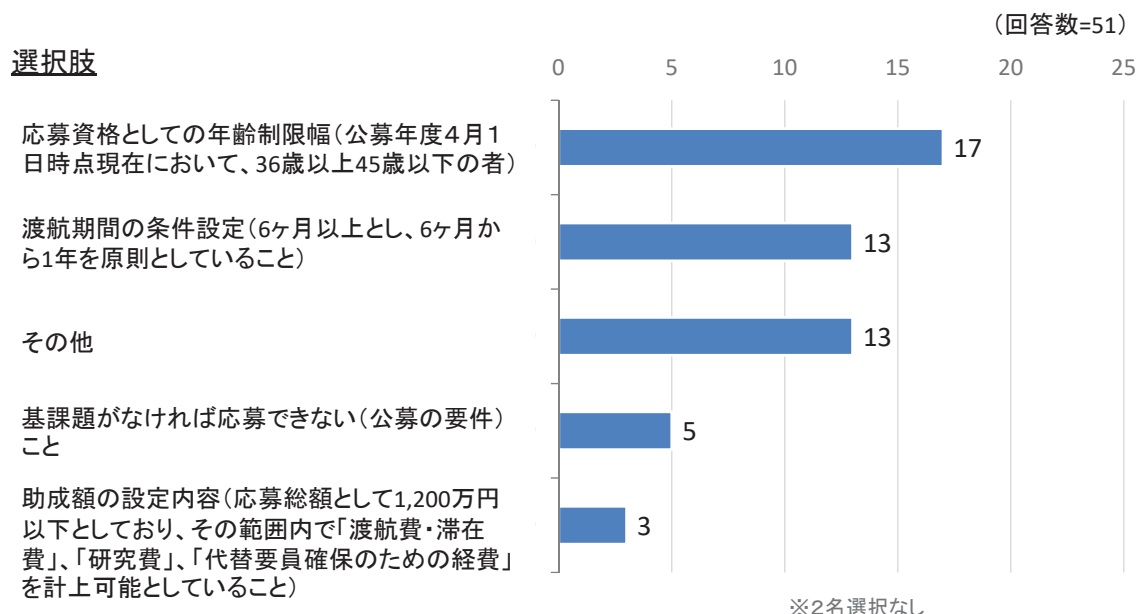
- 基課題の推進もさることながら、渡航先機関の研究者や渡航先の企業との連携の仕方、研究組織の運営方法、及び一般の方から理解を得られる情報発信の方法について、得ることが多い。
- 渡航先機関の近隣に有力な研究機関が集まっており、研究分野の動向を日本にいる時よりも敏感に感じることができる。また、その分野で有名な研究者がいるので、そういった交流もメリットと感じる。
- 日進月歩で展開している技術開発分野に関して、当該分野で世界トップの研究者と共同研究を行うことができる。今後、様々な研究内容で共同研究を続けていく上で必要となる国際的なネットワークを構築できた。

8

アンケート項目1-2: 質問内容及び選択肢

質問1-2:

現行の「国際A」について、「できれば改善して欲しい点」がありますか。以下のうちから最も当てはまる回答を一つ選択してください。



9

アンケート項目1-2: 補足説明欄等概要

【国際共同研究強化(A)について改善してほしい点】

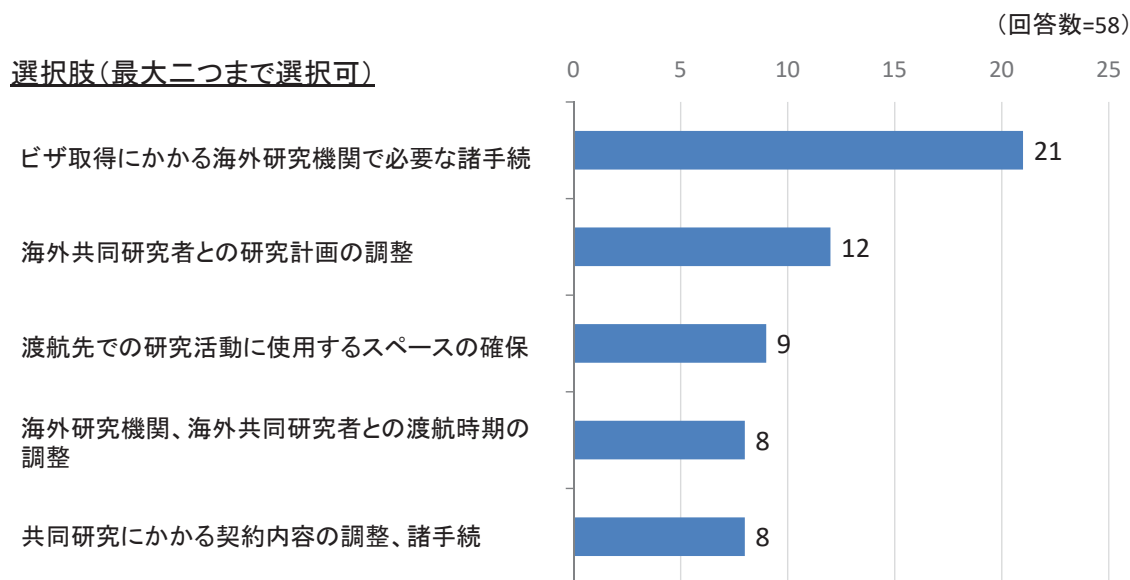
- 応募資格としての年齢制限(応募年度4月1日時点で36歳以上45歳以下の者)の下限については必要ないのではないか。また、制限する場合も海外特別研究員等と同様に博士号取得後の年数で制限してはどうか。
- 渡航期間について、原則1年以内という制限は、研究が進展した場合や渡航前の準備等も考えると短いと感じる。
- 応募資格としての年齢制限(応募年度4月1日時点で36歳以上45歳以下の者)の上限について、仕事や家庭の事情、タイミング等あるため、50歳以下くらいまで拡大してはどうか。
- 渡航期間について、6か月以上という制限は、家庭の事情や渡航先の都合等もあるため、研究を遂行しづらい。渡航期間に制限を求めるよりも研究成果を求めるようにしてはどうか。
- 基課題について、基課題と本研究種目による研究課題との関連や渡航期間中の取扱いが難しく、基課題を設定する必要はないのではないか。
- 本研究種目の研究課題終了後に、さらに当該共同研究を発展させる上で応募可能な研究種目を充実してほしい。
- 受給回数制限をなくしてほしい。

10

アンケート項目1-3: 質問内容及び選択肢

質問1-3:

「国際A」の研究実施に伴う海外渡航に際して「海外研究機関、海外共同研究者との関係」で特に苦勞した(している)点がありますか。強く考えられるものから最大二つ選択してください。



※11名選択なし(特に苦勞していないとの回答)

11

アンケート項目1-3: 補足説明欄等概要

【国際共同研究強化(A)の研究実施に伴う海外渡航に際して苦勞した点】

＜海外渡航先機関、海外共同研究者との関係＞

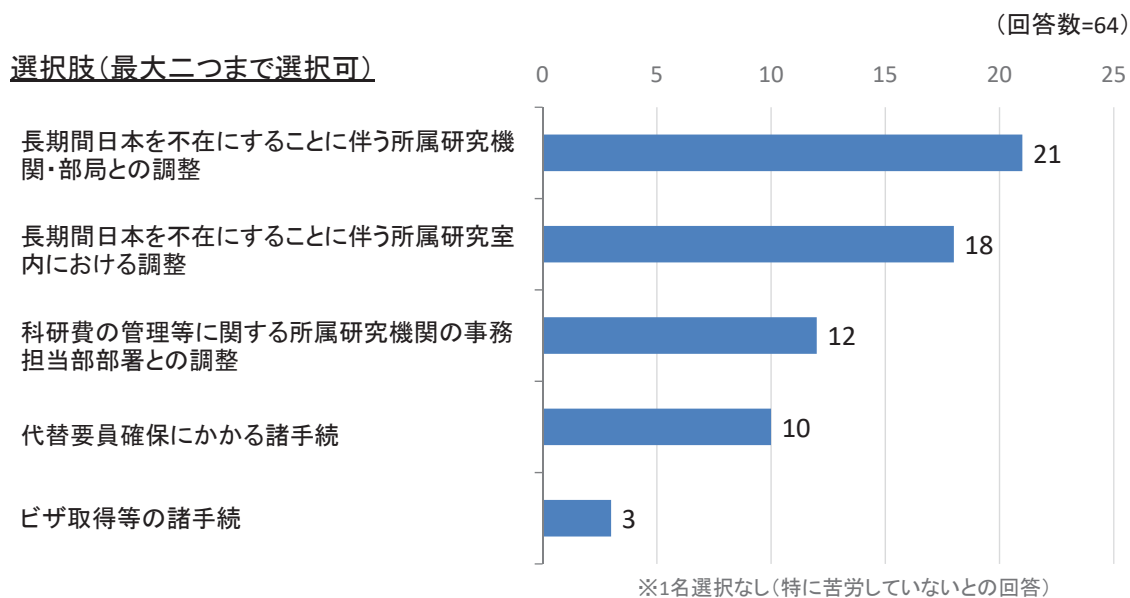
- 渡航先機関における研究費の執行に関する、渡航先機関と所属機関との契約のすり合わせや渡航先でどのように物品を調達するか等に時間と労力を要した。
- ビザの取得に関して、渡航先機関とのやり取りなど非常に時間を費やした。
- 渡航先機関における研究スペースの確保(部屋の鍵や共有機器(プリンター等)の使用権限の付与も含む)が難しい。
- 渡航先機関との共同研究契約の締結に際し、渡航先機関におけるレビューの実施や実験遂行のためのトレーニング等の必要があったため、時間を要した。

12

アンケート項目1-4: 質問内容及び選択肢

質問1-4:

「国際A」の研究実施に伴う海外渡航に際して「(日本の)所属研究機関との関係」で特に苦労した(している)点がありますか。強く考えられるものから最大二つ選択してください。



13

アンケート項目1-4: 補足説明欄等概要

【国際共同研究強化(A)の研究実施に伴う海外渡航に際して苦労した点】

<所属機関・部局・研究室、所属機関事務担当者等との関係>

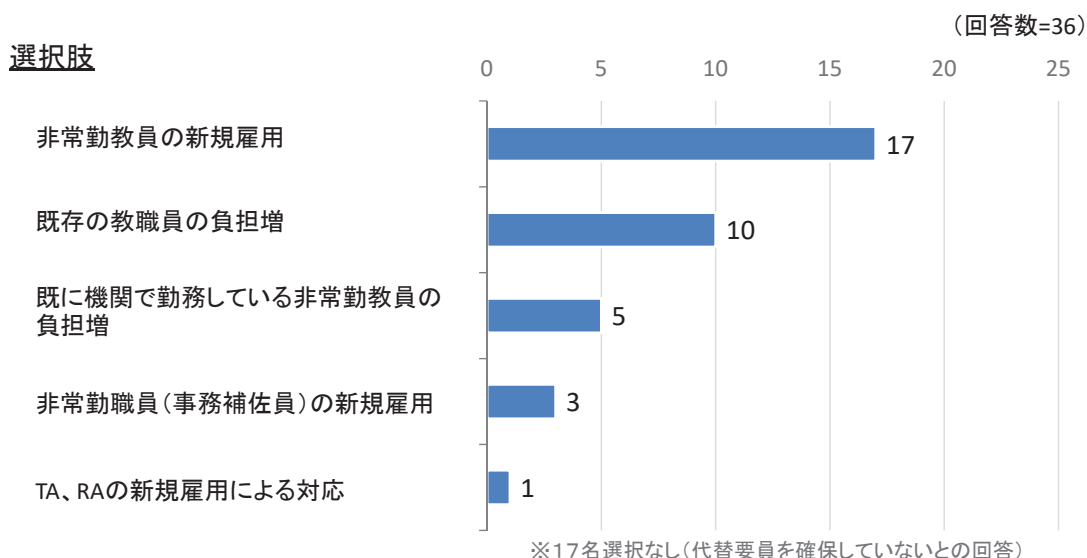
- 長期間の海外渡航による不在に伴い、授業や講義を代替する教員の確保が必要であるが、半年～1年間という期間で公募を行ってもなかなか見つからない。そのため、結果的に自身の所属専攻の他の教員に授業や講義の代替を依頼せざるを得ず、所属専攻との調整が最も難しい。
- 所属研究室において、自分の代わりに講義や教育を行ってくれる者がいない。また、学生や院生の指導を代わりに行ってもらうことは難しく、渡航先でも指導等を行わざるを得ず、渡航期間は半年～1年間が限界である。
- 所属機関の事務担当者が海外における研究費の執行に慣れていないため、事務担当者との調整が必要である。

14

アンケート項目1-5: 質問内容及び選択肢

質問1-5:

「国際A」では、制度設計上「代替要員」の確保を想定しています。渡航に際し、「代替要員」の確保をされましたか。確保された方は、どのような形態であったのか、最も近いと考えられるものを一つ選択してください。



15

アンケート項目1-5: 補足説明欄等概要

【国際共同研究強化(A)の研究実施に伴う代替要員の確保について】

<代替要員を確保した者>

- 所属機関のサバティカル制度を活用したため、国際共同研究強化(A)の経費から代替要員の人件費を負担することなく、所属機関が代替要員の人件費を支払う形で確保できた。
- 代替要員として、①担当講義の代替要員(非常勤教員の新規採用)、②研究室内の事務要員(事務補佐員の新規雇用)、③担当学内委員、担当学生の研究指導の代替依頼(既存の教職員の負担増)を必要とした。①の人件費は所属機関負担、②の人件費は国際共同研究強化(A)の経費で支払っている。渡航する者にとって③が最も心理的抵抗が大きい。
- 代替要員自身のキャリアにもなるので、代替要員確保の仕組みがあると良いと思う。

<代替要員を確保しなかった者>

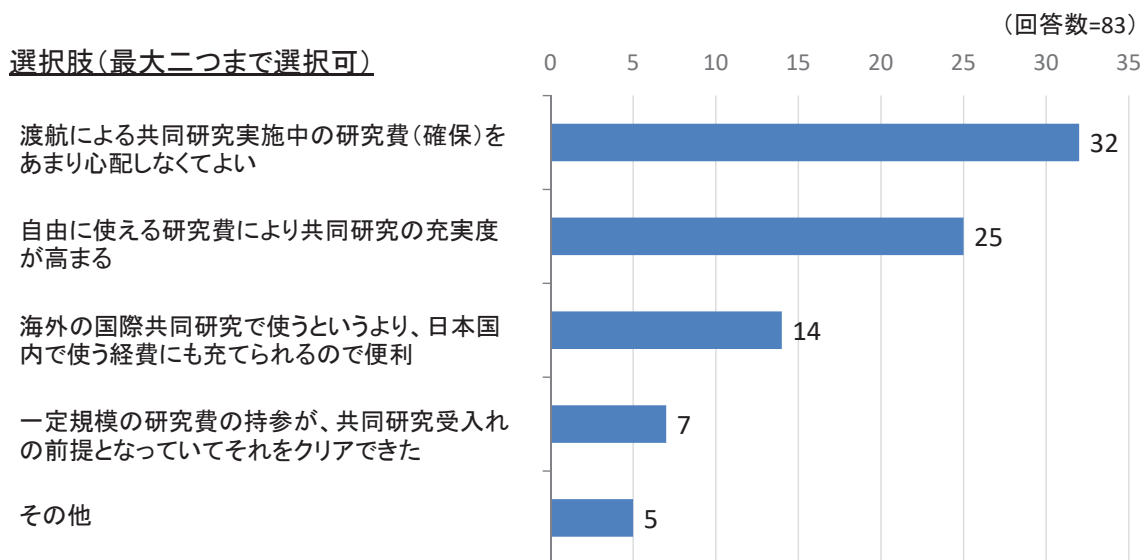
- 非常勤教員を新たに雇用して1年間だけ依頼することは現実的には難しく、同僚の教員の理解を得て講義の代理を依頼せざるを得ない。そのため、同僚の教員に負担が行くことになってしまう。また、学生指導は代替が難しく、渡航先からスカイプなどで指導を行っている。
- 非常勤教員を採用する場合、基本的には所属機関側が全て負担してくれることになっていたため、国際共同研究強化(A)から代替要員確保のための経費を支出する必要はなかった。

16

アンケート項目1-6: 質問内容及び選択肢

質問1-6:

「国際A」は、渡航費等に加え研究費を措置する制度ですが、その「研究費措置」があることによってどのようなメリットを感じますか。強く感じるものから最大二つ選択してください。



17

アンケート項目1-6: 補足説明欄等概要

【国際共同研究強化(A)における研究費の措置について】

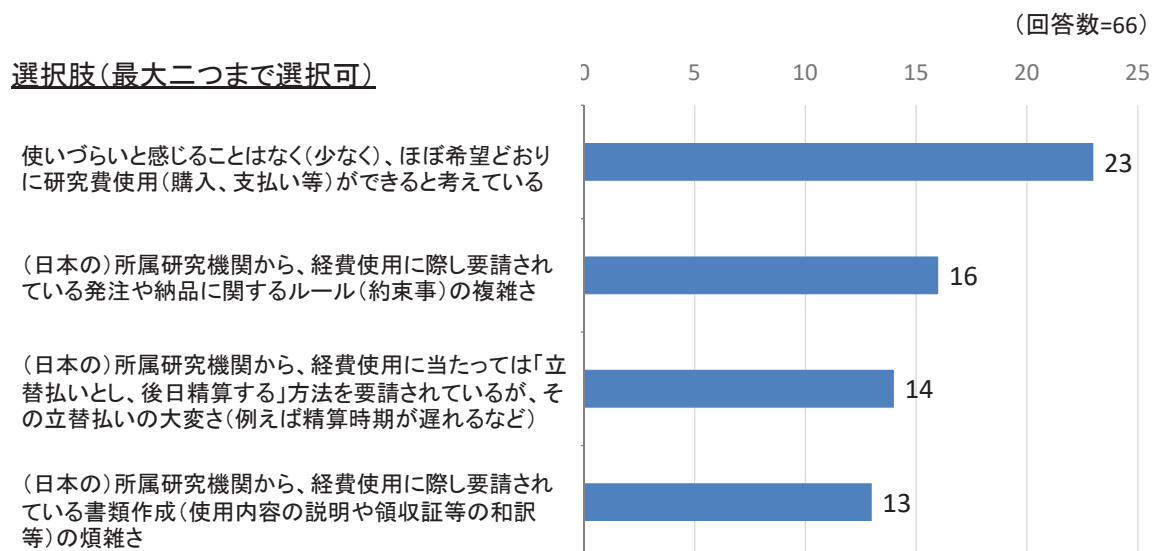
- ある程度の規模の研究費を確保していることから、渡航先機関においても独立した研究者として扱われ、自分の研究を自由にできる。
- 研究費を持っていないと先方が共同研究を受け入れない訳ではないが、研究費を持っている方が先方にとって受け入れやすいのは間違いなく、また、複数の海外機関で研究を実施する上でも都合がよい。
- 研究テーマとその研究費を持参するということで非常にスムーズに受入が決まった。大型の予算のため、信頼度も高く厚遇されている。
- 渡航先での研究費を心配する必要がなく、また、帰国後に国内で研究を継続できる。
- 研究環境の確保(ハード面、ソフト面)、生活環境の確保(とりわけビザ取得)、長期の在外研究への従事による所属機関への負担軽減(とりわけ代替要員の確保)のいずれもカバーできる規模の研究費の獲得が、本国際共同研究実施のための重要な支援となっている。
- ベンチフィーを支払ったことで、座席、ネットワーク環境、図書館(ジャーナルアクセス含む)も自由に使えるようになった。

18

アンケート項目2-1: 質問内容及び選択肢

質問2-1:

「国際A」の研究費を海外の滞在先等で使おうとするとき、制約があって使いづらいと考えることがありますか。強く考えられるものから最大二つ選択してください。

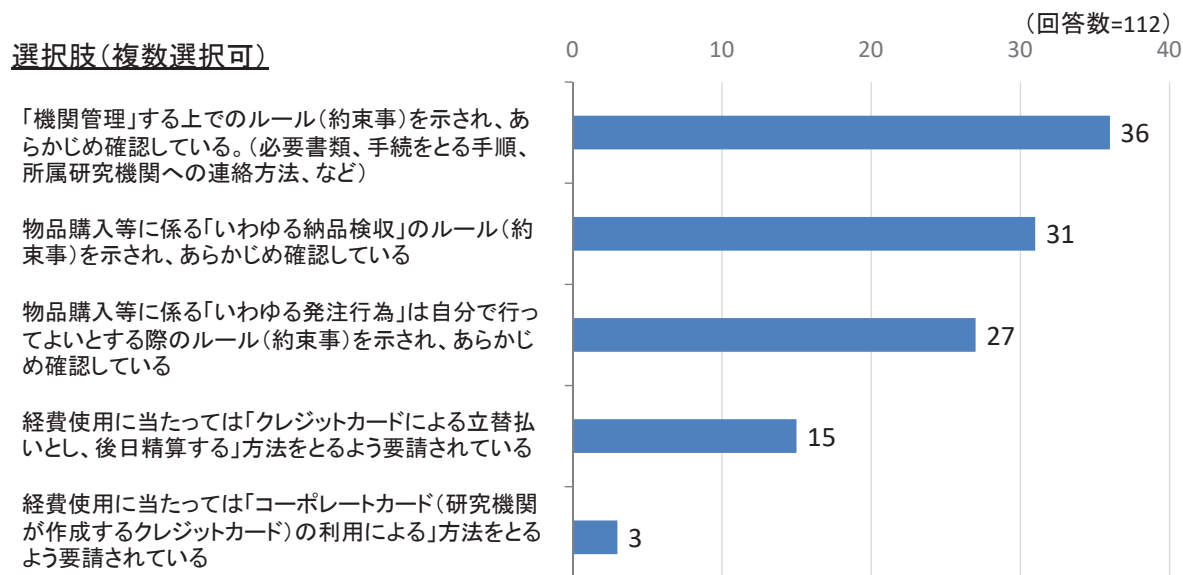


19

アンケート項目2-2: 質問内容及び選択肢

質問2-2:

科研費は、経費の使用に当たり「機関管理」してもらう前提での制度運営を行っています。しかしながら、海外滞在中における研究遂行上、国内と同水準の「機関管理」を行うことは事実上困難であると考えられます。そこで、「国際A」による海外渡航とその「機関管理」に際し、(日本の)所属研究機関から要請されていることがありますか。近いと考えられるものを全て選択してください。

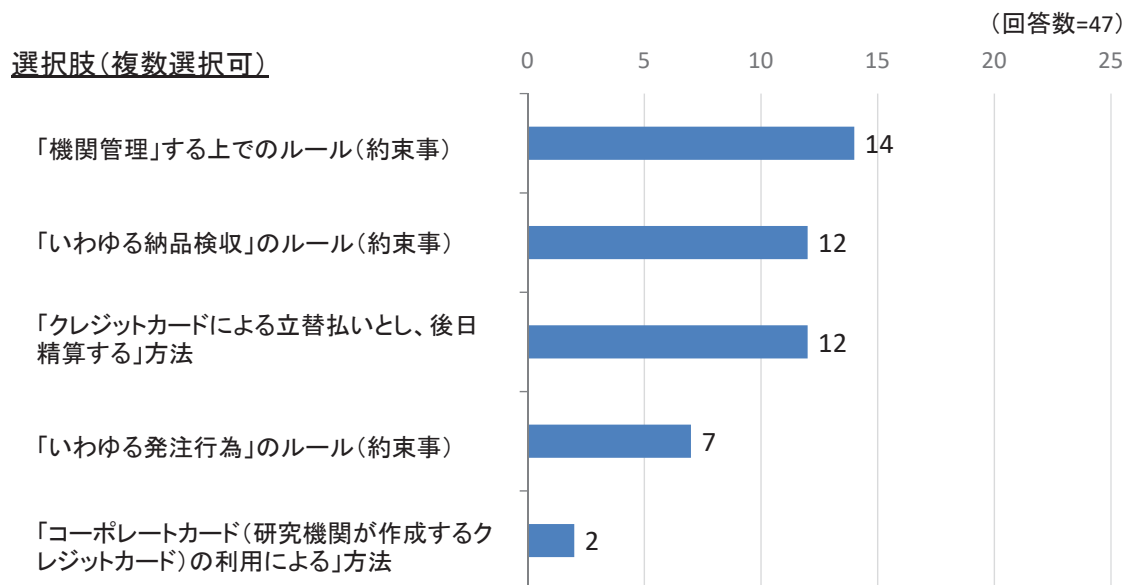


20

アンケート項目2-3: 質問内容及び選択肢

質問2-3:

「2-2.」で要請されていることのうち、考え方が難しい、手続きが面倒、といった印象をお持ちでしたら、そのようにお感じのものを全て選択してください。

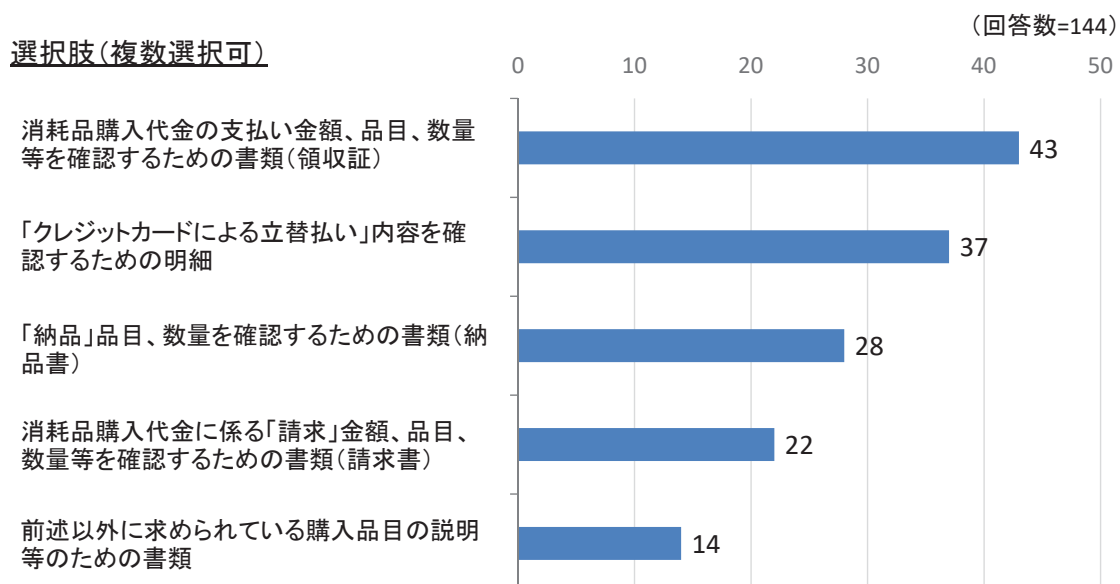


21

アンケート項目2-4: 質問内容及び選択肢

質問2-4:

海外滞在中における研究遂行上必要な消耗品を買いたい場合、(日本の)所属研究機関から、「必要書類」とされている書類について、該当すると考えられるものを全て選択してください。



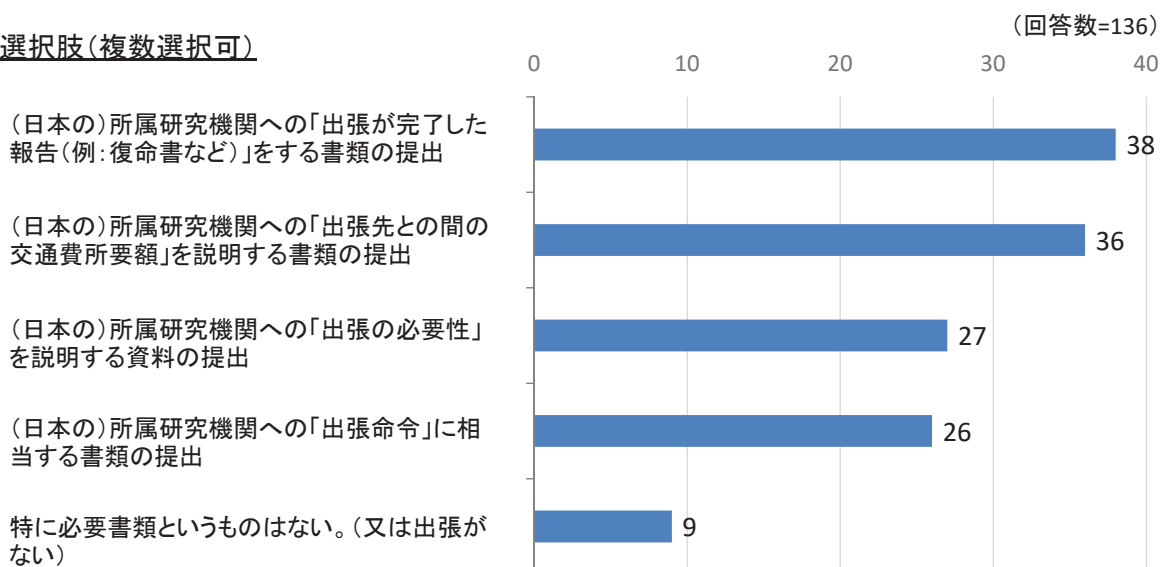
22

アンケート項目2-5: 質問内容及び選択肢

質問2-5:

「国際A」の研究費を使って、現在共同研究を行っている拠点から他の研究機関に出張することがあります。ある場合、いわゆる「出張」のために必要な手続きはどのようなものか、該当すると考えられるものを全て選択してください。

選択肢(複数選択可)



23

アンケート項目2-1～2-5: 補足説明欄等概要1

アンケート項目2-1～2-5では、「国際共同研究強化(A)」の海外滞在中における経費の使用について調査した。意見交換時の意見・自由記述の回答等を抜粋し、以下のとおり項目別にまとめた。

【海外における経費執行に関する事務手続等について】

<主に物品購入に係る手続>

(手続全般)

- 国内・海外で基本的に事務手続に変更はない。
- 基本的には全て事務局発注が原則となっているものの、国際共同研究強化(A)に関しては教員に発注権限・納品(検収)権限が与えられている。
- 基本的には国内での発注と同様のルールで運用することとなり、領収書は郵送もしくは帰国後に原本を提出する。検収は写真を送付することで認められている。

(支払方法:立替払い、クレジットカード払い)

- 国内では基本的に全て事務局発注だが、海外では立替払いが認められており、金額の制限はない。ただし、最終的にクレジットカードの明細を提出する必要がある。
- 立替払い、クレジットカード払いのいずれも可能である。明細や立替払申請書を提出する必要があるが、国内と同様の手続のため、それほど厳しいとは感じていない。
- 物品を購入する場合は事前に申請した上で立替払いを行い、最終的には領収書、現物の写真、クレジットカードの明細が必要となる。
- 所属機関では、クレジットカードの確定明細ではなく、使用明細で支払をしてくれるので、月単位で使用明細を送っている。

24

アンケート項目2-1～2-5:補足説明欄等概要2

【海外における経費執行に関する事務手続等について(続き)】

<主に物品購入に係る手続>

(支払方法:クレジットカード払い、概算払い等)

- 物品はクレジットカード払いとなっており、電子版の領収書をWeb明細と合わせて所属機関に送っている(紙媒体での領収書が出ないことが多いため、Webでの対応が認められている)。
- 所属機関から研究費を一旦概算払いでもらっているため、立替払いは必要なく助かっている。提出書類として、領収書、納品書、クレジットカードの明細の提出とともに、仮払精算書を作成し、帰国後、精算を行うことになっている。
- 渡航先機関への会計処理の委託は特に行っていないので、自身のところに購入した物品の請求書が来て、その請求書を所属機関に送って処理している。
- 渡航先における執行はクレジットカードで支払っている。高額物品の購入については渡航先機関の経理発注で後日、所属機関から渡航先機関の経理に支払がされる。

(支払方法:コーポレートカード払い)

- 国内と同様に立替払いが可能で、レシートで精算するが、コーポレートカードもあるので、今回の渡航ではそれを使用することとなっている。
- 研究費専用コーポレートカード利用でWeb明細で処理される。渡航先の住居でのネット接続、タクシー利用、荷物の運搬については別途理由書が必要となる。なお、英語以外の場合は領収書の和訳を付ける必要がある。
- コーポレートカードは1月末が締切が原則であるものの、翌年度も予算が継続している場合は事前に相談することで、締切の延長が可能となっている。コーポレートカードでの1回の支出は10万円以内とされているが、それを超えるものも相談すれば恐らく可能と思われる。

25

アンケート項目2-1～2-5:補足説明欄等概要3

【海外における経費執行に関する事務手続等について(続き)】

<主に物品購入に係る手続>

(研究者発注の可能な金額)

- 10万円以上の物品は事前に事務局への確認が必要となっている。
- 立替払いは50万円未満、100万円以上は相見積もりが必要となる。必要な書類が揃っていれば海外でも同様の手続で執行可能となっている。
- 100万円未満は研究者自身で物品の発注が可能であるため、少額物品は自分で渡航先で入手(立替払い)している。
- 50万円までは教員発注可能で、それ以上は相見積もりが必要となっている。
- 20万円以上の場合事務局発注が基本で、早急に必要場合は事前に発注して相見積もりを取ることになっている。50万円以上は全て事務局発注となる。

(納品・検収)

- 所属機関で検収の原則的なルール(一定額以上の物品購入には担当者による検収が必要等)は存在するが、渡航前に担当者とあらかじめ相談して、検収の簡略化等の対応をしてもらった。
- 渡航先での検品は現物の写真を送付することとなっている。
- 渡航先で物品を購入した場合、所属機関名と自身の名前を入れた領収書、現物の写真が必要となる。
- 検収は本人検収を認められている。日付入りの現物の証拠写真を提出することで、検収としている。
- 渡航先で購入した物品等のうち、一定額以上のものには管理シールを貼付する必要があるが、帰国後持ち帰ってからとなっている。

26

アンケート項目2-1～2-5:補足説明欄等概要4

【海外における経費執行に関する事務手続等について(続き)】

＜主に旅費に係る手続＞

- 旅費の手続については基本的に国内と同様の手続(出張申請書と出張報告書の提出)となっている。
- 旅費(滞在費)は概算払いで支出されており、帰国後に精算予定である。
- 旅費については、コーポレートカードでの支出が認められていない。
- 国際共同研究強化(A)での渡航は長期出張扱いのため、滞在費という形になり、家賃(住居費)という形での経費は出ない。また、滞在費について、長期間になればなるほど日当が減額されることとなる。
- 学会参加の場合、会う相手、活動内容、プログラムの該当部分を提出する。学会参加でない場合は、文章で報告する。
- 出張で写真までは要求されないが、打合せ等で誰が参加したかのリストは必要となっている。

【海外における経費執行等に関して困難を感じた点】

(立替払いの困難さ)

- 渡航先での物品購入は渡航してからしか支払形式が分からないことが多く、所属機関で推奨される購入形式に対応できない、あるいはそもそも立替払いができないケースもある(例えば毒劇物)。
- 渡航先で立替払いが認められておらず、渡航先機関のオンラインシステムでなければ発注できないため、所属機関に立替払いで請求することができない(そもそも高額な試薬が多いため、立替払いが認められたとしても現実的ではない)。
- 渡航先機関経由でないと購入できない物品があり、その際は為替手続をして購入することになり支払遅延になりやすい。

27

アンケート項目2-1～2-5:補足説明欄等概要5

【海外における経費執行等に関して困難を感じた点(続き)】

(立替払いの困難さ)

- 所属機関から渡航先では原則立替払いを求められているが、立替払いではクレジットカードの限度額を気にする必要がある。
- 所属機関からコーポレートカードの使用が推奨されているが、渡航先機関の発注システムを経由しなければ購入することができない場合、コーポレートカードを使用できない可能性がある。
- 立替払いで10万円の物品を購入し、その現物写真と領収書をメールで送付したが、帰国する際に現物を確認してもらうまで、立替払いの精算をしてもらえない。

(事務手続の煩雑さ)

- 公的な外部資金ということもあり、海外で研究費を使用することに関して事務担当者がより一層非常に神経質になり研究費の執行が難しい。渡航先で消耗品等の物品を購入すると証拠書類の準備と内容のチェックなどの細かい書類のやり取りが長く続くことになってしまう。
- 所属機関のルールとして見積・請求・納品書、相見積もり、現物の写真などあるだけ取って欲しいと言われている。また、これらの書類は紙媒体での原本でなければならないというルールがあり、電子媒体でも可能としてもらえるとういと思っている。
- クレジットカードによる立替払いのため、購入した全ての物品について立替払いの請求書を作成しなくてはならず大変である(理由もその都度書く必要がある)。
- 高額なものは相見積もりが必要で、海外では実質的に購入することができない。
- 物品の購入は実質的に立替払いとなっており、発注書類、現物の写真、関連書類の和訳を付けて提出する必要がある。これらを1件1件行わなければならないので煩雑である。

28

アンケート項目2-1～2-5:補足説明欄等概要6

【海外における経費執行等に関して困難を感じた点(続き)】

(旅費、滞在費に係る困難さ)

- 旅費について、所属機関ではサインした書類や飛行機の半券など原本が必要なもので、帰国するまで出張手続が完了しない。また、所属機関からは公共交通機関の使用が求められるものの、国や地域によっては公共交通機関がない(公共交通機関では行けない、あるいはあっても治安の関係で使えない)ところも多いので、支出できないケースが出てくる点も問題と感じる。
- 渡航先は滞在費等の生活費が高く、国際共同研究強化(A)から滞在費を全額出すと研究費がなくなる。そのため、滞在費の支給額については、所属機関との調整を行い、月ごとに割合を変えられるようにした。
- 住んでいる地域は家賃が高いが、所属機関から家賃は出ない。長期出張扱いであるため、滞在費という形での支給になるが、これは長期滞在(=生活)をすることを想定したルールとなっていないと感じる。

(自己負担の重さに係る困難さ)

- 以前は渡航先の生活費は概算払いではなく、帰国後の精算となっていたため、金銭的に苦しかった。今はコーポレートカードで何とかなっている。
- 研究費が自身の銀行口座に振り込まれるのが、支払が確定した後(クレジットカードの使用明細ではなく確定明細)になるため、しばしばそれなりの金額を立て替えなければならず、不便を感じる。
- 立替払いした金額が口座に振り込みされるのが遅く、累積していくのが問題になりそうである。

29

その他意見交換時の意見等1

【生活面について(生活基盤、給与、家族、保険等)】

- 渡航期間中、基本給は保障されるものの寒冷地手当や勤勉手当は支払われなくなる。
- 子供が小さいため、家族帯同は大変である。
- 渡航先での子供の学校の手続が大変だった。また、渡航先の住居の契約に際して、電気とガスの契約に苦労した。住居を日本から借りる手続が困難である。
- 渡航先での住居探しは日系の不動産にお願いした。家具も備え付けだったので、苦労しなかった。
- 既往歴があると、日本の保険に入れない。渡航先機関では、ビザ取得の際に、既往症をカバーする必要があり、推奨された海外の保険に入ったが、使い勝手は難しそうである。
- 海外の保険を延長することはできるが、海外だとインターネットでは保険に入らず、書類で手続が必要となる。

【ビザについて(手続等)】

- ビザ申請に当たっては東京に行く必要があり大変であった。

【研究環境について】

- これまでの研究者としてのキャリアの中で、アメリカ、日本、イギリスでの研究経験がある。アメリカでの生活が長いが、アメリカ、日本、イギリスでは研究環境がかなり異なると感じている。日本、イギリスは研究費が途絶えると研究が途切れてしまうという状況は似ている。アメリカ、ドイツは研究費の規模が飛び抜けている。
- アメリカはユニークなものを尊重してもらえる。ユニークなことを言うと、企業にリクルートされるという明るい道がある。アメリカはユニークさをより求める。

30

その他意見交換時の意見等2

【研究環境について】

- アメリカの場合、論文に書かれていることは、2～3年前のことで、現地に行ったら既に新しい研究が進んでいる。アメリカは新しい研究へのフットワークが軽く、新しいアイデアを持つ人ほどピックアップされやすい。アメリカの教授は経営的な感覚(起業感覚)を持っており、研究費は人件費に使っている。アメリカではツイッター等を活用して情報発信し、誰かの目にとまりお金を集められるようにしている。渡航先研究室の研究者の割合については、昔は日本人研究者が多かったが、今は中国人研究者が多く、質も高い論文になっている。ただ、日本人フェローに対する需要はかなり高いと感じられる。
- ヨーロッパ、日本での研究者としてのキャリアがあるが、その経験に照らせば、日本の大学は教員の雑務と書類仕事が多すぎると感じる。観察していると、明らかに日本の大学に就職した研究者の方が研究のパフォーマンスが低下しているように見える。その違いは自由に使える研究費の多寡よりも、研究に専念できる時間の違いにあると思っている。雑務からの解放を可能とする本研究種目は共同研究を推進する上では極めて効果的であるが、一方で限界もあると感じる。

【その他】

- 本研究種目終了後にネットワークを継続できる研究種目があるとよい。
- 本研究種目の経費の使い道を簡単に示したパンフレットのようなものが日本語版、英語版で所属機関と渡航先機関の双方で共有できればスムーズになると思われる。また、経費を渡航先機関に移すための契約書等もテンプレートがあるとよい。
- 海外の研究者(日本に所属を持たない研究者)とも一緒にできる科研費があるとよい。今は経費の管理上、渡航先機関に直接お金を渡せないため、経費の執行が難しい。
- 情報交換ができるように現地日本人のコミュニティが必要であると思われる。

31

(参考)アンケート質問事項一覧①

【国際Aの趣旨・対象等について】

- 1-1. 「国際A」は基盤研究等の基課題について、国際共同研究を行うことによりその研究計画を格段に発展させ、優れた研究成果を上げることを目的としています。「国際A」による研究実施における基課題との関連性や日本国内での研究実施状況をお考えの上、どのようなメリットを感じますか。
- 1-2. 現行の「国際A」について、「できれば改善してほしい点」がありますか。
- 1-3. 「国際A」の研究実施に伴う海外渡航に際して「海外研究機関、海外共同研究者との関係」で特に苦労した(している)点がありますか。
- 1-4. 「国際A」の研究実施に伴う海外渡航に際して「(日本の)所属研究機関との関係」で特に苦労した(している)点がありますか。
- 1-5. 「国際A」では、制度設計上「代替要員」の確保を想定しています。渡航に際して「代替要員」の確保をされましたか。確保をされた方は、どのような形態でしたか。
- 1-6. 「国際A」は、渡航費等に加え研究費を措置する制度ですが、その「研究費措置」があることによってどのようなメリットを感じますか。

32

(参考)アンケート質問事項一覧②

【国際Aの海外滞在中における経費の使用について】

- 2-1. 「国際A」の研究費を海外の滞在先等で使おうとするとき、制約があって使いづらいたく考えることがありますか。
- 2-2. 科研費は、経費の使用に当たり「機関管理」してもらう前提での制度運営を行っています。しかしながら、海外滞在中における研究遂行上、国内と同水準の「機関管理」を行うことは事実上困難であると考えられます。そこで、「国際A」による海外渡航とその「機関管理」に際し、(日本の)所属研究機関から要請されていることがありますか。
- 2-3. 「2-2.」で要請されていることのうち、考え方が難しい、手続きが面倒、といった印象をお持ちのものについてお答えください。
- 2-4. 海外滞在中における研究遂行上必要な消耗品を買いたい場合、(日本の)所属研究機関から、「必要書類」とされている書類についてお答えください。
- 2-5. 「国際A」の研究費を使って、現在共同研究を行っている拠点から他の研究機関に出張することがありますか。ある場合、いわゆる「出張」のために必要な手続きはどのようなものですか。

